

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 7 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 7 年 3 月 4 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
（令和 6 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号））
- 日程第 4 議案第 13 号 令和 7 年度幕別町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 14 号 令和 7 年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 15 号 令和 7 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 16 号 令和 7 年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 17 号 令和 7 年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第 18 号 令和 7 年度幕別町下水道事業会計予算
- 日程第 10 議案第 19 号 令和 6 年度幕別町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 11 議案第 20 号 令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 21 号 令和 6 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 22 号 令和 6 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 23 号 令和 6 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 15 議案第 24 号 令和 6 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議案第 25 号 幕別町企業版ふるさと納税基金条例
- 日程第 17 議案第 31 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 35 号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

会議録

令和7年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年3月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥
17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 農 業 委 員 会 会 長 中村富士男
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健
札 内 支 所 長 川瀬吉治 教 育 部 長 白坂博司
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
住 民 課 長 佐々木一成 福 祉 課 長 広田瑞恵
保 健 課 長 西嶋 慎 水 道 課 長 河村伸二
経 済 建 設 課 長 吉仲有希 学 校 教 育 課 長 酒井貴範
ほか、関係係長
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥

議事の経過

(令和7年3月4日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和7年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、13番藤谷議員、14番田口議員、16番谷口議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月21日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方地自法第199条第9項の規定による行政監査結果報告書および地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、報告いたします。

次に、故芳滝仁議員に対する弔意をあらわすため、中橋友子議員より発言を求められておりますので、これを許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 議長のお許しをいただき皆様の賛同を得て、議員一同を代表いたしまして昨年12月7日にご逝去されました芳滝仁議員に謹んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

芳滝議員は昨年6月に胃がんと診断され、病気療養のため入退院を繰り返されておりました。食事が思うように取れず、徐々に体力を落とされながらも、気力を振り絞って議会に臨まれ、気丈にふるまわれていたお姿に誰もが心配をし、一日も早くお元気になっていただきたいと願っておりました。

10月には4日間にわたる産業建設常任委員会の道外研修に参加され、観光誘客や畜産の振興、自然エネルギーの活用など地域経済の活性化に主眼を置いた先進地で共に学び、活発に意見を交換され、しっかりと使命を果たされておりました。あれからわずか2か月しかたないのに、帰らぬ人となられましたことは、やはり信じられない気持ちでいっぱいです。

今、この議場で芳滝議員が着席するはずの15番の席にはあなたのお姿はなく、また声を聴くことも今はもう叶いません。

芳滝議員は、昭和27年4月8日、父・芳滝智昌様、母・好子様の次男として奈良県でお生まれにな

りました。

龍谷大学文学部仏教学科をご卒業後、本願寺の布教師として全国各地で活動され、昭和 53 年に本願寺帯広別院の僧侶となられました。

平成 3 年には、幕別町宝町にありました顕勝寺の三代目住職に就任され、その後、現在地に新築移転され、地域に根差したお寺として、門徒の方はもちろん地域住民に大変親しまれ、頼りにされておりました。

平成 15 年 4 月には、周囲の期待を一身に背負い、幕別町議会議員選挙に立候補し激戦のなかを最多得票を得て勝ち抜かれ、初当選の栄に輝かれました。

以来、6 期 21 年もの長きにわたり、あなたは持ち前のフットワークの良さを生かし、行動力をもって積極的に活動されました。

平成 27 年 5 月から 31 年 4 月までの 4 年間は議長に就任し、当時、地方交付税の削減など地方行政の取り巻く環境が厳しさを極めたときであり、幕別町の行財政の立て直しに信念をもって取り組むとともに、議会運営に当たっては、議員定数のあり方や開かれた議会づくりに情熱をもって取り組まれました。

私と芳滝議員とは、主義主張が異なることが多々あり、お互いに譲れず、さまざまな場面で意見がぶつかることもあり、議論を交わしたことは一、二度ではありませんでした。

しかしながら貴方は 1 期生のときから、確固たる信念と絶え間ない努力に裏打ちされた意見を持ち、同年代の議員として刺激を受けるとともに、意見の違いはありましたが、お互いに幕別町の発展と町民福祉の向上、住みよいまちづくりにかける思いは同じであったと確信いたします。

今日の行財政の厳しさや、多様性を受け止め合う社会の構造的な変化の中で新たな政策は、ますます充実させていかなければならないものと思います。

芳滝議員を失ったことは誠に残念ではありますが、芳滝議員の思いも胸に、幕別町議会あげて、これからの課題に取り組んでまいります。

意志が強く一本気な性格と、情に深く世話好きな人柄は、本日傍聴にお越しいただいたご家族様と、そして私たちの心にこれからも生き続けていくことでしょう。良き伴侶であった今は亡き美和子様もあなたの 72 年の生涯を、温かく受け止められていることと思います。

最後に、私どもは多くの足跡を残された芳滝議員のまちづくりに対する思い、町民の幸せを願う心を忘れずに、すべての人が住みよい幕別町のまちづくりを議員の使命とし、誠心誠意努力することを固くお誓い申し上げます。

ここに謹んで芳滝仁議員のご功績をたたえ、追悼の言葉といたします。

令和 7 年 3 月 4 日、幕別町議会議員中橋友子。

○議長（寺林俊幸） これで、中橋友子議員の発言は終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

10：11 休憩

10：11 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、2 点につきまして行政報告をさせていただきます。

はじめに、大雪による被害状況等について申し上げます。

2月3日から4日にかけて、日本海で発生した低気圧が急速に発達しながら北東に進んで北海道に近づき、三陸沖で発生した別の低気圧が前線を伴い日本の東を北東に進みました。

これらの低気圧の影響により、十勝地方では湿った空気が流れ込み3日夜遅くから4日昼前にかけて十勝管内の広い範囲で強い雪が降り、帯広測候所では4日9時までの12時間降雪量が、統計開始以来最多の120センチメートルとなる記録的な大雪となり、道東自動車道、帯広尾自動車道、国道38号、236号などが通行止めとなったほか、JRの運休や航空機の欠航、路線バスの全面運休など交通に大きな乱れが生じました。

この大雪による町内の被害状況につきましては、農業施設等でビニールハウスが全壊32棟、半壊2棟、一部損壊4棟で計38棟、倉庫が全壊7棟、半壊1棟、一部損壊1棟で計9棟、格納庫および車庫が全壊2棟、一部損壊3棟で計5棟、堆肥舎が全壊1棟、鶏舎が全壊1棟、牛舎が一部損壊1棟で、営農施設等において計55棟、家畜2頭が犠牲となる被害が発生いたしました。

被害を受けた施設等の復旧に対しては、国や道などの支援がないことから、町独自の支援として、ゆとりみらい総合資金貸付金に新たに災害特例資金を設け、農業用施設等の復旧に要する費用を無利子で貸付を行うこととし、所要の経費を補正予算に計上させていただいたところであります。

次に、大雪に対する町内の除排雪の状況についてであります。2月4日の午前1時に町内の一斉除雪を開始し、通勤通学時間となる午前7時までに一巡目の除雪を終えたところですが、予報を大幅に上回る降雪量となったことから、引き続き二巡目の一斉除雪を行い、午後9時までに幹線道路と団地内道路の一部を、翌日の5日午後6時頃までに残りの団地内道路を含め、一車線分を概ね確保したところであります。

その後、2月6日からは、通学路や幹線道路の排雪を夜間に、団地内道路の拡幅除雪を日中に行っておりましたが、予想を超える積雪量に加え、急激な気温上昇による路面状況の悪化から除排雪作業が難航し、通学路については9日まで、コミュニティバス路線については11日まで排雪作業に時間を要したものの、除排雪業者のご協力もあり、14日までに全ての町道において日常生活に支障がない程度まで除排雪作業を終えたところであります。

次に、コミュニティバス「まくバス」、「さつバス」への影響についてであります。

2月3日に帯広測候所が発表した「大雪に関する十勝地方気象情報」により、交通障害の発生が見込まれたことから、運行事業者の十勝バス株式会社との協議の上、4日の全便を計画運休としたところであります。

運行の再開については、除排雪の状況を見極めバスが安全に交差できる道路幅員が確保できるまでに時間を要したことから、まくバスは12日から、さつバスは13日から運行を再開したところであります。

今回の運休による影響は、まくバスで5日間25便、300人、さつバスで、6日間79便、739人、合計1,039人の方々の足に影響が出たものと推計しております。

次に、公共施設等の閉館等の状況についてであります。役場、札内支所、糠内出張所、忠類総合支所、札内コミュニティプラザ以外の公用・公共施設は2月4日を休館、5日から通常通りの開館としたほか、町内の小中学校は2月4日と5日の2日間を臨時休校とし6日から通常通り再開、常設保育所は4日も通常通りに開所しましたが、へき地保育所は忠類を除いて4日と5日を休所、また、学童保育所につきましては、小中学校が臨時休校となったため4日と5日を休所としたところであります。

次に、JR札内駅の無人化について申し上げます。

昨年12月にJR北海道から、3月のダイヤ改正にあわせ札内駅を無人化にする旨の連絡を受けたところであります。

JR北海道では、人口減少に伴う利用客の減少と人手不足の問題が深刻化しており、窓口の係員の確保が困難となる状況にあることから、全道的に窓口業務の機械化を進め路線の維持に努める考

えが示されました。

町としては、あまりにも唐突な通知であり、無人化に伴う影響や懸念される課題の整理をはじめ、地域の住民や駅窓口を利用している団体等の意向を把握する暇もなかったことから、本年1月29日に「駅員の継続配置を求める要望書」をJR北海道に正式に提出したところであります。

これを受け、JR北海道の担当役員が2月7日と16日の2回に渡り来町し、無人化する駅の考え方と無人化に伴い生じるさまざまな課題の解決策について説明をいただきました。

JR北海道が道内の路線維持を大前提に経営努力をしている一方で、人手不足が深刻な状況にあることから、乗車人員や窓口発券枚数などの面で、影響の少ない駅の無人化に踏み切らざるを得ない状況にあることを考慮すると、本町としてはいつまでもこれを受け入れずにいることは極めて難しいものと認識をしているところであります。

しかしながら、駅舎を利用する高校生や高齢者等の利便性が低下し、更なる利用の減を招くことのないよう、防犯・衛生・暖房面の維持管理に加え、待合室の快適性の向上などについて検討することや住民理解を得るための時間が必要と判断し、実施時期を少なくとも半年延期するよう改めて要望したところであります。

このことから、現在、JR北海道では札幌駅の無人化を令和7年10月1日まで延期することとし、この間、町との間で駅舎の利活用を含めた利用客の利便性の向上と、住民の理解促進に向けた取組を進めていくことで意見が一致したところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[行政執行方針]

○議長（寺林俊幸） 次に、町長から町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和7年第1回町議会定例会が開会されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

はじめに、2月4日の未明から降り始め、観測史上1位となる積雪を十勝地方にもたらした大雪により、住民生活に大きな影響を及ぼし、数日間に渡り交通に支障が出たほか、農業用ビニールハウスや建物にも大きな被害が発生したところであり、被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、これらの被害の復旧に対し、町といたしましても、できる限りの支援を講じてまいります。

さて、一昨年4月に町民の皆さんからの付託を受け、町長として三期目の町政の舵取りを担わせていただいていたから、早くも任期の折り返しを迎えようとしております。

昨年は台風や大雨などの大きな災害はなかったものの、原油価格や物価の高騰は先行き不透明で、地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしており、引き続き、水道料金の基本料金無料化や低所得者等に対する各種給付金の給付などさまざまな対策を講じてきたところでありますが、今後におきましても、国や北海道等関係機関と連携を図り、住民生活をしっかりと下支えするとともに、より一層町民の皆さんの声、現場の声に真摯に向き合い、いただいた任期の折り返しを迎える今、引き続き本町の持続的な発展に向け、緊張感を持って、全力で町政運営に当たってまいります。

次に、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

地方自治体における最重要課題は人口減少と少子高齢化であり、これは本町においても例外ではありません。

令和6年度までを計画期間とする「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを進めてまいりましたが、「幕別町人口ビジョン」における人口推計において、令和2年3月に改訂

したビジョンでは、2023年度末に2万6,132人であった推計が、住民基本台帳の人口では2万5,418人となっており、推計との乖離は大きくはないものの、人口減少は確実に進んでおります。

しかしながら本町において、全体的な少子高齢化の傾向の中にあって、子育て世代の社会増減は転入超過の状況にあり、私がこれまで一貫して、子育て世帯をはじめとした多くの若年層に住んでもらうことで永続的な町の発展につなげたいという強い思いを胸に、「子育て支援策」と「定住対策」を重要な二本柱とし、各種施策を推進してきたことが、僅かながら成果として表れていると感じております。

高齢化率についても、2060年には町全体で32.1パーセントとなる推計であり、高齢化のスピードは緩やかになるものの、引き続き少子高齢化が顕著であることから、本年2月に改訂した「幕別町人口ビジョン」および「第3期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地域の活力を維持するため、十勝管外や道外からの移住・定住者を増やすなどの施策に取り組むとともに、インバウンドや観光目的の滞在者、いわゆる交流人口を増やすなどの取組を計画に位置づけ、人口減少対策に努めてまいります。

これまで、3期目の公約として掲げた高校生までの医療費の無料化をはじめ、不妊治療への助成や産後ケア事業の拡充など、子育て世帯が安心して産み・育てられる環境を整えるための施策を実施してきましたが、本年度から新たに、1か月児健康診査実施事業や新生児聴覚検査実施事業を実施し、子育てしやすい町づくりを進めてまいります。

さらに、健康寿命の延伸に向けた施策といたしましては、令和7年度から骨粗しょう症検診事業を実施するほか、中等度の難聴者が積極的な社会参加、地域交流を図ることで認知症を予防すること等を目的として、中等度難聴者補聴器購入助成事業を開始するとともに、定期予防接種化された带状疱疹ワクチン接種に対する助成も実施してまいります。

本町では、昨年3月、「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言し、その実現に向けては、幕別町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設における照明器具のLED化をはじめ、省エネ冷蔵庫への買い換えや住宅の省エネ改修に対する補助を実施してまいりました。

本年度も引き続き、脱炭素社会の実現に向けた施策を展開し、私たちが受け継いできたこの自然と調和した豊かで美しい郷土を、次代を担う子どもたちにしっかりと引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

今後におきましても、本町における人口の将来展望を見据えつつ、4年間の約束事として掲げた37の公約を迅速かつ着実に実行し、本町ならではの強みを生かしたまちづくりに取り組むことで、3期目の政策のスローガンに掲げた「子どもたちの未来のために みんなで創る 輝けるまち幕別」の実現に向け全力を傾注してまいります。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計予算の総額は、199億9,898万3,000円で、前年度と比較いたしますと、26億1,892万6,000円、15.1パーセントの増となっております。

また、特別会計および公営企業会計を含めた全体の予算総額につきましては、314億12万円で、9.4パーセントの増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約48億4,000万円で、前年度と比較して、アイヌ文化拠点空間整備事業や相川20号橋改修事業などの実施に伴い、47.7パーセントの増となっております。

また、非投資的経費は、総額約151億6,000万円で、前年度と比較して、物件費では地方公共団体情報システム標準化・共通化対応委託料や公共施設LED機器リース料、扶助費では令和6年10月の制度改正に伴う児童手当や障害児通所支援費等給付費、人件費では正職員の人事院勧告に係るベースアップ、会計年度任用職員への勤勉手当の支給などを要因として、全体で7.5パーセントの増となっております。

次に、歳入についてであります。町税は、国が実施する個人住民税定額減税の終了に伴い、約

1億円の増収を見込むなど、全体では前年度と比較して約2億円、7.3パーセントの増としております。

普通交付税については、国の地方財政対策の内容等を踏まえ、前年度の当初交付決定額に対して0.8パーセントの増で計上したところであります。

基金繰入金については、財政調整基金から4億円、まちづくり基金から約4億円、減債基金から2億円、森林環境譲与税基金から約7,000万円など、総額約11億4,000万円を計上したところであります。

また、町債については、普通建設事業債に25億3,480万円、過疎債のソフト事業分に3,500万円と、総額では前年度と比較して10億2,690万円、66.6パーセントの増となりました。

なお、臨時財政対策債につきましては、国の地方財政計画において、平成13年度の制度創設以来、初めて、新規発行額がゼロとなりましたことから、皆減としたところであります。

以上、新年度予算の概要について申し上げますが、厳しさを増す地方財政の中にあって、「選択と集中」の考えの下、必要な事業に重点的な配分を行うよう編成したところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、「第6期幕別町総合計画」に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の一つ目、「協働と交流で住まいる」についてであります。

活力ある住みよいまちづくりを進めるため、町民の皆さんとの対話を積み重ねながら、町内会活動を中心とした協働のまちづくりを一層推進してまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けては、現在策定を進めております「男女共同参画計画」に基づき、各種施策を体系的に展開するとともに、本年4月1日からは、パートナーシップ制度を導入し、互いの個性や多様性を認め合い、一人ひとりが社会の対等な構成員として参画し、誰もが生きがいと誇りを持って活躍することのできる地域社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

定住施策の推進につきましては、マイホーム応援事業を継続して実施するとともに、あらゆる機会を捉えて、子育て支援策など幕別町の「売り」を積極的にPRしてまいります。

行政運営に当たりましては、デジタル技術を積極的に活用することとし、国のデジタル田園都市国家構想交付金などの財源を活用した効果的な取組を推進し、自治体情報システムの標準化・共通化を進め、業務の効率化を目指すとともに、本年3月10日からLINEを活用した情報発信を開始するほか、町ホームページをリニューアルし、やさしい日本語や読み上げ機能などを活用して、住民にわかりやすい情報提供を行うなど、より一層、効果的な行政運営に努めてまいります。

また、本年は、令和8年4月からスタートします「第5次行政改革大綱及び前期推進計画」の策定の年となりますが、世界経済の動向やエネルギー価格の不安定な変動により、先行きが見通せない物価高騰が今後も続く予想される中、行政の役割もこれらの社会情勢に合わせた対応が求められておりますことから、令和6年度までの「第4次行政改革大綱推進計画」の内容の検証・評価を行い、時代に即応した次期計画を策定し、効率的、効果的な行財政運営に取り組んでまいります。このほか、庁舎環境整備として、近年、異常とも思える猛暑が続いていることを受け、役場庁舎にエアコンを設置し、執務環境の改善を図ってまいります。

次に、基本目標の二つ目、「特色ある産業で住まいる」についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化と後継者不足に加えて、地球温暖化・大規模自然災害などの気候変動や国際情勢の変化、金融市場の変動等による肥料・飼料等の生産資材の価格高騰といった厳しい状況に直面しております。

このため、再生産可能な農業基盤の確立に向けて、基盤整備と担い手の確保・育成を農業振興の柱として重点的に取り組みつつ、高付加価値化などの所得の確保に向けた取組を支援し、生産基盤の強化と農業経営の安定化に努めてまいります。

具体的には、土地改良事業として、国営事業では、札内川流域地区かんがい排水事業の新規採択に向けた地区調査および新川二期地区排水機場更新事業を、道営事業では、水利施設等保全高度化

事業等を、団体営事業では、農業水路等長寿命化・防災減災事業により忠類第一幹線明渠排水路の再整備を引き続き実施するなど、農業生産基盤の整備による生産性の向上を図ってまいります。

また、農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業を実施する公益財団法人幕別町農業振興公社への支援や新規就農者育成総合対策事業、経営継承・発展支援事業の活用により担い手の確保・育成に努めるとともに、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」に基づく農業経営基盤強化促進事業および農地中間管理機構事業の実施により、担い手への農地の集約・集積化を推進します。

さらに、ふるさと土づくり支援事業の見直しにより、持続可能な土づくりをより一層推進するとともに、農業金融制度の活用や高付加価値化の取組への支援に加えて、高品質な肉用牛の生産振興に向けては優良和牛生産基盤強化事業を実施することにより、経営体の育成、農業競争力の強化に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税を活用し、私有林森林整備環境保全事業等により、森林資源の適正な管理・利用を推進し、地球温暖化防止や国土保全等の森林が有する多面的機能の向上を図るとともに、林業経営体だけでなく新たに苗木生産事業者の育成も行うことで、より効率的な林業経営の実現に努めてまいります。

商工業を取り巻く環境は、物価高騰の長期化により、あらゆる物が値上がりする一方で価格転嫁ができないなど、コロナ禍前にも増して厳しい状況が現在も続いていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給事業、企業開発促進条例による支援を行うことなどにより企業の事業継続を支援するとともに、町内金融機関や商工会と連携を図りながら町内経済の活性化に努めてまいります。

市街地の賑わいづくりににつきましては、令和5年7月に開設した「空き施設利用サポートセンター」を通じて、幕別地域を中心に、これまで10件を超える空き家の活用、空き店舗の開店につながるなど、少しずつ再生への道筋が見えてきたところであります。

本年度は、こうした流れを加速すべく、忠類地域に空き施設利用サポートセンターのサテライトを開設するとともに、昨年4月に制度を拡充した「商店街活性化店舗開店等支援事業」により、新たな事業者の参入を促進するなど、引き続き、市街地の賑わいづくりに取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、従業員を募集しても人が集まらないなど企業にとっては厳しい状況が続いておりますことから、令和2年6月から開設している無料職業紹介所「幕別町お仕事紹介所」の取組を推進するとともに、ハローワークと連携し町内事業者の声を聞きながら労働力の確保に努めてまいります。

観光につきましては、令和6年2月に策定した「幕別町自転車活用推進計画」に基づき、国のナショナルサイクルルート「トカプチ400」の自転車走行環境の整備を行うほか、私がバスガイドを務める町内バスツアーの実施、観光物産協会と連携した各種イベントの開催に加えて、オリンピックなど16人の幕別町応援大使の協力をいただきながら、町の認知度の向上を図り、国内外からの観光誘客に取り組んでまいります。

次に、基本目標の三つ目、「人がいきいき住まいる」についてであります。

子ども・若者支援につきましては、本年3月に策定いたします「すべての町民が支えあい、子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち」を基本理念とした「幕別町こども計画」に基づき、子どもや若者、子育て家庭の多様なニーズに応じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めるとともに、若者に対しては、ひきこもり相談を含め、社会参加や就労に向けた支援などに努めてまいります。

教育・保育施設につきましては、現在、幕別認定こども園整備に係る実施設計中でありますので、実施設計終了後は、令和8年夏の完成に向け、建設工事の予算を提案すべく準備を進めてまいります。

明るい長寿社会の実現につきましては、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、外出支援サービスなど日常生活の支援

や社会福祉協議会等と連携した権利擁護事業の充実を図るとともに、認知症の方や周囲に暮らす方が互いに理解を深め、安心して暮らすことが可能となる共生社会の実現に向けて、認知症サポーター養成講座や介護予防事業など各種施策を推進してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障がいのある方が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活・安心した社会生活ができるよう、「まくべつ障がい福祉プラン2021」の基本理念である「自立・社会・参加・共生」の実現を目指し、「障害者職場体験事業」や「チャレンジ雇用事業」などの取組を通して障がい者の就労支援を継続するとともに、障がいに対する知識と理解を深めることができるよう、町内小中学校における授業や自立支援協議会における講演会等を通して、町民の皆さんに対する障がい理解の促進に努めてまいります。

発達支援センターにおいては、昨年10月から開始した保育所等訪問支援事業をはじめ、心理士や作業療法士などによる子どもへの療育を進めるとともに、子どもへの関わり方への不安や困り感を抱えている保護者への支援の充実を図ってまいります。

地域における福祉活動の推進につきましては、相談者の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、コミュニティソーシャルワーカーを中心に関係機関との連携を強化し、包括的な支援に努めるとともに、困難を抱える当事者やその家族が気軽に相談できるよう、社会福祉協議会との連携を図りながら、相談窓口の一層の周知や、安心して参加することのできる居場所づくりなどに取り組んでまいります。

町民一人ひとりの健康づくりにつきましては、町民の皆さんが健やかで幸せに満ちたりた暮らしを続けるために、「第3期まくべつ健康21」に基づき、特定健康診査や特定保健指導、健康づくり講座を実施するなど町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう努めるとともに、本年度から新たに40歳以上の女性を対象に骨粗しょう症検診事業を開始するなど、健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいります。

また、昨年度に引き続き、新型コロナワクチンなどの予防接種に取り組むほか、国において予防接種法のB類疾病に位置づけられた帯状疱疹ワクチンの定期接種を新たに実施してまいります。

消防体制の充実強化につきましては、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器および忠類支署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新するほか、複雑多様化する災害への対応力強化のため、消防団員の確保および質の向上を図ってまいります。

防災対策につきましては、近年の気候変動などに伴う大規模水害や海溝型の巨大地震災害に備え、一人ひとりが状況にあわせて適切な避難行動がとれるよう、想定される被害や地震対策などについて、出前講座等を通じて防災意識の向上に努めるとともに、共助による防災力として、地域の実情に合った防災訓練の実施に向けた支援を行うなど、自主防災組織の機能強化と組織率の向上に努めてまいります。

また、子どもたちの防災教育の充実を図るため、町内小中学校で一日防災学校を実施し、一人ひとりが自然災害を正しく理解し、迅速な防災減災行動がとれるよう、ソフト面での防災・減災対策の強化を進めてまいります。

次に、基本目標の四つ目、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

国際化や情報化の急速な進展等により将来の予測が困難な時代にあつて、未来を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を自覚し、相互に連携・協働することで一体となって教育を推進するとともに、誰もが豊かで充実した人生を送るため、生涯にわたって学び続ける意欲を持てるよう、文化・スポーツの推進・充実を図るべく、総合教育会議を中心に教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

このほか、義務教育学校「まくべつ学園」やアイヌ文化拠点施設の整備など、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の五つ目、「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

地球温暖化対策の取組につきましては、昨年2月に本町における温室効果ガス排出量削減のための実行計画である、「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定したところであります。

本計画では、温室効果ガスの削減目標を、基準年である2013年度と比較し、2030年度までに46パーセント削減、2050年にカーボンニュートラル達成を目標としており、その達成に向けた対策として、家庭部門の削減を図るため、昨年度創設した「ゼロカーボン推進総合補助金」の利用促進や公共施設のLED化の推進に取り組むほか、民間企業によるEV充電器設置なども促進してまいります。

本年度につきましては、補助金による更なる再エネ・省エネ化に向け、支援メニューの拡充を行うとともに、引き続き公共施設のLED化について進めてまいります。

また、再エネによる温室効果ガス削減を図るため、公共施設への太陽光発電施設の導入や、バイオマスプラントの設置に向けて更なる検討を行うなど、温室効果ガス削減目標達成の実現に向け、施策の展開を図ってまいります。

次に、道路につきましては、主要道道幕別帯広芽室線および豊頃糠内芽室線等の道路整備について、計画的に事業の推進が図られるよう関係機関へ要請するとともに、緊急性や投資効果、地域バランスなどを考慮し、幕別地域12路線、忠類地域1路線の町道整備を行うほか、令和6年度に導入した除雪管理システムなどのデジタル技術を活用し、効率的で効果的な道路の維持管理に取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、昨年4月に策定した「幕別町地域公共交通計画」に基づき、町内のさまざまな交通資源を活用しながら、移動ニーズに合った持続可能な公共交通体系を目指し、コミュニティバスなど公共交通機関の利用促進を図るとともに、農村部と市街地および帯広圏域内を結ぶ移動手段の利便性向上について検討を進めてまいります。

公営住宅につきましては、「幕別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、あかしや南団地の建替事業として9号棟と10号棟の2棟16戸を建設するほか、泉町団地126戸の長寿命化や脱炭素に向けた改善事業の実施設計に着手するなど、良好な住環境の確保に向け適切な維持管理に努めてまいります。

公園につきましては、「幕別町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具や管理施設等の計画的な補修や更新を進めているところであり、本年度も休憩施設等を更新し、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進めてまいります。

重要なライフラインである水道につきましては、地震対策として配水管の耐震化や緊急遮断弁の整備を進めるなど、水道施設の強靱化を図り、安全安心な水の安定供給に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、効率的な汚水処理を図るため、幕別、札内両地区の汚水処理を十勝川流域下水道で一括して行う処理区統合事業を進めるほか、下水道管路の劣化診断調査などを実施し、道路陥没などの危険な事故が発生しないよう、下水道施設の安全管理に努めてまいります。

個別排水処理事業につきましては、引き続き農村部などの生活排水処理対策として合併処理浄化槽の整備を進め、農村地域の生活環境の向上に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、供用開始後25年が経過する忠類浄化センターの強靱化を図るため、非常時に対応できる自家発電機を整備するほか、電気設備の更新を実施し、忠類地域における水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

以上、第1回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

私は「住民との対話を重ね、その思いを共有し、一緒に実現する」ことを政治姿勢とし、平成27年に町長に就任して以来一貫して、まちづくりの推進に当たっては、町政の主役である町民の皆さんと、対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受け止め、その思いを皆さんとともに行動し実現するべく取り組んでまいりました。

これからも決して変わることなくこの姿勢を貫いて、これまで以上に対話を大切に、声なき声を

汲み取ることを含め、その声をしっかりと心に刻みながら、公約の実現に向け邁進し、「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思われるまちづくりに向けて、全力を尽くしてまいりる決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） 次に教育長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 令和7年第1回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

地球温暖化による気候変動や国際情勢の不安定化など、世界が直面する課題の多様化に加え、技術革新等による国際化や情報化の急速な進展等により将来の予測が困難な時代にあっては、子ども達一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、さまざまな体験を通して社会的変化を乗り越えることができる資質や能力を育成することが重要となっております。

このことから、教育委員会といたしましては、子ども達が学びの楽しさを実感し、自分自身の可能性を最大限に引き出すことで、自信を持って成長することができるよう、学校、家庭、地域が相互に連携・協働し、一体となって教育行政を推進するとともに、町民の皆さんが生涯にわたって心豊かに、健康に暮らすことができるよう、芸術・文化・スポーツの活動を通して、さまざまな学習機会の提供と学習活動を支援してまいります。

以下、第6期幕別町総合計画基本計画第4章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節と第1章「協働と交流で住まいる」第3節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

社会を取り巻く環境が大きく変化する中、個人が生涯にわたって学び続ける必要性がますます高まっていることから、生涯学習の一層の充実が求められています。

このため、「第7次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、生涯学習の拠点となる施設において、町民の興味や関心に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる施策を展開してまいります。

また、図書館では、「第4期幕別町子どもの読書活動推進計画」に基づき、すべての子どもがさまざまな機会や場所で読書活動を行うことができるよう、地域全体で連携し、子どもの読書環境の整備を図るとともに、本年度は民間企業の寄附事業を活用し、町部局を含む関係機関との連携による子育て家庭への読書推進事業を実施するなど、引き続き「図書館を核とした地域づくり」に取り組んでまいります。

二つ目は、「生きる力」を育む学校教育の推進」についてであります。

はじめに、「学校教育の充実」について申し上げます。

本町の学校教育の中核となっている小中一貫教育の推進については、教育課程の充実として小中合同の学力分析から学園の課題を明確化するとともに、系統性を重視した小中一貫カリキュラムの充実を図り、有効性のある乗入授業などを推進してまいります。

また、各学園内で取り組む小中合同の児童・生徒指導交流会と特別支援教育交流会を定期的に開催し、情報共有と小中の連携を一層進め、義務教育9年間を見通した計画的・系統的な生徒指導・特別支援教育の充実に努めてまいります。

加えて、通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒を支援するため特別支援教育支援員を小学校5校に36名、中学校3校に7名配置し、医療的ケア児を支援するため看護師を小学校1校に1名派遣してまいります。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動については、学校運営協議会の熟議が充実し、学園の実情に応じた活動が具体化してきていることから、現在行われている地域力を活用した教育活動をさらに広く周知することで、新たなアイデアを掘り起こし、一体的に推進してまいります。

学校ICTの活用については、学習用端末の計画的な更新と効果的な活用を進め、本年度本格導入する授業支援ソフトにより協働的な学びを充実させるほか、学習用端末を活用した不登校児童生徒の家庭学習支援を行ってまいります。

学校における働き方改革については、「幕別町アクション・プラン（第3期）」に基づき、より実効性の高い働き方改革を推進してまいります。

また、本町の生徒にとって望ましい部活動のあり方や地域移行等について、引き続き「幕別町部活動地域移行検討委員会」で検討を進めてまいります。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる判断力を養う上で重要な役割を果たしています。

このことから、栄養教諭の専門性を活かした指導や地場産食材を活用した「まくべつの恵み給食」の提供を行うほか、衛生管理の徹底や計画的な設備更新を進め、学校給食を継続して安定的に提供していくための運営体制の維持に努めてまいります。

また、物価高騰が収まらない状況の中、成長期にある児童生徒の健康増進と体位の向上を図りながら、創意工夫を凝らした献立の作成に努めるとともに、給食材料費の確保のため学校給食費の単価改定についても引き続き検討を行い、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供してまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

本年度は、令和5年11月に策定した「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」に基づき、義務教育学校「まくべつ学園」の8年度開校に向け、現幕別中学校校舎の増改修に着手してまいります。

次に、「高等学校への支援」についてであります。

幕別清陵高等学校については、引き続き各種学校教育活動に対する支援に努めるとともに、昨年12月に町内の中学校との連携強化を目的に設置した「幕別町中高連携協議会」を通じて、情報共有による相互理解や生徒および教職員の交流等を図ることにより、進学先としての円滑な接続と安定的かつ持続可能な学校運営の確保に繋げてまいります。

また、中札内高等養護学校幕別分校については、町内の福祉関係団体や経済団体等で組織する「地域協力会」と連携しながら、引き続き就労促進につながるよう支援してまいります。

三つ目は「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、学校・家庭・地域などが連携して青少年の健全育成を推進することが必要であります。

このことから、自然体験や郷土の歴史、文化・スポーツなど幅広い学習機会の提供をはじめ、青少年の健全な育成を図るため「ふるさと館ジュニアスクール」や「学び隊」などの事業を継続してまいります。

また、幕別町PTA連合会や幕別町児童生徒健全育成推進委員会のほか、子ども会などの活動について支援することで、未来にはばたく青少年が健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

四つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにすると同時に、社会全体に彩を添える上で欠かすことのできないものであります。

このため、百年記念ホールの指定管理者であります「特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場」と協働・連携を図りながら、優れた芸術文化に接し、体感することができる鑑賞機会を提供してまいります。

五つ目は、「歴史的文化的の保存・伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料とその情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐためには、町民の皆さんが郷土文化資料を通じ、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に

次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、ふるさと館やナウマン象記念館のそれぞれの特長を生かし、郷土の歴史や文化等を学習する場として活用を図るとともに、本年度も百年記念ホールや図書館、札内コミュニティプラザにおいて、蝦夷文化考古館資料の移動展示を開催してまいります。

また、昨年10月には忠類地域で54年ぶりにナウマンゾウの化石が発掘されたことから、本年度は未発掘エリアを重点的に調査するとともに、ナウマン象記念館の来館者が多く見込まれることから、より快適に鑑賞できる空間を提供するため、展示室のエアコン設置工事を実施いたします。

さらに、「幕別町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、本年度は、アイヌ文化拠点施設の生活館棟と展示館棟の建設工事や蝦夷文化考古館宝物堂の保存改修工事のほか、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会など関係団体と連携した、アイヌ文化体験講座などを実施してまいります。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

本町には、町発祥のコミュニティスポーツであるパークゴルフ場など数多くのスポーツ施設を設置しておりますが、そうした場所を多くの町民が気軽に利用できるよう維持管理に努め、体力づくりや健康維持のため利用の促進を図るとともに、パークゴルフ家族大会や町民親睦パークゴルフ大会のほか、リフレッシュ教室やパラスポーツ体験教室など各種イベントを開催してまいります。

さらに、「第2期幕別町スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを見る・する・楽しむ機会の創出やスポーツ交流人口の拡大に向け、関係機関等と協力・連携を図り、オリンピックや応援大使による学校訪問やイベントの開催など、アスリートと創るオリンピックの町創生事業を展開してまいります。

加えて、来年2月にはミラノ・コルティナ2026オリンピック・パラリンピック冬季競技大会がイタリアで開催されますことから、町のホームページやSNSを活用し、本町出身者の動向や大会スケジュール等を広く発信するなど、多くの町民の皆さんとともに応援する機運を醸成してまいります。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流については、次世代を担う人材を育成するため、埼玉県上尾市、神奈川県開成町および高知県中土佐町と小学生の派遣・受入れの相互交流を毎年実施しております。

本年度は、開成町から20名、中土佐町から15名の受入と、上尾市へは本町の小学校5・6年生合わせて10名を派遣し、ホームステイや体験学習などを通して子どもたちの感性や視野を広げるとともに、相互交流がより一層深まるよう事業を実施してまいります。

また、国際交流では、昨年度、オーストラリアキャンベラ市のメルローズハイスクールとの相互交流による受入を5年ぶりに再開したところであり、本年度においても海外のホームステイを体験し、外国の生活・文化・自然などに対する理解を深め、将来国際社会に貢献できる人材を育てることを目的に、中学2年生15名、幕別清陵高等学校1年生3名、合わせて18名の派遣を予定しております。

以上、令和7年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

人は豊かで充実した人生を送るために、生涯にわたりさまざまな学びを続けます。

生涯学習は、知識や技能を深めることで自己成長を実感することができるとともに、豊かな人間関係や健康、幸福感等を得ることが出来るほか、社会に積極的に参加し多様な学びの機会を享受することで、地域社会においてもコミュニティの活力が高まるなど、地域全体の発展にも寄与します。

このことから、教育委員会といたしましては、町民の皆さんがそれぞれのライフステージにおいて、学校教育、社会教育、文化・スポーツ活動などあらゆる機会を通じて生き生きと学びを続けることができるよう、引き続き生涯学習社会の実現に向け各種教育施策を推進してまいります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

- 議長（寺林俊幸） これで、行政執行方針は終わりました。
会議の途中ではありますが、この際11時20分まで休憩いたします。

11：11 休憩

11：20 再開

[委員会付託省略]

- 議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

日程第3、承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

- 副町長（伊藤博明） 承認第1号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和6年度幕別町一般会計補正予算について、令和7年2月4日付けで専決処分を行ったものであります。

2月3日夜から4日にかけて、帯広市において国内観測史上1位を記録する12時間降雪量120センチメートルという、かつてない大雪に本町も見舞われ、これに速やかに対処するため、除雪費用を追加したものであります。

2ページをご覧ください。

令和6年度幕別町一般会計補正予算（第11号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、予算の総額をそれぞれ196億1,763万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」、「1 変更」であります。

臨時財政対策債は、普通交付税算定時に借入額として措置されました2,514万円に変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

歳出からご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持補修費3億円の追加であります。

2月3日から4日にかけての降雪時の除雪対応と2月5日以降の車道の拡幅や交差点と公共施設の

除排雪作業に加え、以後の降雪への対応を含め、除雪に係る委託料と除排雪機械借上料を追加するものであります。

今回の追加により年間を通して契約している町道管理委託料のうちの除雪費用相当分と町道除雪等委託料、除排雪機械借上料の今年度の予算計上額は、約5億3,900万円となり、令和元年度から5年度までの年平均決算額3億2,900万円の1.6倍に達しております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

6ページにお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人3,813万2,000円、2項1目固定資産税4,215万4,000円の追加であります。

12款1項1目地方交付税2億1,814万7,000円の追加であります。

普通交付税1億6,814万7,000円を、特別交付税5,000万円を追加するものであります。

21款1項1目繰越金642万7,000円の追加であります。

前年度からの繰越金の予算未計上額であります。

7ページをご覧ください。

23款1項町債、9目臨時財政対策債486万円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

[一括議題]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第13号、令和7年度幕別町一般会計予算から日程第9、議案第18号、令和7年度幕別町下水道事業会計予算までの6議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第13号から議案第18号までの6議件については、提案理由の説明を省略し、あらかじめ配布しました資料のとおり委員会条例第5条および第7条第2項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する令和7年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものにといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第18号までの6議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する令和7年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 10、議案第 19 号から、日程第 15、議案第 24 号までの 6 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 19 号から、日程第 15、議案第 24 号までの 6 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 10、議案第 19 号、令和 6 年度幕別町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 19 号、令和 6 年度幕別町一般会計補正予算（第 12 号）について、ご説明申し上げます。

別冊で、お配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,132 万 2,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 193 億 8,631 万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 5 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

6 ページをご覧ください。

「第 2 表 繰越明許費」であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、非課税世帯応援給付金給付事業 1,860 万 6,000 円であります。

本年 1 月 16 日の臨時会におきまして、住民税非課税世帯に対して、1 世帯当たり 3 万円と扶養されている 18 歳以下の子に 1 人当たり 2 万円を給付する事業費として 1 億 1,377 万 5,000 円を計上いたしました。

申請期限が本年 4 月 21 日でありますことから、令和 6 年度内に支出が終わらない見込み額について、繰り越すものであります。

4 款衛生費、2 項清掃費、し尿処理事業 8,000 円であります。

北海道が施工する十勝川浄化センターの汚泥処理設備更新工事の一部で、部品の調達に時間を要し、年度内に事業が完了できないことから、これに係る町の負担金の一部を繰り越すものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、ゆとりみらい総合資金貸付事業 1 億 310 万 6,000 円であります。

本年 2 月 3 日から 4 日にかけての大雪によりビニールハウスなどの農業用施設に被害を受けた農業者のうち、資金の貸付を希望する方に対し、農業用施設の復旧に係る融資を行うものであります。

令和 6 年度内に貸付金の支出が終わらない見込み額について繰り越すものであります。

道営土地改良事業 1 億 8,577 万 4,000 円であります。

かっこ書きで記載しております四つの道営土地改良事業が、国の補正予算に伴い、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、当該事業に係る町の負担金を繰り越すものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、道路新設改良事業 1 億 4,268 万 7,000 円であります。

相川 20 号橋改修工事は、旧途別川河川改修工事に伴う橋梁の架け替え工事ではありますが、支障となる物件の移転に時間を要し、年度内に事業が完了できないことから、事業費の一部を繰り越すもので

あります。

忠類24号線道路整備工事は、国の補正予算に伴い、道路整備工事の事業費の一部を繰り越すものであります。

道路施設補修事業3,046万5,000円であります。

南勢橋の長寿命化修繕工事の進捗状況に鑑み、橋面舗装工事に係る事業費を繰り越すものであります。

9款1項消防費、とちか広域消防事務組合負担事業4,875万5,000円であります。

とちか広域消防事務組合において、昨年6月27日に幕別消防署の高規格救急自動車について、納期を本年3月31日とする物品購入契約を二二商会株式会社と締結したものであります。

救急自動車のシャシ、骨格を提供する自動車メーカーの不正行為に係り国土交通省から当該自動車メーカーが是正命令を受けたことにより生産が一時停止となったことに加え、ロシアのウクライナ侵攻などにより部品等の供給体制が不安定となっていることから年度内に納入できない旨の二二商会株式会社から申し出を受け、組合が予算繰越しを行うことから、幕別町が組合に負担している事業費を繰り越すものであります。

7ページをご覧ください。

「第3表 債務負担行為補正」、「1 追加」であります。

北海道農業公社から「肉用牛貸付及び譲渡契約書」に基づき借り受ける肉用牛24頭に係る譲渡代金であります。

肉用牛24頭の貸付に伴い、令和7年度から11年度までの期間において、限度額1,896万1,000円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

「2 変更」であります。

公共施設LED機器リース料であります。

令和6年6月の定例会において債務負担行為の議決をいただいたものでありますが、工事の完了が3月となり、リース料の支払いが令和7年4月からとなりましたことから、債務負担行為の期間を1年延長し、「令和16年度」までとし、合わせて、限度額を、令和6年度予算計上額から消費税相当額を控除した1,897万1,000円を加え、「1億8,971万円に消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものであります。

8ページをご覧ください。

「第4表 地方債補正」、「1 追加」であります。

忠類診療所機器購入事業は、非常用バッテリー購入に50万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

「2 廃止」であります。

忠類地域通所介護用機器購入事業は、ふれあいセンター福寿改修事業の中で実施したことから、相川7線道路整備事業は、北海道が実施する移転補償業務の遅延に伴い、翌年度に事業を実施することから、廃止するものであります。

9ページをご覧ください。

「3 変更」であります。

庁用車両整備事業ほか37事業について、事業費の確定に伴い、借入額の変更を行うものであります。

11ページまでに渡っておりますが、変更する38事業の合計で、補正前と比較して限度額を3億3,620万円減額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

21ページまでお進みください。

1款1項1目議会費197万円の減額であります。

旅費などの執行残であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費345万8,000円の減額であります。

執行残であります。

6 目札内コミュニティプラザ管理費97万7,000円の追加であります。

集会室電動ステージ等の修繕料であります。

8 目庁用車両管理費252万3,000円の減額であります。

執行残であります。

22ページをご覧ください。

10目協働のまちづくり支援費187万1,000円の減額であります。

町内会加入戸数などの減少に伴う執行残であります。

13目防災諸費45万円の追加であります。

全国瞬時警報システム受信機の修繕料であります。

14目交通防犯費444万4,000円の追加であります。

交通安全対策事業は執行残、コミュニティバス運行事業は、車両修繕費や臨時運行経費の増加に伴う補助金の追加、地方バス路線維持対策事業は、運転手の処遇改善や燃料単価、バスの老朽化に伴う修繕費の増額に伴い、追加するものであります。

18目基金管理費 3 億5,444万5,000円の追加であります。

積立金の細節 2 は、今年度の普通地方交付税に、令和 7 年度以降の臨時財政対策債の償還金充当分が増額交付されましたことから減債基金に積み立てるものであります。

細節 3 は、十勝圏複合事務組合の構成市町村が、平成 8 年10月のくりりんセンター運用開始を受け、翌平成 9 年度から令和 5 年度にかけて次期のごみ処理施設整備費用としてそれぞれに拠出してきた積立金を、新施設の建設に際して各市町村へ返還することで協議が整いましたことから、当該返還金をまちづくり基金に積み立てるものであります。

23ページをご覧ください。

細節 6 は、企業版ふるさと納税として受けた寄附金を翌年度以降に実施する事業に充当するため、本定例会に議案提出しております「企業版ふるさと納税基金条例」に基づき設置する同基金に積み立てるものであります。

20目地域おこし協力隊推進事業費746万8,000円の減額であります。

執行残であります。

25ページをご覧ください。

23目DX推進事業費881万5,000円の減額であります。

執行残であります。

26ページをご覧ください。

3 項 1 目戸籍住民登録費43万1,000円の追加であります。

マイナンバーカードの送付に係る郵便料であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費1,145万2,000円の減額であります。

3 目障害者福祉費2,164万6,000円の追加であります。

障害者自立支援給付事業は、サービス利用者の増加などに伴う給付費の増額であります。

27ページをご覧ください。

自立支援医療費給付事業は、給付対象者の減による減額、障がい者就労支援事業は、執行残であります。

28ページをご覧ください。

5 目福祉医療費200万円の追加であります。

給付対象者の増加に伴う増額であります。

6 目老人福祉費624万5,000円の減額であります。

社会福祉法人等介護サービス利用者負担額軽減事業と低所得者等訪問介護利用料軽減事業は、事業実績に伴う補正であります。

7 目後期高齢者医療費3,905万8,000円の減額であります。
後期高齢者医療療養給付事業は、執行残であります。
29ページをご覧ください。

8 目重層的支援事業費5万7,000円の追加であります。
福祉事務所未設置町村相談事業に係る国庫支出金精算還付金であります。
9 目保健福祉センター管理費49万5,000円の減額であります。
執行残であります。

11目ふれあいセンター福寿管理費76万9,000円の追加であります。
忠類地域通所介護事業運営費補助事業は、利用者数減による収入の減に伴う補助金の追加であります。

ふれあいセンター福寿維持管理事業は、燃料費の追加と執行残であります。
30ページをご覧ください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費2,518万7,000円の減額であります。
児童福祉総務事務事業は執行残、過年度国庫支出金等返還事務事業は、出産・子育て応援給付金に係る国庫支出金精算還付金であります。

31ページをご覧ください。

2 目児童医療費1,000万円の追加であります。
インフルエンザの流行等による医療費扶助の追加であります。

3 目施設型・地域型保育施設費100万2,000円の追加であります。
町立保育所運営事業は、食材費の高騰に伴う賄材料費の追加、町立保育所維持管理事業は、電気料の追加と執行残、32ページをご覧ください。

認定こども園等施設型給付事業は、広域保育対象児童の増加に伴う委託料の追加、家庭的保育事業所運営事業は、対象児童の減少に伴う負担金の減額であります。

4 目へき地保育所費41万円の追加であります。
忠類保育所のボイラーに係る修繕料であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目母子保健対策費163万4,000円の減額であります。
妊婦・産婦健診事業は、執行残であります。

33ページをご覧ください。

妊娠・出産包括支援事業は、母子保健衛生費国庫補助金に係る精算還付金であります。
3 目予防費2,839万4,000円の減額であります。
乳幼児等定期予防接種事業は執行残、高齢者等定期予防接種事業は執行残と、34ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金精算還付金であります。

4 目成人保健対策費144万円の追加であります。
受診者数の増加に伴う追加であります。

5 目診療所費は、忠類診療所運営事業に地方債50万円を充当し、一般財源を減額するものであります。

6 目環境衛生費252万円の減額であります。
執行残であります。

35ページをご覧ください。

2 項清掃費、1 目清掃総務費364万3,000円の追加であります。
公共施設のごみ収集量の増加に伴う手数料と十勝圏複合事務組合の負担金確定に伴う追加であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費9,699万7,000円の追加であります。
ふるさと土づくり支援事業は、対象者の増加に伴う追加、環境保全型農業直接支援対策事業は、取

組面積の増加に伴う追加であります。

36ページをご覧ください。

農業ゆとりみらい総合資金貸付金は、繰越明許費でご説明いたしました大雪による農業用施設の復旧に係る貸付金と事務交付金の追加であります。

新規就農者支援事業は、対象者の増加に伴う追加、麦・大豆生産技術向上事業は、事業費確定に伴う減額であります。

4目農業施設管理費326万7,000円の減額であります。

執行残であります。

37ページをご覧ください。

5目畜産業費140万6,000円の減額であります。

公社貸付牛管理事業は、貸付頭数の増加に伴う追加、公社営草地整備事業は、執行残であります。

6目町営牧場費896万2,000円の減額であります。

執行残であります。

39ページをご覧ください。

7目農地費1億4,020万5,000円の減額であります。

土地改良施設等維持管理事業は執行残、多面的機能支払交付金事業は、対象面積の減少に伴う減額、団体営土地改良事業は、忠類第一幹線明渠排水路整備事業に係る国との間の事業費調整に伴う減額であります。

8目土地改良事業費1億4,732万8,000円の追加であります。

国の補正予算に伴う道営土地改良事業負担金の追加と執行残であります。

42ページまでお進みください。

2項林業費、1目林業総務費192万7,000円の減額、2目町有林管理経営費686万円の減額であります。執行残であります。

7款1項商工費、1目商工振興費177万9,000円の追加であります。

新規融資案件の増加に伴う追加であります。

43ページをご覧ください。

3目観光費165万6,000円の減額、4目スキー場管理費55万円の減額であります。

執行残であります。

5目企業誘致対策費833万5,000円の減額であります。

企業誘致対策事業は執行残であります。

土地開発公社運営補助事業は、工業団地分譲地の売却に係る売買価格と簿価との差額を補助するものであります。

44ページをご覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費300万円の減額であります。

執行残であります。

2目地籍調査費2,297万8,000円の減額であります。

北海道の事業費調整に伴い減額するものであります。

2項道路橋梁費、1目道路新設改良費951万4,000円の減額であります。

国の補正予算に伴う忠類24号線道路整備工事の追加のほか事業費確定に伴う補正であります。

47ページまでお進みください。

2目道路維持補修費77万6,000円の追加であります。

南勢橋長寿命化工事費の繰り越しに合わせて、工事費を追加するものであります。

3項都市計画費、2目都市環境管理費118万9,000円の追加であります。

電気料であります。

3目都市施設整備費641万3,000円の減額であります。

執行残であります。

48ページをご覧ください。

4項住宅費、3目公営住宅建設事業費5,142万6,000円の減額であります。

執行残であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費94万2,000円の減額、3目教育財産費638万4,000円の減額であります。

執行残であります。

49ページをご覧ください。

4目スクールバス管理費373万7,000円の減額であります。

行事等の送迎運行の実績に伴う委託料の減額であります。

3項中学校費、2目教育振興費82万4,000円の減額であります。

中学校教育活動推進事業は、全国中学校スケート大会出場者の増加に伴う参加奨励費の追加、保護者費用負担軽減事業は、執行残であります。

50ページをご覧ください。

4項社会教育費、3目町民会館費12万6,000円の追加、4目郷土館費23万1,000円の追加、燃料費であります。

9目アイヌ施策推進事業費4億6,208万6,000円の減額であります。

51ページに渡りますが、アイヌ文化拠点空間整備事業とアイヌ文化振興事業は、生活館棟の完成が令和7年度になることに伴い、関連する委託料や工事請負費を減額するものであります。

5項保健体育費、2目体育施設費51万3,000円の減額であります。

屋外体育施設維持管理事業は、電気料の追加、町民プール維持管理事業は、執行残であります。

52ページをご覧ください。

11款1項公債費、1目元金15万6,000円の追加であります。

政府資金が充当され、元利均等払いで償還中の平成25年度臨時財政対策債が、利率見直しにより0.6パーセントから0.5パーセントに引き下げとなりましたことから、増額となった元金相当額を追加するものであります。

2目利子42万7,000円の追加であります。

銀行縁故資金が充当され、元金均等払いで償還中の平成25年合併特例債が、利率見直しにより0.83パーセントから1.23パーセントに引上げとなりましたことから、増額となった利子相当額を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

12ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人1,657万9,000円の追加、2目法人936万円の追加であります。

11款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金198万1,000円の追加であります。

コロナ禍において、新規に設備投資を行った中小企業を支援するため、町が認定した先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の軽減に対する国からの減収補てん交付金であります。

6事業者に係るものであります。

12款1項1目地方交付税4,658万9,000円の追加であります。

普通交付税であります。

13ページをご覧ください。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金3,539万円の追加であります。

公社営事業と道営事業の事業費調整に伴い補正するものであります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金1,253万2,000円の減額であります。

事業費確定に伴う補正であります。

14ページをご覧ください。

2項国庫補助金、1目総務費補助金397万6,000円の減額であります。

事業費確定に伴う補正であります。

4目土木費補助金5,325万8,000円の減額であります。

1節は、国の補正予算に伴う忠類24号線道路整備事業交付金の追加、2節は、事業費確定に伴う減額であります。

5目教育費補助金2,761万9,000円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金406万8,000円の減額であります。

事業費確定に伴う補正であります。

15ページをご覧ください。

2目農林業費負担金1,205万2,000円の減額、3目土木費負担金5,033万4,000円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

2項道補助金、2目民生費補助金82万8,000円の追加、3目衛生費補助金126万円の減額、4目農林業費補助金5,436万8,000円の減額、16ページをご覧ください。

7目教育費補助金4,401万円の減額であります。

いずれも事業費確定に伴う補正であります。

18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金199万8,000円の追加であります。

基金利子であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入797万9,000円の追加であります。

旭町や忠類日和などの土地売払収入であります。

17ページをご覧ください。

19款1項寄付金、2目総務費寄付金99万円の追加であります。

企業版ふるさと寄付金であります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,000万円の減額であります。

減額後の今年度の財政調整基金繰入金現計は、5億7,000万円であります。

3目まちづくり基金繰入金68万7,000円の追加であります。

ふるさと土づくり支援事業の財源として繰り入れるものであります。

22款諸収入、4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入144万円の追加であります。

疾病対策事業に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入であります。

18ページをご覧ください。

5項4目雑入2億9,203万4,000円の追加であります。

5節、細節61は、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設整備費用積立金返還金、細節62は、国のワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体から交付される新型コロナウイルス接種事業助成金で、事業費確定に伴う減額であります。

6節は、一般会計において支弁している幕別町の国保被保険者に係るインフルエンザ予防接種事業等に対する国保特会の負担金であります。

23款1項町債、1目総務債230万円の減額、2目民生債430万円の減額、3目衛生債50万円の追加、4目農林業債1,590万円の減額、19ページになります。

5目商工債220万円の減額、6目土木債3,940万円の追加、20ページをご覧ください。

8目教育債3億5,890万円の減額であります。

地方債対象事業費の確定に伴う補正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますので、この際13時まで休憩いたします。

11：56 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、議案第20号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第15、議案第24号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第5号）までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第20号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第24号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第5号）までについて、一括してご説明申し上げます。

議案第20号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ350万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億4,464万7,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

4款2項保健事業費、1目保健衛生普及費331万9,000円の追加であります。

一般会計において支弁した、国保被保険者に係るインフルエンザワクチン予防接種事業等に対する負担金であります。

5款1項1目基金積立金18万7,000円の追加であります。

基金利子を積み立てるものであります。

歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,900万円の減額であります。

現年課税分は、被保険者数の減少などにより滞納繰越分は、収納見込み額に勘案し、減額するものであります。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金307万6,000円の追加であります。

インフルエンザ予防接種事業等に係る一般会計への負担金に対する道補助金であります。

5ページをご覧ください。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金18万7,000円の追加であります。

基金利子であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金1,145万2,000円の減額であります。

6 ページをご覧ください。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金3,000万円の追加であります。

財源不足見込み額を基金から繰入れるものであります。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金69万5,000円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

議案第21号、令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

8 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ75万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ5億2,172万5,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、9 ページ、10ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金75万3,000円の減額であります。

納付金確定に伴う減額であります。

歳入をご説明申し上げます。

11ページにお戻りください。

1 款1 項1 目後期高齢者医療保険料500万円の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金602万2,000円の減額であります。

4 款1 項1 目繰越金26万9,000円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

議案第22号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ6,021万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ30億3,165万7,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、14ページ、15ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

20ページまでお進みください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費32万8,000円の追加であります。

本年4月に施行される改正介護保険法施行令に基づき、介護保険料算定と高額介護サービス費等に係る所得基準の一部が変更されますことから、これに対応するための介護保険システム改修委託料であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費3,400万円の減額であります。

訪問介護や通所リハビリなどの利用者数が見込みに比して少なかったことなどに伴う減額であります。

3 目施設介護サービス給付費2,000万円の減額であります。

特別養護老人ホームと老人保健施設の入所者数が見込みに比して少なかったことに伴う減額であります。

21ページをご覧ください。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費350万円の減額であります。
細節3介護予防サービス給付費は、特定施設入居者生活介護などの利用者の減少に伴う減額であります。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費50万円の追加であります。
介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の増加に伴う追加であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料1万円の追加であります。

22ページをご覧ください。

7項1目特定入所者介護サービス等費300万円の減額であります。
低所得者に対する居室料等の給付費の実績に伴う減額であります。

3款1項1目基金積立金24万4,000円の追加であります。

基金利子を積み立てるものであります。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費110万円の減額であります。

委託件数の減少に伴う減額であります。

23ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金30万1,000円の追加であります。

所得更正に伴う還付金の追加であります。

歳入をご説明申し上げます。

16ページまでお戻りください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1,437万円の減額であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金1,059万3,000円の減額であります。

2項国庫補助金、1目調整交付金305万6,000円の減額、3目地域支援事業交付金22万円の減額であります。

5目介護保険事業費国庫補助金16万3,000円の追加であります。

介護保険システム改修に係る国庫補助金であります。

17ページをご覧ください。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金1,619万7,000円の減額、2目地域支援事業支払基金交付金29万7,000円の減額であります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金890万3,000円の減額であります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金13万8,000円の減額であります。

18ページをご覧ください。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金24万4,000円の追加であります。
基金利子であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金654万5,000円の減額であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金29万8,000円の減額であります。

19ページをご覧ください。

9款1項1目繰越金7,000円の減額であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

議案第23号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

第1款水道事業収益は、補正予定額1,499万8,000円を追加し、5億9,113万6,000円に、第2款簡易水道事業収益は、845万6,000円を追加し、4億5,652万4,000円に改めるものであります。

第1款水道事業費用は、2,244万8,000円を追加し、6億657万4,000円に、第2款簡易水道事業費用

は、951万2,000円を減額し、4億3,408万5,000円に改めるものであります。

25ページをご覧ください。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

第1款水道事業資本的収入は、1億1,502万5,000円を減額し、7億2,112万9,000円に、第2款簡易水道事業資本的収入は、1,760万円を減額し、3億2,911万9,000円に改めるものであります。

第1款水道事業資本的支出は、1億2,510万4,000円を減額し、9億4,080万4,000円に、第2款簡易水道事業資本的支出は、552万8,000円を追加し、4億3,414万5,000円に改めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,470万1,000円は、消費税資本的収支調整額と引継金、当年度損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。

26ページをご覧ください。

第4条企業債、「1 追加」であります。

新和簡易水道整備事業は、原水流量計の更新に伴い、340万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

「2 変更」であります。

上水道整備事業ほか2事業の事業費確定に伴い、1億7,980万円を減じ、記載のとおり限度額の変更を行うものであります。

27ページをご覧ください。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益560万4,000円の減額であります。

90目その他営業収益243万7,000円の減額であります。

工事实績に伴う減額であります。

2項営業外収益、4目補助金2,300万円の追加であります。

現在、民間企業に委託している管路や施設の維持管理業務に加え、施設の更新や運営そのものを民間企業に一体的に委託できる可能性を調査する経費に対する国庫補助金であります。

3項特別利益、2目過年度損益修正益3万9,000円の追加であります。

令和5年度決算後において一部の収益に修正が生じたことから、本年度において修正するものであります。

物品購入に係り、誤って代金を二重に支払ったことに伴う納入業者からの返還金であります。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費2,300万円の追加であります。

施設の更新や運営そのものを民間企業に一体的に委託できる可能性を調査する委託料であります。

国の補正予算に伴うもので、令和7年度に繰り越して事業を実施するものであります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費55万2,000円の減額であります。

令和6年度債の借入れ利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

28ページをご覧ください。

資本的収入であります。

1款水道事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債1億5,880万円の減額であります。

道道幕別帯広芽室線整備事業に係る水道管移設工事において、北海道との協議に基づく工法変更に伴う減額であります。

7項1目負担金4,377万5,000円の追加であります。

道道幕別帯広芽室線整備事業の水道管移設工事に係る補償費の確定に伴う北海道からの負担金の追加であります。

資本的支出であります。

1 款水道事業資本的支出、1 項 1 目建設改良費 1 億1,076万7,000円の減額であります。
執行残であります。

2 目固定資産購入費1,433万7,000円の減額であります。
執行残であります。

29ページをご覧ください。

収益的収入であります。

2 款簡易水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益117万4,000円の減額であります。
90目その他営業収益 4 万6,000円の追加であります。

水道メーター新設工事に係る事務手数料であります。

3 項特別利益、90目その他特別利益958万4,000円であります。

令和 5 年度消費税額の確定に伴う還付金であります。

収益的支出であります。

2 款簡易水道事業費用、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費251万2,000円の減額
あります。

2 目消費税及び地方消費税100万円の追加であります。

令和 6 年度の消費税の予定納付額の追加であります。

3 項特別損失、90目その他特別損失800万円の減額であります。

令和 5 年度消費税額の確定に伴う減額であります。

30ページをご覧ください。

資本的収入であります。

2 款簡易水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債1,760
万円の減額であります。

資本的支出であります。

2 款簡易水道事業資本的支出、1 項 1 目建設改良費552万8,000円の追加であります。

事業費の確定に伴う追加であります。

以上で、水道事業会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

議案第24号、令和 6 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

31ページをご覧ください。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正であります。

第 1 款公共下水道事業収益は、補正予定額2,135万6,000円を追加し、9 億285万5,000円と定める
ものであります。

第 2 款個別排水処理事業収益は、30万4,000円を追加し、1 億8,155万9,000円と定めるものであり
ます。

第 3 款農業集落排水事業収益は、937万9,000円を減額し、1 億4,076万1,000円と定めるものであり
ます。

32ページをご覧ください。

第 1 款公共下水道事業費用は、315万9,000円を追加し、9 億2,563万5,000円と定めるものであり
ます。

第 2 款個別排水処理事業費用は、115万6,000円を減額し、1 億7,243万1,000円と定めるものであり
ます。

第 3 款農業集落排水事業費用は、353万円を減額し、1 億4,319万9,000円と定めるものであります。

31ページにお戻りください。

第 2 条に記載しておりますとおり、営業費用中の委託料220万円および営業外費用中の支払利息
5,659万5,000円に充てるため、企業債2,170万円を借り入れると改めるものであります。

下水道処理施設の減価償却期間内の資金不足に対応するために借り入れる資本費平準化債1,950万

円と公営企業法適用事業債220万円を充当するものであります。

32ページをご覧ください。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

第1款公共下水道事業資本的収入は、5,881万3,000円を減額し、7億7,432万円と定めるものであります。

第2款個別排水処理事業資本的収入は、1,045万8,000円を減額し、6,771万6,000円と定めるものであります。

33ページをご覧ください。

第3款農業集落排水事業資本的収入は、755万円を減額し、9,299万4,000円と定めるものであります。

第1款公共下水道事業資本的支出は、7,817万4,000円を減額し、10億3,235万5,000円と定めるものであります。

第2款個別排水処理事業資本的支出は、1,000万円を減額し、1億2,868万5,000円と定めるものであります。

第3款農業集落排水事業資本的支出は、750万円を減額し、1億342万8,000円と定めるものであります。

32ページにお戻りください。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,943万8,000円は、消費税資本的収支調整額と引継金、当年度損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。

33ページをご覧ください。

第4条は、企業債の変更であります。

公共下水道建設事業ほか5事業の事業費確定に伴い、3,940万円を減じ、記載のとおり限度額の変更を行うものであります。

34ページをご覧ください。

収益的収入であります。

1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料574万円の減額であります。

2項営業外収益、4目補助金2,241万5,000円の追加であります。

水道事業と同様に、民間企業への一体的委託の可能性調査に係る国庫補助金と事業費の確定に伴う減額であります。

3項特別利益、90目その他特別利益468万1,000円の追加であります。

令和5年度消費税額の確定に伴う還付金であります。

収益的支出であります。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、5目総係費2,300万円の追加であります。

民間企業への一体的委託の可能性調査に係る委託料であります。

国の補正予算に伴うもので、令和7年度に繰り越して事業を実施するものであります。

6目流域下水道管理運営費負担金52万9,000円の追加であります。

負担額の確定に伴う追加であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費67万1,000円の減額であります。

2目消費税及び地方消費税100万円の追加であります。

令和6年度消費税の予定納付額の追加であります。

3項特別損失、90目その他特別損失2,069万9,000円の減額であります。

令和4年度の消費税額確定に伴い予定納税した令和5年度消費税額が、減額となったことから、減額するものであります。

35ページをご覧ください。

資本的収入であります。

1 款公共下水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債2,560万円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額と資本費平準化債の追加であります。

6 項補助金、1 目国庫補助金3,321万3,000円の減額であります。

下水道統合事業に係る国庫補助金の減額であります。

資本的支出であります。

1 款下水道事業資本的支出、1 項1 目建設改良費7,817万4,000円の減額であります。

執行残であります。

36ページをご覧ください。

収益的収入であります。

2 款個別排水処理事業収益、1 項営業収益、1 目個別排水処理施設使用料18万円の減額であります。

3 項特別利益、90目その他特別利益48万4,000円の追加であります。

令和5年度消費税額の確定に伴う還付金であります。

収益的支出であります。

2 款個別排水処理事業費用、2 項営業外費用、3 目消費税及び地方消費税100万円の追加であります。

令和6年度消費税の予定納付額の追加であります。

3 項特別損失、90目その他特別損失215万6,000円の減額であります。

令和5年度消費税額の確定に伴い、皆減するものであります。

37ページをご覧ください。

資本的収入であります。

2 款個別排水処理事業資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債1,000万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

7 項1 目負担金等45万8,000円の減額であります。

資本的支出であります。

2 款個別排水処理事業資本的支出、1 項1 目建設改良費1,000万円の減額であります。

執行残であります。

38ページをご覧ください。

収益的収入であります。

3 款農業集落排水事業収益、1 項営業収益、1 目農業集落排水処理施設使用料209万6,000円の減額であります。

2 項営業外収益、4 目補助金390万6,000円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

6 目消費税及び地方消費税還付金337万7,000円の減額であります。

令和6年度事業費の見込みに伴い還付金を皆減するものであります。

収益的支出であります。

3 款農業集落排水処理事業費用、1 項営業費用、4 目総係費390万6,000円の減額であります。

執行残であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費12万6,000円の減額であります。

2 目消費税及び地方消費税50万円の追加であります。

令和6年度消費税の予定納付額の追加であります。

39ページをご覧ください。

資本的収入であります。

3 款農業集落排水処理事業資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業

債380万円の減額であります。

6項補助金、1目国庫補助金375万円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額であります。

資本的支出であります。

3款農業集落排水事業資本的支出、1項1目建設改良費750万円の減額であります。

執行残であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 議案第22号、介護保険事業に関わりまして、20ページ、保険給付費に関わりまして、それぞれ大幅な減額になって提案をされました。利用者の減ということですが、高齢者が増えている中で、利用が減っているというのは、それなりの理由があつてのことだと思います。したがって、当初の見込みの人数と、実際に利用された方は何割だったのか。さらに利用が減っている理由、と言いますのは希望者が少なくて減ったのか、希望はしたのだけれど利用の条件に合わなくて利用が減ったのか、そういった要因があつたのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回の介護保険給付費の減についてのご質問だと思います。個々の見込み数、実数についての数字は持ち合わせていないところでありますけれども、予算をたてるときには第9期の介護保険事業計画の計画値を基に予算をたてております。しかしながらその計画値に対して、給付費の見込みが現在で、計画値の約97パーセントで、3パーセントほど少なく推移しているところで、今回の給付費の減になったところでございます。個々の数字については、現在持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

減になった理由については、利用控えではございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 実数を知らなかったところですが、持ち合わせていないということですので、致し方ないかと思います。当初の第9期の計画に照らして97パーセントだったということですが、今、介護保険利用するに当たって、とりわけ令和6年度の4月から居宅介護に関わって、居宅介護事業者の報酬の削減というのがありまして、事業所の経営が厳しくなっているということがありました。その上で、それが利用者にとってどんな影響が出たかと言いますと、例えば幕別町に住んでいる方が帯広市の事業所を利用するですとか、あるいは同じ幕別町内でも遠距離になるとかということになると、今まで交通費というものがかからなかったのだけれども、報酬が減ることによって、補っていかないといけないという理由で負担が増えていくということがありまして、負担ができない場合は実際に、幕別町から帯広市に通っている人は、通うことができなくなった。事業所側から、負担できないのであれば利用はできないというようなことがありまして、利用減ということも聞いております。そういった要因が、この背景になかったかということが一番心配されることでありまして、ただ計画に対して、97パーセントだからこれだけ残ったのだよということでは、なかなか理解がしづらいと思います。今言ったような要因はなかったでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今、議員おっしゃったような理由というのは、私どももいろんな理由を聞いていただいております。しかしながら、今回は計画値に対して、これまでの給付費が特にその訪問介護に関しては、執行率が90パーセントになる見込みでございます。通所リハビリテーションであれば、執行率が約85パーセントになる見込みでございます。個々の事情はあると思うのですが、その理由については、持ち合わせてございません。

- 議長（寺林俊幸） 中橋議員。
- 18番（中橋友子） そうしますと、今年度は計画に対してそれぞれ85パーセントであるとか、あるいは97パーセントであるということではありますが、経年で見たとときに前期も同じように介護計画に基づいて、予算をたてられたと思うのですが、そのときの予算、今回はこれだけ残ったのですが、利用の状況に変化はありますか。つまり令和6年度に制度が変わったものですから、利用しづらくなった条件が生まれたと、だから利用者が減ったと思うのですが、そういったことは明確に説明されなかった。したがって、この状況というのは前々年度に比べたらどうなのかというところが分かれば、要因も見えてくるかと思うのですけれども、それはわかりますか。
- 議長（寺林俊幸） 保健課長。
- 保健課長（西嶋 慎） 申し訳ございません。今、前々年度の比較については数字を持ち合わせてございません。恐らくいろいろな理由というのは、当然報酬の改定もございましたし、介護事業所の人員が集まらないということで、事業者が利用者を受けられないこともあるということは、我々も聞いているところですので、給付費の部分について、今現在その数字については、持ち合わせてございません。
- 議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。
野原議員。
- 9番（野原恵子） 今、中橋議員が質問したところは非常に大事な部分だと思います。資料を持ち合わせていないというお答えでしたけれども、しっかり資料を精査して、介護保険を利用したい人が利用できない状況が生まれるようであれば、高齢者は安心して暮らすことはできません。しっかり実態を調査することが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。
- 議長（寺林俊幸） 保健課長。
- 保健課長（西嶋 慎） 我々のほうも、高齢者が利用を控えるというか、利用をできなくなるというのは、妨げるというのは当然、考えが一致するところがございますので、理由や原因については、逐一把握していきたいと思っております。
- 議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第20号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって本件は、原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。
議案第21号、令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって本件は、原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。
議案第22号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第23号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第24号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第16、議案第25号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第25号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に際し、企業版ふるさと納税として寄附された寄附金を積み立てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、特定目的基金を設置する条例を制定しようとするものであります。

地域再生法第13条の3は、「法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。」と定めております。

この規定に基づき、国が認定した地方自治体の地方創生プロジェクトに対して法人が寄附を行った場合に、従来の損金算入による軽減措置と合わせて、最大で寄附額の9割の軽減措置が受けられるものであります。

本町におきましては、令和4年度から企業版ふるさと納税の受入態勢を整え、本年2月末現在、延べ24社から1,480万円の寄附をいただき、地域再生計画に記載しております寄附対象事業の中から、寄附者の意向に基づき「ふるさとづくり事業」や「魅力ある高校づくり支援事業」などの実施に要する当該年度の財源として充当してまいりました。

企業版ふるさと納税は、国の通知において、寄附を受けた当該年度の事業に寄附金を充てることを基本としておりますが、寄附を受けた翌年度以降の事業に寄附金を活用することができるよう認められており、その場合においては、基金を設置することが必要であると定められております。

国が定めております、基金の要件は、1点目として、取り崩し型であること、2点目として、条例において、その目的が事業単位で特定のものみに限定されることが明確に定められていること、3点目として、基金に積み立てる時点において、後年次の支出が確実に見込まれること、とされております。

加えて、基金条例の案については、内閣府と事前相談を行うことが義務付けられております。

これに基づき、内閣府との事前相談は、本年1月14日付けにて、審査の完了が通知されたところであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第1条は、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、幕別町企業版ふるさと納税基金を設置する」と定めております。

第2条以降は、他の特定目的基金条例と同様に、第2条では基金の積立を、第3条は基金の管理を、第4条は基金の運用益金の処理を、第5条は繰り替え運用を規定しております。

第6条は、基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる、と定めるものであります。

第7条は、委任規定であります。

5ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行する、とするものであります。

今年度中に受け入れる予定の寄附金を年度内に積み立てる見込みでありますことから、施行日を「公布の日」とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第25号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第17、議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページ、議案説明資料の60ページをご覧ください。

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月から国民健康保険制度は都道府県単位とされ、都道府県も保険者に加わり、財政運営の責任主体と位置づけられ、本年3月で7年が経過いたしました。

国は、将来的な都道府県単位での保険料水準の統一に向け、国民健康保険制度における財政運営上の課題解決のため、令和5年6月に都道府県国民健康保険運営方針策定要領を改定するとともに、同年10月に保険料水準統一加速化プランを作成いたしました。

これを受け、北海道は、保険料水準の統一化に向け、市町村が安定的な財政運営と事務の効率化を推進できるよう、令和6年度から11年度までを期間とする北海道国民健康保険運営方針を令和6年3月に定め、12年度からは、全道どこにいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる保険料水準の統一を目指すとしたところであります。

こうした動きの中、本町においては、平成28年度の税率改正以降、国民健康保険基金からの繰入を行うことにより、現行税率を維持してまいりましたが、被保険者数の減少や一人あたりの医療費が増加傾向で推移していることに加え、国民健康保険制度を取り巻く厳しい財政状況を背景として、今後も現行税率を維持した場合、令和8年度末には基金が枯渇し、約3,400万円の財源不足が生じる見込みと試算しております。

こうしたことから、本町の国民健康保険事業の健全な運営を図りつつ、令和12年度からの保険料水準の統一を見据え、急激な負担増とならないよう、地方税法に掲げている「地方税条例主義」に基づ

き、令和7年度から段階的に保険税率の見直しを行おうとするものであります。

改正条例の概要についてご説明いたしますので、議案説明資料の60ページをご覧ください。

改正項目の1点目は、「国民健康保険税（基礎課税額）の税率」であります。

関係条項の欄をご覧ください。

改正条項は、2行目以降に記載の、条例第3条第1項、第5条、第6条であります。

改正内容の欄をご覧ください。

基礎課税額の税率について、所得割率を、6.6パーセントから0.38ポイント引き上げ、6.98パーセントに、均等割額を、2万5,000円から800円引き上げ2万5,800円に、平等割額を、特定世帯および特定継続世帯以外の世帯は、3万200円から100円引き下げ3万100円に、特定世帯、これまで国民健康保険被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国民健康保険被保険者が1人だけとなった世帯は、1万5,100円から50円引き下げ1万5,050円に、特定継続世帯、特定世帯として5年間の期間を満了した世帯は、2万2,650円から75円引き下げ2万2,575円に改めようとするものであります。

2点目は、「国民健康保険税（後期高齢者支援金等課税額）の税率」であります。

改正条項は、条例第7条、第9条、第10条であります。

後期高齢者支援金等課税額の税率について、所得割率を、2.3パーセントから0.06ポイント引き上げ2.36パーセントに、均等割額を7,400円から300円引き上げ7,700円に、平等割額を、特定世帯および特定継続世帯以外の世帯は、8,200円から100円引き上げ8,300円に、特定世帯は4,100円から50円引き上げ4,150円に、特定継続世帯は、6,150円から75円引き上げ、6,225円に改めようとするものであります。

61ページをご覧ください。

3点目は、「国民健康保険税（介護納付金課税額）の税率」であります。

改正条項は、条例第11条、第13条、第14条であります。

介護納付金課税額の税率について、所得割率を、1.5パーセントから0.09ポイント引き上げ1.59パーセントに改めようとするものであります。

ページ下段に参考として、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計を示しております。

介護納付金課税額は、世帯の中に40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者がいる場合にご負担いただくものであります。負担対象となる場合、所得割率は、10.4パーセントから0.53ポイント引き上げ10.93パーセントに、均等割額は、4万1,500円から1,100円引き上げ4万2,600円に、平等割額は、据え置きとなるものであります。

62ページをご覧ください。

4点目は、「国民健康保険税の減額」であります。

改正条項は、条例第26条であります。

改正内容は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、未就学児の被保険者均等割額に係る減額であります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と、受益に応じて等しく被保険者に賦課する応益分で構成されておりますが、世帯の所得が一定以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割または2割を減額するものとしております。

改正内容の欄をご覧ください。

(1) 基礎課税額に係る減額は、このたびの改正に伴い、減額する額を「現行(A)」欄の金額から「改正案(B)」欄の金額に改めようとするものであります。

63ページをご覧ください。

同様に(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る減額を改めるものであります。

64ページをご覧ください。

(3) 未就学児の被保険者均等割額に係る減額は、法定軽減の対象世帯に属する未就学児に対して

軽減後の額の5割を減額するものであります。

税率改正に伴い、減額する額を改めようとするものであります。

以上が、改正概要であります。

国民健康保険税の算定に用いる税率の見直しを内容とした条例改正については、去る1月20日に幕別町国民健康保険運営協議会に諮問を行い、2月21日に改正案の税率が適当な税率および税額であるとの答申をいただいたところであります。

65ページから71ページまでは、改正条例の新旧対照表であります。

ここでの説明は省略いたします。

議案書にお戻りいただき、23ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、令和7年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第18、議案第35号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第35号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の29ページ、議案説明資料の81ページをご覧ください。

幕別町総合介護条例は、平成12年4月の介護保険制度の施行に合わせ、本町の介護保険事業と介護保険を補完する施策の実施などを定めたものであります。

今回の改正は、介護保険を補完する施策として実施してまいりました「布団洗濯乾燥サービス」を、今年度をもって廃止しようとするものであります。

議案説明資料の81ページをご覧ください。

第14条は、介護保険を補完する施策の実施を規定しております。

第1項第4号の「布団洗濯乾燥サービス」を削るものであります。

82ページをご覧ください。

表の左側、現行条例の中ほどに記載のとおり、「布団洗濯乾燥サービス」は、在宅の高齢者で、身体が虚弱なため布団の乾燥が困難であり、かつ、要介護認定において要介護4または要介護5と認定された者のみで構成される世帯の方などを対象に、年に1度あるいは6か月に1度、布団の洗濯と乾燥を事業者へ委託し、無料で提供してきたものであります。

従前、対象としてきました要介護4または要介護5で在宅生活をされている方々は、現状、介護保

険給付の福祉用具貸与サービスを利用し、マットレスを定期的に交換することで衛生的な生活環境を維持されております。

加えて、寝具の機能性が向上し、防水シーツの使用で在宅生活を送られており、令和4年度以降、利用者がいない状況が継続しておりますことから、「布団洗濯乾燥サービス」を廃止しようとするものであります。

別表から、布団洗濯乾燥サービスの項を削るものであります。

当該事業の廃止については、本年2月13日に開催いたしました介護保険運営等協議会において、これまでの事業の経過と近年の利用状況等を説明し、廃止についての同意をいただいたところであります。

議案書の29ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行する、と定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第35号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月5日から10日までの6日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明3月5日から10日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月11日午前10時からであります。

13：57 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 7 年第 1 回幕別町議会定例
(令和 7 年 3 月 11 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
17 藤原 孟 18 中橋友子 1 畠山美和
- 日程第 2 一般質問（6 人）

会議録

令和7年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年3月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥
17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将
住 民 課 長 佐々木一成 防 災 環 境 課 長 半田 健
防 災 環 境 課 参 事 山岸伸雄 税 務 課 長 古山悌士
福 祉 課 長 広田瑞恵 こ ども 課 長 川瀬真由美
発 達 支 援 セ ン タ ー 所 長 牧田博恵 幕 別 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長 笹原砂智子
保 健 課 長 西嶋 慎 商 工 観 光 課 長 本間 淳
学 校 教 育 課 長 酒井貴範
ほか、関係係長
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 藤原 孟 18 中橋友子 1 畠山美和

議事の経過

(令和7年3月11日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番藤原議員、18番中橋議員、1番畠山議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） 通告に従って、一般質問をさせていただきます。

1、合併から20年目を迎えた新「幕別町」のさらなる発展に向けて。

平成18年2月6日、忠類村が幕別町に編入合併する形で新「幕別町」が誕生しました。国の主導で推進された「平成の大合併」は、十勝管内においてもさまざまな組合せが検討されましたが、十勝管内19市町村で合併が成立したのは、幕別町、忠類村のみでありました。

合併に当たっては、平成16年1月、幕別町、忠類村、更別村で「十勝中央合併協議会」を設置しましたが、1年たたずして更別村が離脱。その後は、「幕別町・忠類村合併協議会」による協議が再開され、平成17年2月に幕別町長、忠類村長が「合併協定書」に調印し、同年8月、総務大臣によって正式に告示がされるに至ったところであります。

調印に当たって策定された「新町まちづくり計画」は、幕別町および忠類村の合併後の新しい町を創造していくための「基本方針及びそれを実現するための施策」について定め、「調和の取れた総合的かつ効果的な新町建設を推進することにより、地域の速やかな一体性の確立を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指す」としました。

令和7年は、新「幕別町」が誕生して20年目の年、来年2月には、新「幕別町」が誕生して丸20年の節目を迎えます。新「幕別町」が「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」という自治体の責務を更に強固に発揮していくことは、引き続き課題となります。

ついては、以下の点を伺います。

(1)「本計画」では、新町の将来像を「緑の大地に、人と人とが、子どもや若者からお年寄りまでが、住民と行政が、それぞれ一体となって、知恵を出し合いながら、農業をはじめとする産業が躍動する、人にやさしい、住みよい豊かな郷土を築いていく」という思いを込め、「人と大地が躍動し、

みんなで築くふれあいの郷土」と設定しています。

現時点での新「幕別町」の将来像に対する到達点をどのように考えているのでしょうか。

(2) 「本計画」の期間は、令和7年度とされています。今後の新町に関わる計画の策定予定は。

(3) 新「幕別町」の誕生の20周年記念事業の計画はありますか。また、同10周年記念事業として定めた「シンボルマーク」「ご当地ナンバープレート」「町の花・木・鳥」の浸透状況は。

(4) 新「幕別町史」の編さんを開始すべきと考えるが、いかがでしょうか。

2、移住促進の取組の強化を。

管内の自治体で移住促進対策に積極的に取り組み、新聞やテレビ報道などを通して「移住体験」から実際に移住者を迎えたなどという成功例が紹介されています。幕別町においても人口減少が続く中で、十勝管内からだけでなく、北海道の内外から移住者を迎えることは重要な課題であると考えます。

ついては、以下の点を伺います。

(1) 幕別町の移住促進の取組は。

(2) 幕別町内の移住体験住宅の整備状況は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「合併から20年目を迎えた新「幕別町」のさらなる発展に向けて」についてであります。

国は、国の構造改革の大きな柱である地方分権を進めるためには、市町村の体力向上が不可欠であるとして、平成9年、地方分権推進委員会の第2次勧告に関する対処方針を閣議決定して市町村の合併を推進、平成11年には「市町村の合併の特例に関する法律」いわゆる合併特例法を改正し、合併特例債などの財政優遇措置を講じたことで、全国各地で合併に向けた協議が進められました。

合併特例法の一部が改正された平成11年4月の全国の市町村数は3,229でしたが、法律による特例措置の期限である18年3月末には1,821まで減少し、いわゆる「平成の合併」が進む中、本町は18年2月6日に、十勝管内で唯一、忠類村が幕別町に編入する形で新「幕別町」が誕生することとなりました。

市町村の合併には、合併前のそれぞれの市町村が歩んできた歴史を大切にしながら、合併後の新しい町として、一つの目標に向かって進むために、バランスを取りながら施策を進めていく必要があります。新「幕別町」では、旧忠類村と旧幕別町が調和の取れた総合的かつ効果的な新町建設を推進することにより、新町の一体感の醸成を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目的として「新町まちづくり計画」を策定し、合併後のまちづくりを進めることとされました。

令和8年2月には合併20周年を迎えますが、合併協議に携わった者の一人として、これまで、思いを一つにし、まさに互惠互譲の精神で、新町のまちづくりを共に進めていただいた両地域の住民の方々に感謝申し上げるとともに、これから先も「この町に暮らしてよかった」と思っただけのまちづくりを進めていかなければならないものと、改めて意を強くしているところであります。

ご質問の1点目、「現時点で新「幕別町」の将来像に対する到達点をどのように考えているか」と、ご質問の2点目、「今後の新町に関わる計画の策定予定は」については、関連がありますので併せて答弁させていただきます。

「新町まちづくり計画」は、合併特例法により、合併協定書の一部をなすものとして、合併協議会に策定が義務付けられていた計画で、旧幕別町と旧忠類村の合併に際し、合併後の新しい町を創造していくための基本方針として、基本理念や将来像の実現に向けた五つの基本目標のほか、地域別の整備方針、新町の主要施策を定め、地域の速やかな一体感の醸成を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目的として、平成17年2月に策定されました。

「新町まちづくり計画」に定めた主要施策は、基本目標ごとに個別施策、主要事業等を具体的に盛り込んでおり、合併市町村がまちづくり計画の目的を達成するためのこれら事業に要する経費に当て

るために、国の財政支援の一つとして、合併特例債の発行が特別に配慮されたところであります。

合併特例債の発行可能期間は、当初、合併後 10 年度までとされていたものが、平成 24 年 6 月に東日本大震災に関する特例で 5 年間延長され 32 年度まで、さらに熊本地震等の大規模災害などを受けて期間が再度延長され、令和 7 年度までとされたことから、本町の「新町まちづくり計画」も、合併特例債の発行可能期間を確保するため、計画期間や人口推計等を見直したところであります。

平成 17 年 2 月に、合併後の新しい町についてのビジョンを共有するために策定された「新町まちづくり計画」でありますが、合併後の平成 20 年 3 月には、「新町まちづくり計画」の理念を継承し、「新町まちづくり計画」と同じく「人と大地が躍動し、みんなで築くふれあいの郷土」を町の将来像として定めた「第 5 期幕別町総合計画」を策定したところであり、さらに現在は「第 6 期幕別町総合計画」に受け継がれ、まちづくりを推進しているところであります。

このように、合併時の「新町まちづくり計画」で描いた町の将来像は、時代の変遷とともに「言葉」としての表現は変わりながらも、現在においても「第 6 期幕別町総合計画」の中で、さらには、この先将来においても普遍的に生きていくものと認識いたしております。

なお、「新町まちづくり計画」は、合併特例債の発行可能期間である令和 7 年度までを計画期間として延長してまいりましたが、この計画に基づく国の財政的な支援がなくなることから、計画も終期を迎えることとなるものであります。

ご質問の 3 点目、「新「幕別町」の誕生の 20 周年記念事業の計画はあるか。また、同 10 周年記念事業として定めた「シンボルマーク」「ご当地ナンバープレート」「町の花・木・鳥」の浸透状況は」についてであります。

平成 18 年 2 月に合併し、令和 8 年 2 月には 20 年を迎えることとなりますが、新「幕別町」で暮らす全ての住民が、合併を特別なものとして意識せずとも「幕別町民」であることを日常的なものとして感じられるよう、一体感の醸成・住民融和を念頭に、旧忠類村と旧幕別町が調和の取れたまちづくりを進めてまいりました。

平成 28 年 2 月に合併 10 周年を迎えた際には、幕別町開町 120 年、町制施行 70 周年を迎える大きな節目でもあったことから、合併記念式典をはじめ、シンボルマークの作成、原動機付自転車等の新課税標識、いわゆるご当地ナンバーの導入、町歌の再録音や記念 DVD の作成など、歴史を振り返り、町の魅力の再発見とともに、未来に向けた郷土愛を育むことを目的とした記念事業を行いました。

合併 10 周年記念事業で作成した「シンボルマーク」は、職員用のピンバッジ、小学 3、4 年生の社会科副読本へ掲載するなどして活用しているほか、町内外の企業や個人から使用申請を受け、名刺やネームプレート、共同募金のピンバッジ、幕別町商工会の配布雑誌や幕別町応援大使で鹿児島ユナイテッド FC に所属する圓道選手の応援用フラッグへの印刷などを承認しているところであり、さまざまな場面で「シンボルマーク」を活用いただいております。

また、「ご当地ナンバープレート」は、平成 28 年 4 月 1 日から排気量 50 cc 以下、90 cc 以下、125 cc 以下のそれぞれ原動機付自転車用、ミニカー用、農耕用等の小型特殊自動車用の 5 種類のナンバーの交付を行っており、本年 2 月までの総登録台数は 2,311 台で、このうち 1,246 台の車両に「ご当地ナンバープレート」が取り付けられており、普及率は 53.92 パーセントとなっております。

さらに「町の花・木・鳥」は、町の封筒や記者会見等で活用しているバックパネルへの印刷、職員のネームプレートのデザイン、町内のマンホールの蓋にも使用されるほか、町の花であるシバザクラは、役場庁舎周囲や札内コミュニティプラザ、白人小学校などの花壇のほか、協働のまちづくり支援事業を活用して町内会等による花壇への植栽も行われておりますことから、広く住民に認識されていると考えております。

令和 8 年 2 月に合併 20 周年を迎えるに当たり、合併 10 周年のような記念式典や記念事業は考えておりませんが、改めてここまでの歴史や歩みを振り返るために、広報やホームページなどにおける特集記事を掲載するほか、町内で開催されるさまざまなお祭り、イベントに合併 20 周年記念を掲げ、住民が改めて喜びを共有できる場をつくってまいります。

ご質問の4点目、「新「幕別町史」の編さんを開始すべきと考えるがどうか」についてであります。

本町における町の歴史を記した町史は、開基70年記念に昭和42年に発刊した「幕別町史」、開基100年記念に平成8年に発刊した「幕別町百年史」のほか、旧忠類村では、開村50周年を記念して12年に「忠類村史」も発刊されており、それぞれの町・村の歴史をひもとき、先人の偉業をしのび、郷土の歩みを知ることによって郷土愛を再認識し、次の世代へ残すものとして有益な資料であると考えております。

現在、最も新しい「幕別町百年史」は、平成2年度から町史編さん員を雇用した上で作業を進めており、6年度に学識経験者、町議会議員および町職員で組織する幕別町史編さん委員会を設置し、町民の皆さんやかたつて本町に住んでいた方などたくさんの方から貴重な写真や資料を提供いただき、町史編さん員が執筆した原稿をベースにして、必要な調査および内容の精査を行いました。

また、「幕別町百年史」は、昭和42年に発刊した「幕別町史」を基に作成したことから、「幕別町史」と同じく「自然と風土・先住民族」「行政」「産業経済」「教育社会」の4本の柱で構成しており、「幕別町史」に記載のある内容以降の30年について追記する形で編さんしたものであります。

新しい町史を編さんする場合につきましては、歴史的な大きな転換点等がない限りは、前回の手法と同様に、「幕別町百年史」への追記が基本となりますことから、既に町では、平成8年以降の資料の収集・保存について、図書館において購読している新聞7紙の本町関連記事を毎日スクラップしているほか、広報紙のバックナンバーも、昭和35年2月号から保管しております。

また、令和元年度からホームページに掲載しております「町長フォトレポート」では、私が出席した行事等を記録しているとともに、町の1年間の出来事を写真で振り返ることができるよう、毎月、記録用の資料を作成しております。

新たな「幕別町史」の編さんについて具体的な計画はありませんが、これまでの町史はいずれも、開基・開町の節目を記念事業として発刊しておりますので、費用や発刊の間隔、デジタル化の進捗による写真や資料の保存状況の向上や収集の容易さから考えますと、開町150年の際に発刊するのがふさわしいものと考えており、引き続き関連資料等の収集・保存に努めてまいります。

次に、「移住促進の取組の強化を」についてであります。

全国の日本人の人口は、総務省が昨年7月に公表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によりますと、令和6年1月1日現在、1億2,156万人余りであり、平成21年をピークに15年連続で減少しております。

そうした中においても、東京圏への一極集中の傾向は依然として続いており、地方圏では、若年層の転出による地域社会の担い手不足が深刻な課題となっていることから、地方への人の流れをつくるために、若い世代の就労・結婚・子育ての充実を図り、移住、そして定住へとつなげ、人口構造の若返りを図っていくことが重要であります。

そのような中、本町では第6期幕別町総合計画において、地域資源を最大限に活用し、町の魅力の向上を図り、移住・定住施策を推進するという基本方針の下、子育て世帯をはじめとした多くの若年層に住んでもらうことにより、町の持続的な発展を図るため、各種施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「幕別町の移住促進の取組は」とご質問の2点目、「幕別町内の移住体験住宅の整備状況は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町では、人口構造の若返りを図るため、子育て世代をはじめとした若年層をメインターゲットに移住・定住施策を展開しており、空き地・空き家バンクやUIJターン新規就業支援事業、マイホーム応援事業、結婚新生活支援事業、おためし暮らしなどを実施しております。

空き地・空き家バンクについては、宅建事業者や所有者との連携の下、町内の空き地・空き家の物件を登録し、町ホームページや北海道空き家情報バンク、全国版空き家・空き地バンクを通じて購入や賃貸を希望される方へ情報提供しており、平成29年度からこれまでに、土地70件、建物15件が成約に至っております。

UIJ ターン新規就業支援事業については、東京都の特別区に居住または通勤しているなど一定の要件を満たす方を対象に、就業等に伴う町内への移住者の取り込みを図るため、移住支援金を交付するものであり、令和3年度からこれまでに、5世帯10人の方が本事業を活用しており、このうち3世帯が18歳未満の子どもを伴って移住されております。

マイホーム応援事業については、町外者の移住および町内在住者の定住に資することを目的として、町内に住宅を新築または購入する方に補助金を交付するものであり、平成24年度から26年度まで実施した定住促進住宅建設費補助制度を拡充した事業として、27年度から新たにスタートしたものであります。

これまでに878世帯、2,722人の方の定住につながったところであり、このうち398世帯、1,102人の方が町外からの転入者であり、589世帯が18歳未満の子どもがいる子育て世帯となっております。

結婚新生活支援事業については、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新生活における住宅費用および引越費用の一部を補助するもので、令和元年度からこれまでに31世帯、62人の方が活用し、このうち33人の方が結婚を機に町外から転入しております。

おためし暮らしについては、忠類白銀台宿泊ロッジを移住体験住宅として活用し、本町への移住を希望する方を対象に、町の自然、気候、生活スタイルなど、町内における日常生活を低廉な料金で体験できる機会を提供しており、平成27年度からこれまでに、62世帯106人、延べ2,495日の利用があり、うち1人が30年に忠類地区に移住されております。

これらの移住・定住施策については、本年3月にリニューアルした町ホームページにおいて、移住・定住を検討している方向けに特化したページを開設し、各施策に関する情報の検索性を高めるとともに、各種支援制度の掲載、物件情報サイトへの誘導など、移住に関し必要な情報の効果的な発信に努めております。

本町としては、永続的な町の発展につなげるという考えの下、子育て世代にターゲットを絞り、子ども医療費の無料化、修学旅行費の支援、保育所から中学校までのエアコン整備などの子育て支援策といった幕別町の「売り」と併せて、移住・定住を検討している方に支援策を訴えかけることにより、若年層に幕別町を選んでもらえるよう全力で取り組んでまいりました。

定住人口はピークでありましたが、平成26年4月末の2万7,714人から本年1月末までに2,484人減少しておりますが、この間の子育て世代の社会増減は、令和6年3月末時点において、642人の転入超過となっており、年齢構造の若返りが図られておりますことから、これまで取り組んでまいりました、移住・定住施策と子育て支援策を一つのパッケージ施策として捉え、施策の展開を継続して進めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 初回質問にありましたように、20年目を迎えている、そういう中で、主に忠類地域の住民の方などとお話しする中で、この合併がどうだったのかな、そういうことで思いが聞かれる。そんな中で、また新聞報道などでも平成の大合併が20年となって、既に20年を迎えるところもあって、それらの自治体がどうなったのだということの特集などもあって、今回この質問を町長にお尋ねしてみようと思いました。

町長がこの幕別町と忠類村との合併においては、企画室参事として中心的な役割を果たしている、そのことも存じ上げております。そのこともあって、これはきっといい話が聞けるだろう、そんな思いでいるところでありました。

少し旧忠類村の住民と旧幕別町の住民の間では、思いにギャップがやっぱりあるのだなと思います。20年たつ中では、以前のようにこの合併がどうだったのだということの話については、大分聞かれなくなったのかと思うのですけれども、やはり残っている声としては、旧忠類村の方にとっては、合併が本当によかったのだろうかというような声が聞かれるし、旧幕別町の方からは、この合併は何のためにやったのだろうか。要するに、私たちにあまり関係ないよねと、そういう十分な意識のなさ、

意識の低さが聞こえてくる。そういう中で、表題にありますように、合併によってそのことがどうだったかということではなくて、さらに一つの町として強いものにしていきたい、そういう立場で今日の質問はさせていただきたいなと思っているところでもあります。

私は、平成19年4月の地方統一選挙で議員になったものですから、合併についての議論については、議員としての参加はできていないのです。その後のいろいろな合併特例債を使ったことについてはいろいろ勉強させてもらってきましたけれども、選挙のほうも選挙の特例、幕別地区は旧幕別地区が18人、旧忠類村が2人という、そういう特例の中で選挙が行われた、そのときに議員を始めさせてもらった、そういう一人であります。いろいろとこの合併に関わる資料についても、一定読み解かせていただいているところでもあります。この合併が自治体のほうで合併していきたいよと、積極的に上がったなんていうことはなくて、国の手法の中でどうするかというさまざまな検討がされる中で至ったと。忠類村との合併になったわけだけれども、そこに至るまでは道が示した、幕別町は東部4町での合併が最初に示され、忠類村は南部5町の中の一つとして示されて、そういう中で住民のさまざまな意見の中から、そこから離れて幕別町、それから更別村、忠類村の3町で合併協議を始めた。その中で更別村が抜けていくということの中で、忠類村との合併になるわけですがけれども、私の感想ですけれども、引き寄せられたなど、そういうことが、今となってはそういう運命であったのかなと、そんなような思いでいるところです。

この合併については、住民投票があればもっとはっきりしたと思うのだけれども、間違っただけではなかったのではないかと、そのときの状況ではそういう道が一番最善だったのだらうなと思っているところでもあります。その新まちづくりについて、いろいろなことを行ってきましたよということは分かりました。これについては再質問の答弁はよろしかったです。

二つ目のところになりますけれども、新まちづくりに当たってはいろいろあるのですけれども、人口減のところはすごく著しくデータとしてあるのではないかなと思うのですよ。新まちづくり計画の中では、平成12年の合併時の総人口、幕別町2万4,276人、忠類村1,804人なのですけれども、先月出た幕別町人口ビジョンでは、令和32年、25年後ですね、幕別町は2万145人、旧忠類村、現忠類地区ですね、1,080人。幕別地区が83パーセントの人口が維持できているのですけれども、忠類地区は60パーセントになっている。合併したところの小さい町のところが人口が減ってくるのだということは、ほかの自治体でもあるのですけれども、やっぱりこの現象はゆゆしきことなのだろうなと思うのです。

この人口問題について、人口の広がりの問題についての見解を、まずは町長にお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 人口については、これ全国的な傾向でありますけれども、この先、増えていくということはほとんどないだろうと私は思っているのです。それなぜかということ、合計特殊出生率が減少していることにあるわけで、ともかく亡くなる方は一定数で亡くなっていきますけれども、それに対して生まれる方が、夫婦2人について1人ちょっとしか生まれえないということですから、これが2.0何人生まれて初めて人口が維持できるという科学的数字になっていますけれども、これが1人ちょっとしか生まれえない、1.2人ぐらいしか生まれえないということが、これはもう人口減少の根本的な底流になることであろうと思っています。

そんな中で幕別町は地域的に言うと、本町地域があつて、札内地域があつて忠類地域があると。三つの市街地があるわけでありましてけれども、この中でも札内は少子高齢化があまり進んでいない。それに比べて、本町地域、忠類地域は少子高齢化が非常に進んでいる。とりわけ、今、忠類が減っているというようなお話がありましたけれども、少子高齢化という観点で言うと、幕別本町がもっとひどいというか著しい数字、傾向を見せているわけでありまして。

ですから、我が町としては、人口が減るのは致し方ないけれども、これまでなるべく年齢構成の若返りを図っていこうという観点から、施策を展開してきたところでもありますから、そこはどこまでそ

の魅力を感じていただいて、幕別町を選んで住んでいただけるかということに尽きるわけなのですが、やはりどうしてもその立地性というのが大きく関わるわけでありまして。というのは、子育て世代は教育ということを非常に考えるわけで、教育を考えたときにはやはり進学校と言われるところに近いところ、あるいはその進学校に向かうための塾がそろっているところ、そこをどうしても選ばざるを得ない。そしてその距離感も、やはり近いほうがいいだろうということがありますので、これはやっぱりなかなか逆らえるものではないのですけれども、ただ、田舎には田舎のよさもありますので、そこもしっかり訴えていきながら、なるべく将来における過疎・過密、過密はないですけれども、過疎化が一地域において進まないような、そこは配慮していかなければならないなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 今、子どもさんのいる関係、進学その他との意見もありました。人口が減っていくのは、これも何せ子どもたちが生まれてこないということがあるものですから仕方ない。その中で、いかに両方の地区がいい関係でやっていくかという中では、人口が減っていかないようなちゃんとした配慮が必要だということが、私の述べたかったところでありました。

忠類村のことを軽んじているというようなことは決してないわけですが、そういうふうに捉えるような印象を、そういうふうな印象を持たれるようなことのないように、くれぐれも注意をしていくことが重要かなと思います。丁寧な表現していって行く中で、この人口減の問題、新まちづくり残り、今年度で終わりになりますけれども、成果を最後まで追求していただきたいなと思うところであります。

三つ目に行きたいと思っております。シンボルマークなどの考え、10周年記念事業についてであります。

思ったよりも使われているのだなということが分かりました。特にシンボルマークではなくて、ご当地ナンバープレートですね。実際、私自身の注意力が足りないのか、あまり見たことがなかったものですから、その後どうなっているかなど。この質問は、私自身が以前に、平成30年6月議会でさせていただいたところでもあります。その中で、まだ十分なものになっていなかった。でも、かなりの数字が上がっているということが分かったわけですが、あまり見ないなど。皆さんどうなのでしょうかね。大いに目立ってもらいたいものですが、それは主観ですが、

それで、このシンボルマークですが、申請を受けて許可を受けると、そして発行すると。営利目的は駄目ですよと、そういったことなどがいろいろと使用規則の中で書かれているわけでありまして。こういったやり方でもって、このマークは使えるのですよということをもっともっと広めていくことというのが、できるのではないかなと思っておりました。例えば、町内会の総会の議案書の中にもこれが出たっていいわけですよ。さまざまな幕別町の町民生活をよくしていくための団体が、そう願う団体があるわけで、そういったところの総会資料の中にも出てきてもいいわけですよ。そういったところに積極的にアピールして、そのことは何度もやりますように、幕別地区と忠類地区のより連帯感が強まることにつながると思うものだから、そういうところからやっていただきたい、そのことをまず訴えたいと思っております。

そして、町の花・木・鳥のことなのですが、実際、幕別町の鳥は何ですかと町民に聞いて、すぐぱっと答えられるかと言ったならば、私はちょっと難しいのではないかなというケースが多いのではないかなと思うのです。まだまだいろいろと施策は練っているけれども、もっとできる、そういうふうにするのですけれども、どうでしょう。シンボルマーク、それからこの花・木・鳥、そういったことの中では、何かさらに浸透させる上での方法など考えていることはありませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはシンボルマークにつきましては公募をして、そして選ばれたものがこれです。ただ、今言われたように、確かに浸透度、長い時間かかることは承知しているのですが、やはりもう少し折に触れPRする必要があったのだろうな、これからはしっかりと粘り強くPRしていく必要がある。そのことによって町民の皆さんが認識してもらい、あるいは今言われた、町内会の議案に使ってもらえるかということであろうと思っております。町としては、できるだけいろんなものに使

っていることは、折に触れ見られているかと思えますけれども、そこをやっぱり住民レベルまで落とし込んでいないと、広まっていないということがありましょから、そこは今後も折に触れて、町内会連絡会議もありますし、いろんな団体の会議もありますから、そういった中で使えますよということ PR してまいりたいと思えます。

それと、オオハクチョウについては、これは合併前の幕別町がずっとこれ、忠類もそうだったかな、何せ長い間ずっと町の鳥、村の鳥になっているのですが、なかなかこれ、鳥になっているだけであって積極的な PR も不足していたと思えますので、せっかく定めたものをやはりシンボルマークにしろ、町の花、木、鳥にしろ、こういうものを町の花、木、鳥にしているのだよということの PR はしっかりと進めていきたい。シバザクラも同じでありますけれども、定めたものは定めっ放しであることはやはり好ましくありませんので、しっかりとそこは広めてまいりたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 分かりました。その平成 30 年の議会のときには、それぞれその花、木、鳥を選んだ理由をちゃんとホームページなどいろいろ説明資料に載せることを私は求めていて、そのときに具体的に言ったことがあるのですが、それらについては大体反映させてもらっている、反映しているということになっています。シバザクラについては、どういう花言葉があって選んだかということの理由が分かったほうがいいだろうと。

ただ、ここで残念なというか思ったのは、昭和 60 年から平成 7 年までの間、シバザクラ祭りを開催していましたなんていうことが出てくる。平成 7 年という、もう 30 年前になってくるわけです。そのときにこういったことがあったから選んだよということでない、今、町の花としてあるのだということの理由を、ちゃんとつけたほうがいいのではないかと思う。三つともそうですけれども、このものを選んだのは町のこういう願いがあつたのだということやちゃんと明らかにする、説明できるようにしたものほうがいいのだというふうにするのです。30 年前にシバザクラ祭りやりましたよとなつてくると、ちょっと、ちょっと……。それから、カシワで言うと、カシワの葉が落ちない大変丈夫なそういう葉を持つ、そういうことの縁起がいいのだということや言ったとおりの文言がここに出されているわけですが、ここで思ったことは、映画「愛よ星と共に」のロケ地に使われたということがあります。

新田牧場さん、チーズ工房さんの前に行くと、今もそのときの木はもちろんあるし、こういうものがロケ地としてありますよというそういう看板は残っているのです。やっぱり新田牧場さんにしたら大変名誉なこと、それはこれからも誇りに思っていていただけていいのだけれども、1947 年、昭和 22 年の映画なのです。どんな映画だろうと思つて見たいと思つても、私はちょっと見るのができなかった。町長はご覧になつたことがあるのですか。そして、その感想がもしあれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が生まれるちょっと前よりもうちよつと前なので、なかなかそういう見る機会がなかったわけで、私もよく分かりません。ただ、NEEDS の工場のところに行くと、そういうロケをしたのだなということが分かります。でも、分かりますけれども、なかなかそこに誘導ができていないということがありますから、やはり先ほど来おっしゃっているように、いわれというものをしっかり説明した中で、それを PR していくということが必要であろうと思えますので、そういった鳥にしる木にしる花にしる、しっかりとそこは単に幕別町の花、木、鳥ですよということではなくて、分かるような、親しみを持てるような説明も必要だろうと思つております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 親しみが持てる説明、そのとおりなのだと思うのですよね。ちょっと分からなくて、これ DVD にもなっていないと、見る方法が恐らくないのだろうと思つたのですよ。以前にね……
（見れますの発言あり）

○16 番（谷口和弥） 見れた。勝手に発言しないで。

ユーチューブでね、ちょっとだけ流れたことがあるのです。急に出て、急に消えたのですけれども、白黒の映画という中では、カシワの云々ということがなかなか分かりづらい映画であった。内容はもちろん分かりません。いや、説明はあります。拳銃の殺人事件の中で2人が愛を育んだと、そういう映画なのだけれども、むしろ NEEDS さんとしては、その後、ロケ地となった「糸」、そっこのほうが、NEEDS の工房の中に入ると、たくさんあって面白いです。

オオハクチョウ、もう少し書いていただきたいな。繰り返しになりますけれども、丁寧な説明ということの中では、旧途別川周辺をはじめ町内の多くの場所で見ることができます、だから町の鳥ですということでは、もっと説明の仕方があるだろう。ちょっと工夫していただきたい。丁寧な説明が必要だということでご答弁をいただいているので、ここでまた繰り返しの答弁求めませんけれども、忠類地区と幕別地区の合併の意識を強める、そういったものになると思うものですから、決して変える必要もないのだと思うのです。宣伝に努めていっていただきたいなと思います。映画については近々見に行ってみたいと思います。町長もご覧になってください。

四つ目、新幕別町史の編さんを開始するべきと考えるがどうかですけれども、以前も私はこの質問をしたことがあって、そのときも150年ということの目安が出されました。どうしても町長、150年という、そういうものにこだわりたいだろうか、そこにこだわっている理由がちょっとまだ私にはこの説明の中では理解できていなくて、改めてお願いしたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、新しい町史を出すとなれば、やはり節目の年がふさわしいだろう、これは誰もが賛同していただける。そうなったときに、では130年がいいのか140年がいいのか150年がいいのか、そんなことになるわけでありまして、百年史を編さんしたときから比べると、非常に資料の保存状況がいいということがありまして、それと百年史以降、毎年ある程度これも蓄積もしてきているということがありますので、容易さ、難易度ということからすると、30年分を編さんすると50年分を編さんするのは、私はさほどかからない。むしろそんなにかからないのかなと。

ただ、あとは人ですね。編さん員が、誰が編さんを主にやっていたか、そこだけちょっと心配な面がありますけれども、私は資料の保存状況からすると、さほど苦労はないのかなと。あとは原稿を書く方が誰になるのか。150年になると私も生きていないでしょうから、なかなか今から何も言えませんけれども、しっかりとした人ということが一番重要になるかなと思いますので、その執筆者は誰がやるのだということを今からでも考えながら、この人がいいのではないかとすることを考えながら任せるような形に持っていければと思います。それで150年というのが資料の保存状況、容易さからしても、私は一番いい節目だろうと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 150年ということは、節目としてはすごくいいのだと思うのです。いろいろ私も幕別町、それから忠類村、歴史を知りたいなと思って資料を探してみました。答弁の中では、忠類村史、それから幕別町百年史のことがありました。忠類村史は平成12年、忠類村史編集委員会が発行している。幕別町百年史については平成8年10月1日、幕別町が編さん、発行していると。そのほかに幕別町議会史、平成6年10月1日発行、幕別町議会史編さん特別委員会が作っていると、このようなものがあるのかなと。ほかにも一つ、私がここで挙げたいのは、忠類村議会のあゆみというのが平成19年10月発行、幕別町議会史編さん特別委員会がやはり発行していると。

さっきも言ったように、私、まさにこの時期に議会に上がるようになったのがこれですね。これがね、本当に面白い。これにははっきりこの合併という大きな町の事象が明確に述べられている。

町長の今ご答弁の中では、大きなことがなければ150年だというのだけれども、忠類村との合併ね、十分過ぎるぐらい大きな事象であるのだと思うのですよ。この中でいろいろ血の通ったそういう町史にしてもらいたいなという思いがあるものですから、例えば旧忠類村最後の村長となった遠藤清一さんのことと言うと、忠類の歴史が遠藤で始まり、遠藤で終わるといっても不思議な思いがしたと、合併は進めなければならないことだったが、自分の育った村の名前が消えるというのはやはり情けない

ものがあつたと。村の歴史がそれで終わると、こういう思いをね、これは合併協議会の資料とかではなくて、新聞報道で書かれている中身です。

それから、この遠藤さんに関わってのことですけれども、更別村の離脱から間もなく開かれた2町村による初の合併協議会で、忠類村側が合併方式は編入と、新しい町の名前をつくるのではなくて、幕別町の中に忠類村が入るということを遠藤村長が提案してきたと。そのときの様子を見て、飯田晴義企画室参事は、遠藤村長の気持ちを押し殺して編入提案の原稿を読み上げるのを聞いているうちに涙が出たと、複数の委員の目も涙で濡れていたと、そういうコメントを新聞取材の中で述べられています。こういったことが生きる町史にさせていただきたいなという思いがあります。

旧忠類村の遠藤元村長のことも、このことで話す機会があつただけけれども、やはりもう年齢的にももう80を過ぎてということの中では、さっき町長も誰に書いてもらうのだということがありましたけれども、もう書けなくなっていると。だから作ってもらいたいなと、そういうことを漏らしていらっしやいました。

私はこの150年というのならば、まだ大分先だ。合併の20年ということは本当に町にとって大きな出来事だ。そして、今でないとそのことが書けない。そうした方々のさまざまな苦勞を知ることが、忠類村との合併は何だったということを記せる、そういう基になるのだと思うのですよ。私はそのときに中心に関わっていた飯田町長に、この号令を出していただきたいなと、そういうふうに願っているのです。それが幕別町の20周年の記念事業の中に組み込められればいいなと思っています。

改めてどうでしょう。こんな私の戯れ言になりますけれども、聞く中で、町長の思い、動くものがありますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 合併協議に関しましては、私も関わってましたので、今のお話なんかも本当に思い出して、何か涙が出そうになりましたけれども。合併協議では、表での話と裏側の話といろいろありました。それは町史というレベルから見たら、合併の協議としては残しておく価値はあるかもしれませんが、町史というレベルで考えたときに、誰もそこまで載せられないというレベルのものも、面白い話、たくさんエピソードなどもありますので、それはそれで私は残すことは非常に意義あることだと思います。ただ、町史というレベルになってくると、それは別なものかなと思っていますので、町史のレベルで言うとやっぱり150年の気持ちは変わりません。

ただ、分かっている、今生きている方の記憶が新しいうちに、そういった合併に関わるさまざまなエピソードを一つの書物というか、記録史として残すことについては意義があると思いますので、これはどういう形がいいか分かりませんが、何かそこは考えたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 何か考えたい、ぜひ考えて進めていただきたい。繰り返しになりますけれども、忠類村との合併が、もうさまざまな方々の努力の中で、その国の状況では最善の選択肢であったのだ、そのことを私は明らかにしていって、この町の醸成につなげていきたいなと、そのように願っているところであります。

大きな二つ目、移住促進の取組の強化についてであります。

さまざまな施策を行って、若い人を中心に成果を上げているのだということのご答弁をいただいたところであります。思ったよりも多くの人たちが幕別町への移住につながっているのだと、そういうことの実態も分かりました。さきの答弁にありましたように、幕別町というのは十勝管内の中でも優位性というのがやっぱりあるのだと思うのです。教育の問題なんかはまさにそれなのだと思うのです。

地方に行くと、自分の夢が実現できるようなところへ子どもを通わせられない、子どもがやっぱり中心の考え方になっていくでしょうから、そうやってきたときに各自治体でいろんなことをやっているわけけれども、幕別町にはその優位性があるのだろうなと思うところであります。

それで、今いろいろな施策がある中では、一つ、この二つ目に立てた忠類の白銀台の宿泊ロッジのことであります。5棟あって、いろいろと使われているのだということがありました。移住したいよ

ということであれば、まずはここをお試しで暮らしてもらおうと、そういうふうに通っているということと理解してよろしかったですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実際に忠類といっても、今、情報化社会ですので、いろいろ検索ができて、忠類ってどんなところなのというのは分かるでしょうけれども、ただ、実際に行ってみないと実態分らないな、実感を得てもらおうためのものとしてのおためし住宅ということで設けてきたのでありますけれども、ただ、ちょっとこれは弊害的なものも出ておまして、いわゆる安いホテル代わりに使われる傾向があるということなので、果たして今本当にこれが必要なかどうなのかということは、一度立ち止まって考えなければならないと思っております。

本当に田舎暮らしがしたいのであれば、そんなにずっと泊まっていなくても、1泊2日すれば大体回り切れるところですので、それは果たしておためし住宅が要るかどうかとうところまではいかないのではないのかなと、そんな感じもしておりますので、ここは内部でしっかり検討して、あるいは移住してきた人のお話も聞きながら、このあり方については検討したいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 新聞報道ですけども、士幌や上士幌などでは結局、自然豊かなところで暮らしたいという方たちなのではないでしょうか、この体験住宅が非常にうまく数多くの人々が利用するなどということがありました。忠類のロッジについてはそれに匹敵するものがあるのだろうと思うのですけれども、果たしてお試しで宿泊できるところが、忠類の5棟でいいのかということの話がしたいところなのです。さっきも何度も出ていますように、例えば札内地区、本町地区、これならば帯広市の学校にも自宅から通える、そういう範疇になってくるわけです。そういったところにお試しで入居できる、そういうことがあることは、非常に重要なのではないのかなと思うのですけれども、札内地区、それから本町地区にお試しで入居できるような、そういう住宅を持つということについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実際にそこに行って、気候風土、肌で感じるということのは必要だと思います。ただそれは、ホテルがなくて泊まる場所がなく、実際に泊まって一晩寒さを実感してみたいけれども、分からないのだとかということであれば、私はいいとは思いますが、これだけ帯広市から近距離にあって、ほとんど帯広市も幕別町も変わらない、札内も変わらないということになれば、別にそこに泊まらなくても十分分かるのではないかなと思っておりますので、そこは逆にその民間のホテルなりを利用してもらうことのほうが、いいのではないかなと感じております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 民間のホテルを利用するという点に関しては、ちょっと異論を述べたいと思うのですけれども、内部で移住者を引き寄せるにはどうしたらいいかということとはよく検討してください。

最後に、さまざまな団体が首都圏などで移住フェア、要するに集まって、そして一つの大きな会場に集まって、各自自治体がフロアを持って、どうぞ、うちの町を知ってくださいということでやっている、そういったフェアにいろんな参加している自治体というのがずんずん出てくる。そういう中では、幕別町の出ていないときが結構あるのではないかなと、私自身がネットで検索する中で感じているのです。その辺は実際どうなのでしょう。

そして、十勝は結構参加しているのですよ。これには十勝の町はこれには参加しない、これには参加する、そういう基準をどういうふうに持っているのかを確かめさせていただきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、数多くのいろんなイベントがありますので、それに全部出るということとはしていません。そういう中でも特に効果的なものを絞って出ているというのが実態であります。

それともう一つは、それ実際に出てみてどれだけの効果がある、費用対効果という点もありますの

で、これだけ情報化社会、情報が非常に発達している社会においては、むしろ私は移住してきた人のネットワークを大切に、そこから知り合い同士が来てもらえるような、そこを探ってみるのほうが私は効果的であろうと思います。ただ本州に行ってPRすることは、全く否定するものではありませんので、そこは絞りながらやるべきであろうと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11：02 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

1、国民健康保険の都道府県単位化による課題解決を。

従前、国民健康保険の保険者は市町村でしたが、「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立により、2018年からは、都道府県と市町村が一体となって運営する都道府県単位化により、市町村と都道府県が共同保険者となりました。

都道府県単位化により、国保の財政運営の責任主体は都道府県に、賦課、給付、保険証の発行などの実務は、これまでどおり市町村が担うことになりましたが、特に大きく変わったのは、保険税の算定の仕方です。

北海道には179自治体があり、各自治体の保険税の算定基準の違いや所得・医療費水準の地域差が大きいなどの課題が多くあります。北海道の国保運営方針では、2030年までに保険料水準の統一を目指すとしており、これが実施されると、小規模自治体がこれまで努力してきた保健事業等による医療費の抑制に向けた努力は意味がなくなってしまい、被保険者が負担する保険税の引上げにつながる可能性がありますことから、以下の点について伺います。

（1）令和12年の保険料水準の統一に向けて、町の保険税の推移は。

（2）町の保険税は、被用者保険の保険料よりも高額であり、負担軽減のために町独自の対策を講じる考えは。

2、マイナ保険証の発行による不安解消を。

2024年12月2日から紙の保険証の新規発行が停止され、「マイナ保険証」への一本化が強行されました。改正マイナンバー法により紙の保険証が廃止されたことに伴い、医療機関でのトラブルやマイナ保険証を持ち歩くことに対する不安の声が寄せられており、以下の点について伺います。

（1）マイナ保険証については、認証トラブルや施設での管理の難しさなどの課題解決のために、資格確認書を全員に発行する考えは。

（2）差押えする資産のない滞納者に対する資格確認書（特別療養）の交付に当たっては、機械的ではなく丁寧な対応に努める考えは。

（3）紙の保険証の存続を国に求めていく考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「国民健康保険の都道府県単位化による課題解決を」についてであります。

国民健康保険制度は、昭和13年に創設され、戦中戦後の混乱期を経て、昭和36年4月に達成された国民皆保険体制の下、わが国の医療保険制度の基盤として、国民皆保険制度の根幹を支える重要な役割を担ってまいりました。

しかしながら、昨今の国民健康保険制度を取り巻く環境は、年金受給者をはじめとする低所得者や非正規雇用労働者が被保険者の大部分を占め、高齢者の割合が非常に高い状況にあることなどを背景として、保険者である市町村間で医療費や保険料の水準に大きな開きが生じており、特に小規模市町村では財政が不安定になりやすい傾向にあるなど、財政運営と事業運営の両面にわたって構造的な問題を抱えております。

こうした中、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険運営の中心的な役割を担う新たな制度として、都道府県単位化がスタートし、制度の安定化を図っているところであります。

ご質問の 1 点目、「令和 12 年の保険料水準の統一に向けて、町の保険税の推移は」についてであります。

国は、将来的な都道府県での保険料水準の統一に向けた、国民健康保険制度における財政運営上の課題解消のため、令和 5 年 6 月に「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を改定するとともに、同年 10 月に「保険料水準統一加速化プラン」を策定しました。

このことを受け、北海道は、保険料水準の統一化に向け、市町村が安定的な財政運営と事務の効率化を推進できるよう、令和 6 年度から 11 年度までを期間とする「北海道国民健康保険運営方針」を 6 年 3 月に定め、12 年度からは、全道どこにいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる保険料水準の統一を目指すとしたところであります。

こうした中、本町においては、平成 28 年度の税率改正以降、国民健康保険基金を活用して現行税率を維持してまいりましたが、被保険者数の減少や、1 人当たりの医療費が増加傾向で推移していることに加え、国民健康保険制度を取り巻く厳しい財政状況を背景として、今後も現行税率を維持した場合、令和 8 年度末には基金が枯渇し、約 3,400 万円の財源不足が生じる見込みと試算しております。

このことから、今後、保険税の引上げは避けては通れないものと考えており、令和 12 年度からの保険料水準の統一を見据え、限りある基金を活用しながら急激な負担増とならないよう、7 年度から段階的に保険税率の見直しを行うべく、本定例会において、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を提案させていただいたところであります。

ご質問にあります令和 12 年の保険料水準の統一に向けての保険税の推移についてであります。現行税率による 6 年度の保険税と、現時点で北海道から示されております統一保険料率による 12 年度の保険税との比較を、三つのモデルケースで試算をしたところであります。

一つ目のモデルケースとしては、65 歳以上の夫婦 2 人世帯、年金収入が 200 万円で、5 割軽減が適用となる場合、令和 6 年度の保険税 9 万 3,400 円に対し、12 年度の保険税は 11 万 2,100 円で、1 万 8,700 円の増額となる見込みであります。

二つ目のモデルケースとしては、50 歳代の単身世帯で給与収入が 400 万円の場合、令和 6 年度の保険税 32 万 9,000 円に対し、12 年度の保険税は 40 万 9,200 円で、8 万 200 円の増額となる見込みであります。

三つ目のモデルケースとしては、50 歳代の夫婦と、中学生と高校生の子が 1 人ずつの 4 人世帯で、農業所得が 500 万円の場合、令和 6 年度の保険税 66 万 8,400 円に対し、令和 12 年度の保険税は 83 万 8,400 円で、17 万円の増額となる見込みであります。

ご質問の 2 点目、「町の保険税は、被用者保険の保険料よりも高額であり、負担軽減のために町独自の対策を講じる考えは」についてであります。

被用者保険の保険料は、被保険者が事業主から受け取る毎月の給料などにより算出する標準報酬月額に基づき保険料が決定されるもので、その保険料負担は、被保険者と事業主の折半となります。

一方、国民健康保険税の標準賦課総額については、地方税法に基づき世帯の被保険者数に応じて税額を算出する均等割と、1 世帯当たりの税額を定額で加算する平等割を応益負担とし、また世帯の被保険者の所得に応じて税額を算出する所得割を応能負担として、この応益負担と応能負担の原則に基づき、保険税の負担を求めています。

被用者保険と国民健康保険とでは、保険料の算出方法に大きな相違がありますことから、単純な保険料の比較をすることはできませんが、一番の違いとしては、被用者保険の保険料の支払いにおける労使折半という考え方が国民健康保険制度にはない点であり、この違いが国民健康保険税を割高と感じる要因であると捉えております。

しかしながら、国民健康保険においては、この労使折半という考え方はありませんが、その構造的課題である被保険者に低所得者層を多く含むことや、運営主体が都道府県および市町村であることから保険者間の財政調整を必要とすることなどを理由として、療養給付費負担金や調整交付金といった国費や道費が交付されております。

また、国民健康保険税においては、納税義務者の負担軽減を図るため、所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減措置が講じられており、それらの減額分に対しては、国民健康保険の財政運営上支障がないよう、国と北海道から一部が財政補填されるとともに、経済動向等を踏まえながら、毎年、軽減基準の見直しが行われております。

ご質問にあります、町独自の軽減対策については、その財源を一般会計からの法定外繰入れに依存して行うこととなりますことから、国保加入者以外の住民の皆さんに負担を求めることとなり、税負担の公平性を欠くことにつながることから、保険税負担軽減のために町独自の軽減対策を講じる考えはありません。

次に、「マイナ保険証の発行による不安解消を」についてであります。

国は、令和5年4月1日から、医療機関におけるマイナンバーカードを利用したオンラインでの資格確認を原則義務化しました。

同年6月2日に成立した改正マイナンバー法では、マイナンバーカードと保険証を一体化し、同年12月27日公布の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」において、令和6年12月2日で健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したところであります。

ご質問の1点目、「マイナ保険証については、認証トラブルや施設での管理の難しさなどの課題解決のために、資格確認書を全員に発行する考えは」についてであります。

資格確認書は、国民健康保険法第9条第2項の規定に基づき、マイナンバーカードを保有していない方や、マイナンバーカードを保有していても健康保険証利用登録をしていない方など、オンラインでの資格確認を受けることができない状況にある場合に限り交付するものであります。

このように、法の規定により資格確認書の交付対象者は限定されているため、マイナ保険証を保有している方を含む国民健康保険被保険者の全員に資格確認書を交付する考えはありません。

ご質問の2点目、「差押えする資産のない滞納者に対する資格確認書（特別療養）の交付に当たっては、機械的な対応ではなく丁寧な対応に努める考えは」についてであります。

国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つものであり、保険税の収納の確保は、制度の維持や被保険者間の負担の公平性を保つ観点から、重要であると認識しております。

国民健康保険税は、毎月の給与から天引きされる被用者保険の保険料とは異なり、自主的な納付を求めるものであることから、保険税の滞納が生じやすいため、滞納者への対応としては、これまで短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付し、滞納者との納付相談の機会の確保に努めてまいりました。

国は、令和6年12月2日から、被保険者証の廃止に合わせて、短期被保険者証と被保険者資格証明書を廃止し、長期にわたる保険税滞納者に対する納付を促す取組として、特別療養費の支給に係る事前通知を行う仕組みを整備しました。

この特別療養費の支給に係る事前通知対象者は、納付の勧奨、納付相談の実施等により保険税の自主的な納付を促す取組を行ったにもかかわらず、災害や病気等の特別の事情なく、納期限から1年間を経過するまでの間に国税を納付しない滞納者となります。

特別療養費の支給に係る事前通知発出の判断に当たりましては、機械的な運用を行うことなく、納付相談の機会を確保し、丁寧に生活実態等を聞き取りしながら、特別な事情の有無の把握等を行った上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「紙の保険証の存続を国に求めていく考えは」についてであります。

マイナ保険証については、医療機関や薬局が、患者の直近の資格情報や過去の処方薬剤情報、特定健診情報等をオンラインで取得することにより、総合的な診断や重複する投薬を回避するなど、適正な医療の提供を進めるために必要とされております。

マイナ保険証を保有していない方や、マイナンバーカードを保有していても健康保険証利用登録をしていない方などに対し、当分の間、紙の保険証に代わるものとして資格確認書を保険者において職権で交付することとしておりますことから、町として、紙の保険証の存続を国に求める考えはありません。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 保険税の推移ですけれども、今、モデルケースが答弁の中にありました。これによりますと、本当に1割、10パーセント以上の保険税の引上げになります。それでやはり、そのほかに65歳以上の方は、介護保険料もこれに加わることになります。そうすると、福祉に関わるこういう税負担が本当に重くのしかかってくるのではないかということ、数字の上から見ても明らかになります。

50代夫婦の農業者ですけれども、500万円の所得で約16パーセントの引上げになるということになると思うのです、試算では。こうなりますと、ますます税負担が重くなり、そして収入が増えるのかといったら、今の経済状況では見通しが暗いです。こういう中の税負担というところでは、本当に安心して医療を受ける、そういうふうを考えますと、この保険税がそれでいいのかということ、本当に考えなければならぬと私は思いました。

そして、統一化によりまして、2030年までに統一化していくということなのですが、これは保険税だけを統一化していくということであって、その中身として、今まで自治体では、特定健診ですとか、それから保険税の減免ですとか、収納率の違い。そして今、町長は一般財源の繰入れはできないとお答えになりましたけれども、そういう繰入れをしている自治体もあるのです。ですから、そういう自治体の、今まで努力して、本当に町民や市民が健康寿命を延ばして暮らしていく、そういう保健医療がなくなってしまって、ないがしろにされてしまうのではないかと私は思います。

ですから、なぜ急いで保険料だけを全道統一化し、同じにするのか。この保険税の仕組みとして、今、幕別町は農業者が多いので、保険税があまり高くないという、そういう声もありますけれども、都市部では本当に協会けんぽですとか、そういう保険に入れない方々が入っている保険で、本当に健診や何かもできない、そういうところで、小さな自治体で努力してきたということが、ないがしろにされるのではないかと思います。なぜ保険料だけ統一するのか、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに一面から見れば、ないがしろにするという言い方が当てはまるかもしれませんが、ただ、別な他方から見ると、小さな町ほど大きなはやり病みたいなものがあると、医療費はどんと上がるわけです。そうすると、負担を増やさざるを得ないということになるわけで、非常に安定が図れない。ですから、大きな器の中で、安定的に給付も負担もしてもらおうということですので、向かう方向としては、私はそれが適当だろうと思っています。

ただ、ここ全体の構造的な財政状況からすると、確かにこのモデルケース三つご説明申し上げましたけれども、かなりの負担増につながるわけですから、これは誰が負担するのかということになるわけでありまして、それは基本的には被保険者が負担するのは当たり前なのですが、ただ、これだけ上がることが、果たして本当に国民生活に大きな影響を与えることになることを考えれ

ば、やはり私はこれは町ではなくて、国が責任を持って負担すべきであるということで、誰かが負担しなくてはならないとなったときには、私は国だろうと思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 安定的な保険制度というふうになりますけれども、安定的に、保険財政は安定的になります。全道一律の保険税になります。そうしたら、札幌市でも幕別町でも同じ保険税になります。そうしたときに、医療は同じように受けられるのでしょうか。大きな病気や何かしたときには、やはりそれなりの大きな医療施設に行くとなりますと、交通費ですとか宿泊費ですとか、いろいろと負担が多くなります。そういうことを考えて、保険料だけを統一して、本当にみんなが安心して受けられる、そういう保険制度になるのでしょうか。なぜ保険料だけを統一するか。そういうところに、私は本当にこういうところでは、日々努力していた自治体のいろいろな制度が本当に縮小されて、それがそこに住んでいる人たちの健康を維持していく、そういう努力をこれから図られていくのかどうか、そこが非常に不安になるのですけれども、その点は町長、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは住んでおられる地域、市町村においては、いろいろと医療機関がまちまちでありますので、そのことだけで捉えれば、地元で安心して医療を受けられないのではないかという一面はあるかもしれませんが、それぞれ道内には医療圏がありますから、その中で中核的な病院もあって、それは本人がどこの医療機関を受けるのかは、それは選択の自由ですから、必ずしも町の中に安心して医療を受けられる、その医療機関があるとは限らない。これは今でも同じことでありまして、ただ、そこはそこを見てしまうと、全くおかしいのではないかという言い方が当てはまるのかもしれませんけれども、これは現在も変わらない話であって、全道どこに住んでいても、安心して医療を受けられる、負担が違わないで医療を受けられるということを目的として、しかもそれが安定的だということです。負担が安定的だということ。先ほども申し上げたように、小さな町で被保険者が少なければ少ないほど、大きな病気があれば、あるいは何人かが重い病気にかかれば、医療費が増えるわけですから、そうなることによって、負担が増えるということがあります。それが大きな器でやると、そういう影響を受けないということがあるので、将来を見たときの負担がどうなるかということ考えたときには、安定した負担で医療を受けられるのではないかと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 小さな自治体が、大きな風邪や何かが広がったりですとか、それから難病の方が何人かいらっしやったときに、医療費が高くなるのではないか。それはずっとではありません。恒常的ではありません。例えば1年とか2年とかです。この標準保険料はずっと上がっていくわけです。1年、2年のスパンで見ると、長期で見ると、そこに住んでいる住民の負担はどうなのか。私は保険料の統一化というのは、恒常的な引上げになる。結局はそこに住んでいる人たちの被保険者、国保に入っている被保険者の負担が重くなるのではないかと、そういうふうにつながるのではないかと思います。

それと、先ほどから言っている自治体でのいろいろな努力、これはそれもなくなってしまふ。その点では、私は本当にこの制度に矛盾を感じるのですけれども、町長はそういう点では、矛盾を感じないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、令和12年に向けて、上がっていくのは、もちろんうちの場合は先ほどお示ししたとおりでありますけれども、ただ12年以降を見たときには、それは高値安定と言われるかもしれませんが、それは安定的な負担で済むのではないかと思います。

それと各市町村の努力、これは無駄になるというか、これは引き続きやらなくてはならないことであって、たまたま安い負担で済んだということは、そういう努力もあつたかもしれない。あるいは就業構造によって大きく違うわけです。サラリーマン世帯、年金受給者のみのところと、十勝管内でも非常に農業が安定していて、農家はその分を負担しているところでは、全くこれは負担が違うわけで、

そういうところからすると、さらに我が町よりも、さらに負担が増えるということは明らかであります。

でも、それは将来的に長い目で見たときに、12年以降の保険料負担を見たときには、私は安定的な負担で済むであろうと、その保険料が急に30パーセントも上がったとか、そんなことを気にしないで、安定的な負担で、医療が安心して受けられるだろうと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） もう一点ですけれども、この完全統一の保険料になるには、各自治体で同じようなこういう軽減策を行っておりますよね。そういうものを全部解消して、同じような自治体の制度に全部統一していくと、それで初めて統一化していくということが、この北海道の統一化の決め事ではないかと思うのですけれども、そこの自治体でそれぞれ行っている、国保に対する財政負担ですとか、軽減策ですとか、そういうもの全て同じにしてから統一化するのではないのですか。その点が統一化されないうちに、保険料だけ統一化するというのは納得できないのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 財政運営をするための基準外繰出のお話をされているのかと思うのですが、こういう保険料統一になると、基準外繰出は認めないということで、今、方針の中でうたわれておりますので、それは今までやられていた基準外繰出、安定のための繰出金はできないということになります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） それだけではなくて、特定健診ですとかいろいろありますよね。そういうものも含めて、自治体が同じような保健事業とかそういうものも全部同じように、それから資産割のあるところは資産割をなくすですとか、そういうふうにして、どこの自治体も同じような国保税の算定の基準を同じにしてから、北海道は保険料を統一するとというふうになると思うのですけれども、その準備が整わないうちに保険料だけ統一化するのか、そこのところはなかなか難しいのではないかと思います。これから準備していくということなのですから、それに向けて、幕別町も税率改正されていくということなのですから、そこが統一化されないうちに、本当に完全に保険料を北海道全体で統一させることができるのか、そこが問題に、これから課題になるのではないかと思います。

その辺は、北海道としては、どなたが会議に行っているのかは分からないのですけれども、その点の解消をどのように議論されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどモデルケースでお話ししたとおりなのですが、言ってみれば平等割と均等割と所得割、この3方式で統一をした上で、その率、額も統一をします。ですから、この6年の中で、例えば資産割があるところについては、資産割をなくして行って、統一を図っていくという、そういうプロセスを踏むということになります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そういう統一化が図れないうちに、実際に12年度から、全道どこでも同じ標準の保険料になるのかどうか、そこがやはりこれから課題になると思うのです。だから、そこを全部統一化されないうちに、保険料だけ統一化するという事は、かなり難しいのではないかとこのことありまして、統一化するのに、そういう課題を解消されないうちに、保険料だけを統一するべきではないと思うのですけれども、そこを統一されない前に、保険料だけを統一することにならないうちにしっかりと議論を進めて行って、やはり課題解消していくということも大事だと思います。そしてそういうふうにして、今、試算された保険税がどんどん上がっていくのですけれども、恒常化していくということは、さらに保険税が上がっていく可能性もあると、私は思いますので、だからそういう点では、先延ばしするとか、もっともっと検討していくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 課税方式を、この6年の中で統一していくということになれば、算出される税額も同じですから、この6年の中で各町村が、12年に向けて、それぞれの対応をしていくということになります。

それと、12年以降に保険税、保険料が上がるのではないかというお話ですけれども、これはどれだけの給付があるかによって税は変わっていきますので、これは本当に、皆さんが大きなコロナみたいな病気になれば、それは当然給付が増えますから、ですから保険税も上がっていくということです、これは12年以降にどういう病気がはやるかまでは予測つきませんが、今のままで推移すると、このまま12年以降は安定していくということが言えると思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そこが、町長と私の違いかなと思うのですけれども、こういう中で、本当に統一化していくということでは、広い北海道の中で、地域差ですとか、それから所得の違いですとか、それぞれあると思うのです。ですから、そこの自治体に合わせた保険税というのが、私は妥当な保険税の試算の仕方だと私は思うのです。そして、統一化されても、各自治体での保険税であっても、財源不足は、国保税の仕組みの中で生じてくるというのは、今までの論戦の中で明らかなのですけれども、そういった場合に、自治体の負担が本当に大変だということも重々分かりますけれども、今、町長がおっしゃられたように、この点については一致するのです。国にしっかり財源不足を補填して欲しい。

そうしないと、本当に所得の低い人たちが入っている国保税だという答弁がありました。そうすると、ますます保険税もなかなか納められなくなるという人たちが増えてくるだろうし、そうしますと、医療もなかなか受けられなくなるのではないかと、そういう不安があります。

ですから、ここはやっぱり国にしっかりと税の確保を求めていく。今までも求めていくとおっしゃっていますけれども、強力求めていく、このことが本当に大事ではないかと思っておりますので、その点をしっかり求めて、次に移りたいと思います。

次に、町独自の軽減策をとることなのですけれども、今、モデルケースをお聞きいたしました。その中で、一つ気になるところがありまして、例えば税の一人暮らしで7割軽減の方の上限の保険税は、幾らになるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 現状の税率ということで行きますと、7割軽減を受けられる方では、基本的には所得割が発生しませんので、均等割と平等割のみという形になりますが、7割軽減後で年間税額が1万6,500円となります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 年間幾らになりますかということですね。年間1万7,000円保険税。収入ですね、収入基準額が幾らなのか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 申し訳ございません。7割軽減ですと、例えば年金所得で行きますと、64未満の方でしたら、年金収入が60万円までの方は7割軽減を受けることができます。65歳を超えてきますと、110万円までの年金収入であれば、7割軽減の適用となります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 7割減免で110万円ということによろしいですか。それで年間収入110万円。その確認で、110万円ということでありましたら、今、幕別の生活保護基準が、3級地で試算されることになっております。そうしますと、生活扶助、冬季加算、住宅加算、これを含めると、やはり110万円より多くなります。そうしますと、64歳の60万円、65歳では110万円が基準になるとしますと、生活保護基準よりも低い生活の中で、保険税が発生するということになります。今、所得の収入のない方でも、保険税がかかります。そうしますと、私は生活保護基準よりも低いこういう方に対して、

やはり減免していく、補助していく、そのことが必要ではないかと思えます。

また、子どもも均等割ですね、これもずっと全国的な運動の中で、国が未就学児、半額助成するということがされました。これもやはり国保税の仕組みとして、同じ収入でも家族が多ければ負担が重くなる。そういう中で、家族が多い方、特に子どものいる家庭での均等割を少なくするべきではないかと、これは全国的な運動になって、国がやっと半額、就学時半額になりました。そういうところに、きちっと手だてを打っていく。私はこれは本来国がやるべきだと思うのですけれども、国が実施するという、そういうところまで、町が助成していくということが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、先ほどもお伝えしているように、国保は被保険者が負担をすべきもので、それを一般会計となると、国保以外の方が負担をすることになるわけですから、それは税負担の公平性ということ考えたときに、果たしてどうなのかということになるわけで、これは国保の側から見れば負担してほしいと思うのは当たり前ですけれども、国保以外の方から見ると、何で負担しなければならないのだと、こういうふうになるわけですから、そこは公平性ということは、きちっと考えなくてはならないなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 税の公平性、町長おっしゃいました。税の公平性とは、税負担は各自の能力に比例すべき、このように調べました。そういう視点から考えると、幕別町全体の一般会計とか国保会計、水道会計がありますけれども、全体は幕別で町民の方に使うべき税金ですよ。そう考えますと、税の公平性ということであれば、国保会計も介護保険の会計も、全部別々の会計ですけれども、町民にどうやってその税を使うか、そういう視点に立てば、国保税だからといって、ここから繰入れはできません。でも、そうやって一般会計から繰り入れている自治体もあるわけですから、運用の仕方、考え方によっては、私は一般会計からの繰入れは可能だと思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 税の公平性というのは、税負担の公平性であって、そこには担税力があるかないかによって、課税をするというのが日本の税制度でありますから、そのことと、どこに使うのかは全く別物ではないですか。国保については目的税ですから、国保として集めたものは国保に使うということでありまして、一般会計でさまざま町民税だとか固定資産税だとかがあります。税はいろいろ町税がありますけれども、そこは目的税というか、特定目的のために集めた税金で賄っているところに入れるべきではない。これは公営企業も同じであります。公が負担すべき区分、役割分担がありますから、それを越えて我が町においては、基準外繰出というのは、これは公営企業でもやってないわけですので、そこは明確にその受益を受ける人たちに負担をするというのが、私は原則だと思いますから。あとは、やっている町があるのは、それはそこで一般の方の理解を得た上でやっているということでありましょうから、それは何も否定するわけではありませんけれども、我が町においては、適切ではないのかなという判断をしているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 適切ではないと、今、町長はおっしゃいましたけれども、でも、その運用の仕方では、そういうふうにして国保税の仕組み、そういう中で同じ収入でも家族の多い方は、やはり負担が重くなる。こういうことを考えて、一般会計から繰り入れてやっているところもあるわけです。

でも町長、これの今の試算を見たら、本当に税の負担が重くなるのです。子育て支援は子育て支援とおっしゃるのですけれども、やはり同じ収入で家族が多かったら、これから保険税が増える、滞納が増えていく、これは悪循環になるのではないかと、私は本当に心配しています。このままずっと引き上がるとは考えていないとおっしゃいますけれども、それは分かりません。でも、現時点で6年後にはまだ増えるという可能性が、こうやってモデルケースで出ているわけですから、そういう中で、

本当に今の物価上昇ですとか、そういう中でいろいろな同じ収入があつて、出ていくのが、可処分が少なくなるわけですよね。そういうときに、税の負担がすごく重くなるというのも明らかなのです。ですから、本当に生活が大変だと、こういう数字では明らかになっているところには、町で対策を考えていく必要があるのではないかと、私は思います。

だから、その点を、平行線になるかもしれないけれども、その辺は強く私は町に求めていきたい。そして生活保護よりも基準が低くても、税負担が生じる、そういうところに対しても、ちょっと光を当てていく、こういうことが大事ではないかと思しますので、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはまず生活保護の話ですけれども、生保は全く別サイドの制度ですから、これは一緒に比較することはちょっと無理があるのかと思います。生保はいろいろな条件があつて、そして認定されるものでありますし、今、国保収入については、単純にこの収入であればこれだけかかりますよというお話ですから、これは一緒にくたに比較するのはちょっと無理かなと思います。

ただ、それと税を投入していくということに対してでありますけれども、これはやはり受益者負担の原則というものを、これをないがしろにしてしまうと、何でもありということになりますので、そうはならないわけです。税負担が高いというのは、私も分かります。分かるけれども、そこに町税で集めたお金をそこにつぎ込む。そこは独立採算なわけですから、そこはそこでやっぱりやっていかななくてはならないわけで、それをやれないというのは、これは制度が悪い、制度を変えていくしかないのではないですかね、私はそこに尽きると思います。そこに一般会計を、お金を入れられるところは、一般会計をつぎ込むということではなくて、制度自体がもう疲弊して無理があると、ほとんどそう思ってもいいのかと思いますので、そこは国も均等割については配慮してきているわけですから、ほかにない均等割などは、果たして全部全廃してはどうなのかという、そういう方向で考えていくべきかと思えます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 国保制度そのものに、今いろいろな矛盾が起きてきていると思うのです。ですから、そこはやはり議論しながら、住民の皆さんと認識を共通、同じにしてやっぱり議論をして、制度そのものを変えていかなければならない時期に来ているのではないかと思いますので、そこも議論しながら、国にもしっかりと制度の内容を変えていくということを求めていっていただきたいと思えます。

次に移ります。

マイナ保険証のトラブルというものが、今、起きておまして、資格確認書を皆さんに交付するという、その考えはないということだったのですけれども、資格確認書はマイナ保険証を持っていない方には発行されますよね。そういう中で、実際に使っているというところも少なく、あまり多くはありません。

それで、今マイナ保険証を利用する場合、医療機関でもやはりトラブルが起きているということが、いろいろな医療機関からも明らかになっております。そして、高齢者施設では、マイナ保険証を預かるということも、やはり個人情報の保護の問題とか、それから手続が大変ですとかそういうことで、預からないという、そういう施設も今生まれてきているということなのです。そうしますと、実際に病院や何か行くときには、保険証のほうが簡単に預かって使いやすい、そういう声もあります。

そして、要配慮者には資格確認書を発行できるということなのですけれども、後期高齢になりますと、皆さん、要配慮者に移行していく、そういう可能性がありまして、そういう場合には、保険証のほうがスムーズに利用できる、そういうこともありまして、やはりそういうところにも資格確認書を交付したほうが、スムーズに医療を受けられるのではないかと、そういうところから全員に資格確認書を発行すべきではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、紙もカードも何ら変わらない。むしろカードのほうがいろいろな情報が見

られるわけです。お薬手帳を持っていなくても、どんな調剤されたかと分かるわけだし、医療費も幾らかかったかが分かるわけです。はるかに利便性は高まっていて、そのカードを預けたから、何かだまされるかといったら、そういうことは、紙だってカードだって同じではないかと思うのです。ですから、私は利便性が高まるのであれば、カードを持つほうが、やはり町民の暮らしぶりというのは、はるかに利便性が高まると思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） カードを持っている方が利用しやすい。それは健康で、自分で出して、そして顔認証を受けて受付をする。そういう点では、健康でそうやって自分で管理できる方はいいのですが、障がいのある方ですとか、高齢者ですとか、自分でそれができない、そういう人たちに対してはどうなのかという、そういう危惧があります。実際にそういうところに行って、トラブルが起きているということもありまして、そういう点でやはり確認書をしっかりと出すということが必要ではないかと、私は思うのです。そういうこともありまして、ぜひ確認書を全員に送っていただきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはひもづけしている方には送れないことになっていきますので、それは利用できるからいいのです。利用できない人はひもづけしなければいいのです。そうすると紙の保険証でも資格確認書も同じ役割、代わるものとして資格確認書を送るわけですから、何らそこに不便を感じないと思うのです。ですから、何も変わらないかと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 実際に高齢者ですとか、障がいのある方は、マイナンバーカードをひもづけしている人たちが使う場合に、トラブルが起きているというのも、医療機関や何かでも明らかになってきているのです。ですから、普通の保険証であれば、代理の方が保険証を持って行って、受付をすることもできる。だけれども、なかなか自分でそれができない方には、やはり代理人も必要だし、代理人の手続や何かも必要であって、本当に時間がかかってスムーズにいけない。そして本人の確認や何か、顔認証した場合でも、しっかりと顔に障がいのある、目の悪い方ですとか、そういう方は確認ができなくてトラブルが発生している、そういう事例も医療機関から報告されているのです。

ですから、やはりマイナカードで診療受けるとしても、トラブルが非常に発生している。ですから、確認書を発行すべきではないか。医療現場でのトラブルが、その体制が不十分ではないかという声もあるのですけれども、そうではなくて、やっぱり紙の保険証で、今までスムーズにできていたわけですから、これ紙の保険証の存続と関わるのですけれども、そういう意味では確認書をきちっと出す、そのことがスムーズに医療を受けられる保障になるのではないかということで、その実態を実際に皆さん調べているのかどうか。医療機関や何か聞き取りを行っているのかどうか。健康な方たちの判断で、確認書がなくてもスムーズに行くのか、それを判断しているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは調査する必要があるのかどうか、私はよく理解できません。というのは、これ登録をしなければ、資格確認書を送るわけですから、それを使えばいいわけで。はじめは使っていたのだけれども、ちょっと老化が激しくなって使えなくなったというのであれば、それは解除すればいいだけの話だけじゃないですか。そうすると、資格確認書が送られるわけですから。それで何ら不自由はないのかな、トラブルも発生する危険がないのかなと思えます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そうやってスムーズに手続できるとか、そういうことのできない人たちも、中にはいるということで、実際に医療機関に行って、そういうトラブルが起きて、非常に医療を受けづらくなってきている。そういうこともあるわけで、それであれば解除しなくても発行する。何ら不都合はないと思う。かえってここは確認書、こっちは送りません、そういうふうになったら、事務事業が

増えるのではないかと。一斉に送ったほうが、どなたでも確認書が使えてスムーズに使えるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、制度として送れないということは、ご理解をいただきたい。仮に送れるとしたとしても、これはやっぱり全員に送るとなると、それだけ郵送料もかかったり、印刷経費もかかったりするわけですから、言ってみればこれは事務事業の無駄だと思います、私は。ですから、それはやっぱりできるだけ効率化を図っていかなければならないのは、我々の役割でもありますから、そこは必要な人、なければ困る人に送るだけで足りるのだろうと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） この資格確認書と保険証の存続を国に求めると一体化しているかと思うのですが、今、医療機関や何かで調査しているということなのですけれども、全国の保険医団体連合会で、昨年12月2日に健康保険証の新規発行が停止された後、保団連の調査では、7割の医療機関が、マイナ保険証にトラブルがあったと回答しているということなのです。うち9割の医療機関が、健康保険証の存続、廃止の延期を求めている、これが調査結果です。こういうことが、私は医療機関ではありません。こういういろいろな調査結果を踏まえた上で、実際に医療機関でこういうトラブルが起きて存続を求めていくと、こういうことを表明しているのです。マイナ保険証の利用率は、登録はしていても25.4パーセントと低いということです。

ですから、健康保険証を残すということが、医療機関でも求められているということなのですけれども、そういう調査結果について、町長はどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 随分多いと思えました。我が町の実態は分かりません。分かりませんので、そこは、どんなトラブルと言ったって、いろいろなトラブルがありますから、全く使えないで病院を受診できなかったというのであれば、これは重大な話でありますけれども、その我が町における実態というのは、もう聞き取りをすればすぐに分かる話ですので、そうした中で、それがうまく使えるような方向に持っていきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） どういうトラブルかということなのですけれども、マイナカードの取得や利用が困難な本人、家族の負担が増加するのですとか、本人が手続に必要なIT機器が使えない、理解できない、これが79.7パーセントとっています。

それから、そういう状況がありまして、保険証であれば紛失でもしない限り、本人が発行や交付を求める必要は全くないわけですから、送られてくるわけですから。ですから、そういうところで医療機関でのトラブルが多いということ。それから高齢者では、自分ではきちっと管理ができないのですとか、そういうことがありまして、やはり保険証のほうがしっかりと便利に利用できるのではないかと。こういうアンケートの結果が出てきています。

ですから、そういう点では、保険証を今までどおり発行するということが必要ではないか。これは町では発行できません、全員に紙の保険証を国に求めることはできないと言っているのですけれども、こういう実態から見て、やはり国にもしっかりとトラブルの発生があって、医療が受けられないという結果を踏まえた上でのごことありますので、国に対してもしっかりと紙の保険証の存続を求めていくべきではないかと考えます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 制度的に可能であれば、それはそうなるのでしょう。発行できることになるのでしょうけれども、ただ、今アンケート調査結果をおっしゃいましたけれども、今時点だったら、それは随分変わっているのだろうなど。慣れてくるわけです。私はむしろATMよりも簡単ではないかと思うのです。入れて顔をこうやってやれば、私はなかなか反応しないのですけれども。いや、本当に全然トラブルがないのではないかとと思うのです。むしろATMのほうがいろいろと難しいのです、いろいろ

るな指示に従って振込をすとか。それから見たら、はるかに今のマイナンバーカードは、取扱いしやすいと思っています。ただ、いずれにしても実態は、アンケート調査にあったような実態があるかないかもまだ詳細分かりませんので、そこは聞き取りをした中で対応したい。対応したいというのは、資格確認書を送るということではなくて、うまく使えるような方向で対応したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 実態をとということですがけれども、実際に老夫婦が行ったときに、医療機関で自分がどちらのマイナ保険証がどちらかも分からない、暗証番号も分からない、そして顔認証もできなくてトラブルが起きて、結局は保険証で対応ができた、そういう事例も聞いておりますので、やはり町民からそういう声が届いた場合、それから担当者がそういう相談を受けた場合を踏まえて、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:11 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

子育て支援の充実を。

子育て支援は、子どもの健全な成長や社会への貢献を促進し、社会全体の福祉向上や経済成長にもつながるものであり、その重要性は社会的、経済的な要因だけではなく、人間の発達という観点からも認識されています。

子育て支援が不十分な場合には、子どもの虐待やいじめなど心の問題の増加といった社会問題の原因にもなり得るとともに、その後の人生にも大きな影響を与えることから、子育て支援によって、子どもたちの身体的、知的、社会的、感情的な成長を促進し、健全な発達を促すことが必要であると捉えています。

子どもたちが健全に成長し、自己実現や社会でのポテンシャルを最大限に発揮できるようサポートすることが重要であることから、以下について伺います。

1、新生児聴覚検査について。

- (1) 令和7年度の対象者数および対象となる検査は。
- (2) 助成回数、助成金額および受診票の受け取り方法は。
- (3) 検査を受けられる医療機関は。
- (4) 地元以外で出産する場合の対応は。
- (5) 検査後の必要な支援体制は。

2、乳幼児健康診査について。

(1) 昨年10月から助成を開始している1か月児健康診査の受診状況と、受診後の必要な支援体制は。

(2) 5歳児健康診査を実施しない理由と必要性についての町の見解は。

3、子どもに係る相談支援について。

(1) 本町の子育て世代包括センターの相談体制と活動状況は。

(2) 妊産婦、子育て世代、子どもを包括的に一体化した支援を行う「こども家庭センター」を設置する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「子育て支援の充実を」についてであります。

我が国では、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、核家族化の進展に伴う地域におけるコミュニティの希薄化や児童虐待の顕在化、子どもの貧困の深刻化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもを産み育てる喜びを実感できる社会の実現と、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっております。

国においては、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として「こども基本法」を令和5年4月に施行し、同年12月には「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策を総合的に推進するため「こども大綱」を策定し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すとしたところであります。

本町におきましては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に取り組んでまいりましたが、国のこども大綱を踏まえ、子ども・若者の健やかな育ちを社会全体で支援する環境を推進し「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和7年度からの5年間を計画期間とする「幕別町こども計画」を策定したところであります。

ご質問の1点目、「新生児聴覚検査について」であります。

新生児聴覚検査は、聴覚障害の早期発見と早期療育を図ることで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的に実施されるものであり、北海道では、令和2年度から実施を希望する市町村を取りまとめ、北海道医師会等と協定を締結するなど、市町村の実施に向けた環境整備が進められております。

本町では、これまで新生児聴覚検査は全ての新生児が実施していることから、新生児訪問の際に保健師が調査結果を確認することで、新生児の状態の把握に努めておりますが、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和7年度から道の協定に参加し、新生児聴覚検査への助成を実施すべく予算を計上させていただいたところであります。

一つ目の「令和7年度の対象者数および対象となる検査は」につきましては、対象者数は新生児135人を見込んでおり、対象となる検査方法は、道の要綱に基づき自動聴性脳幹反応検査または耳音響放射検査としております。

二つ目の「助成回数、助成金額および受診票の受け取り方法は」につきましては、助成回数は初回検査の1回で、助成金額は検査に要した費用の全額で、管内の医療機関におきましては5,500円となっており、受診票の受け取り方法は、町に対し妊娠の届出を行った際に母子健康手帳の発行と併せて受診票を交付する予定であります。

三つ目の「検査を受けられる医療機関は」につきましては、令和6年4月1日時点で北海道との協定に基づく受託医療機関は、道内で産科を有する70の全ての医療機関を含む79の医療機関で、十勝管内ではJA北海道厚生連帯広厚生病院、医療法人社団慶愛慶愛病院、社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院、公立芽室病院の4医療機関となります。

四つ目の「地元以外で出産する場合の対応は」につきましては、道内で出産する場合は、協定に基づく受託医療機関で検査を実施することができますが、道外の医療機関で出産する場合は、検査に要した費用が分かる領収書や検査結果の写しを添付して、町に申請いただくことで償還払いにより費用を助成する予定であります。

五つ目の「検査後の必要な支援体制は」につきましては、精密検査を行った場合は、受託医療機関から町に対し検査結果が通知されることから、必要に応じて家庭訪問を実施し、該当児童の保護者に対し、専門機関による早期療育等の情報提供を行ってまいります。

ご質問の2点目、「乳幼児健康診査について」であります。

本町では、母子保健法に基づく1歳6か月児健診と3歳児健診をはじめ、任意の健診として3・4か

月児と7・8か月児健診のほか、昨年10月から開始した1か月児健診を乳幼児健診として実施しているところでもあります。

一つ目の「昨年10月から助成を開始している1か月児健康診査の受診状況と受診後の必要な支援体制は」につきましては、本年2月末までの5か月間の受診者数は37人で、検査の対象となる出生児は全員受診されております。

町においては、医療機関との情報共有を行い診査結果を把握しており、現時点では全ての受診者に疾病や異常は確認されておりませんが、治療を要する新生児を確認した際は、家庭訪問や健診等で必要な支援に努めてまいります。

二つ目の「5歳児健康診査を実施しない理由と必要性についての町の見解は」につきましては、5歳児健康診査は発達障害などを就学時健診前に把握して、より早く子どもの個性に合った支援を行うためのものでもあります。

本年1月末現在の町内の5歳児182人中181人、率にして99.5パーセントが保育所や幼稚園、認定こども園等に通所しており、各施設では児童の日常生活の中で発達障害の疑いなど子どもの状況の把握に努めているところでもあります。

さらに、町では児童の心身の発達を総合的に支援するため発達支援センターを設置し、保育士のほか、心理士、作業療法士、言語聴覚士を配置しており、1歳6か月児健診や3歳児健診の際の問診や不安を抱える保護者からの相談を受けるほか、巡回相談をはじめ、定期的に保育所や認定こども園を訪問し、支援を必要とする児童の早期発見とその療育に努めているところでもありますことから、5歳児健康診査を実施する考えはありません。

ご質問の3点目、「子どもに係る相談について」であります。

一つ目の「本町の子育て世代包括センターの相談体制と活動状況は」についてであります。平成28年6月の母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が新たに規定され、設置が市町村の努力義務とされたところでもあります。

本町では、平成29年4月に幕別町子育て世代包括支援センターを保健課に設置し、保健師や管理栄養士、助産師、看護師を配置し、妊産婦の身体的・精神的健康状態や育児、生活状況を把握した上で、妊産婦や乳幼児に対する支援プランの策定および評価等を行うとともに、母子保健および育児に関する総合的な相談支援を実施しております。

具体的な活動状況といたしましては、健康相談やよちよちサロン、ママカフェなどの相談事業、パパママ教室や離乳食講習会などの健康教育事業、妊婦訪問や産婦訪問などの家庭訪問事業、乳幼児健診や就学時健診など、昨年度は延べ2,352人がこれらの事業を利用されたところでもあります。

二つ目の「妊産婦、子育て世代、子どもを包括的に一体化した支援を行う「こども家庭センター」を設置する考えは」についてであります。さき説明いたしました、母子保健法の改正と同時に行われた児童福祉法の改正により、子どもの権利の保障を目的に、子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、児童福祉に関する相談支援を行うための子ども家庭総合支援拠点の設置が市町村の努力義務とされたところでもあります。

本町では、令和4年12月に「幕別町子ども家庭総合支援拠点」をこども課に設置し、保育士等を子ども家庭支援員として配置して、育児やしつけ、子育てに関する悩み、家庭環境や経済状況など養育環境全般にわたる相談を受け、必要に応じて子育て世代包括支援センターや児童相談所等関係機関と連携しながら支援に努めてまいりました。

その後、児童虐待の相談件数の増加や、子育てに困難を抱える世帯が顕著に表れてきている状況等を踏まえ、令和6年4月1日から施行された改正児童福祉法により、母子保健機能である子育て世代包括支援センターと児童福祉機能である子ども家庭総合支援拠点を廃止し、両機能を有する組織として、全ての妊産婦や子育て世帯、児童へ包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされたところでもあります。

本町としましては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化と事業の拡充を行うべく、

令和8年4月の設置に向けて準備を進めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

本町では、平成27年から31年までの5年間を子育て支援事業第1期、そして令和2年から5年間を子育て支援事業の事業計画2期が策定をされておりますが、令和7年度からまた新しい計画が策定されていると思いますが、近年社会状況も年々変化しつつある中で、子育て支援は喫緊の課題と私も感じているところであります。厚生労働省が発表した人口動態統計速報値によりますと、令和6年度の全国の出生数は72万988人と過去最低値を更新し、9年連続で減少し続けているようです。幕別町におきましても出生率低下が見られ、今後も少子化が一層進行する見通しが示されております。

そこで、幕別町で暮らし、安心して子育てができる環境がさらに整備されることを願ひまして、今回質問をさせていただきます。

まず、1点目の新生児聴覚検査についてであります。これは令和7年度の重要事業として予算が計上されておりますことから、さらに詳しく内容をお聞きしたいとの思いで質問をさせていただきます。

幕別町では、母子の健康保持、増進、病気の予防や早期発見、乳幼児虐待など、妊婦出産期から切れ目のない継続的な支援を行っていますが、この新生児聴覚検査については、これまで実施をしておりませんでした。この検査は、先天性難聴の早期発見や早期療育、子育て世代の経済的な負担軽減を図る目的がありますが、なぜ今まで実施をされていなかったか理由をお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 支援はいろいろあるかと思ひます。

そういう中で、この聴覚検査については、皆さんが受けていたわけでありまして、これは促進させるというような意味合いはありませんでした。ただ、やはりここに来て、非常にやっぱり物価高騰があったりして、やはり皆さんの生活ぶりが厳しくなっておりますことから、経済的支援というものに重点を置いて支援をすることに決めたところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 新生児聴覚検査の意義としましては、先天性聴覚障害が気づかれない場合、耳からの情報に制約があるため、コミュニケーションに支障を来し、言語発達が遅れ、情緒や社会性の発達にも影響が生じるといひます。聴覚障害の早期養育のための生後早期に聴覚障害を発見することによって、適切な支援を行うことで音声言語発達への影響が最小限に抑えられるという意義があります。そもそも聴覚検査は、1990年にアメリカで始まり、我が国では1998年、平成10年から地方自治体で実施をされるようになったということでもあります。北海道では、令和2年度から進められておりますが、それを考えますと、うちの町としては出だしがちょっと遅いのではないかなと感じていまして、道内においても、また十勝管内としても最も遅い実施とお聞きをしております。子育て支援に対して、我が町は手厚い支援を行っていると認識をしていたのですが、そのところはどのようにお考えかお伺ひします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、すべからくいろんな支援ができるのであれば、それにこしたことはないわけでありすけれども、やはり非常に地方財政も厳しくなっている中で、いかに選択と集中をしていくかということが大切である、これは、もう皆さんお分りのことだと思ひます。そういう中で、聴覚検査は全ての方が実施していたのですね。実施していないわけではなくて、全ての方が実施していて、そこに補助をするかどうかということでありました。ですから、これが半分ぐらいしか受けていないというのであれば、それは促進させるために補助するというのもあったのですが、皆さんが受けておりましたので、さほど町からの支援の重要性というのを感じていなかったわけなのですが、やはりここに来て、3年前から非常に諸物価高騰があるわけで、年に2万品目も3万品目も値上がりして、だ

んだん生活が圧迫している。そういう状況がありますことから、しかも令和7年度においてこの勢いがまだ止まらないという状況がありますので、ここは幾らかでも経済的負担を軽減できればということで創設をしたわけであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 町長の今言われたことは、よく理解はするところであります。

いずれにしても、令和7年度より実施されるということでありますので、一定の評価はできるのかなと一安心したところであります。

そこで質問に入りたいと思いますが、1点目の対象人数と検査の内容であります、人数が135人を見込んであるということでありますが、新生児が対象となりますが、新生児聴覚検査は1,000人に1人か2人の割合で先天性聴覚障害の赤ちゃんが生まれるという現状があります。そこでしっかりとした検査が必要であるわけでありますが、検査には先ほどご答弁にもありましたが、2種類ありまして、自動調整脳幹反応、いわゆる自動ABR、音を聞かせて脳の反応を見る、とても精度が高い検査だそうですけども、もう一点は耳音響放射といまして、OAEの2種類がありますが、これは両方ともできるのではなく、一方ということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回、令和7年度から道の協定に参加して実施します。

道の協定では、自動調整脳幹反応検査、もしくは耳音響放射検査を選択できるようになっています。ただ、幕別町はどちらを使っても対象となるとしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 2種類のうちのどちらかを希望して、保護者の希望でできるということですよ。そうすると、また金額も変わってくるかと思えますし、医療機関によっても違うのではないかなと思えますが、そこに対しては一つに決めるという、精度の高いものに決めるということにはならなかったのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回、実施できる医療機関がある程度限定はされているのですけれども、医療機関で、自動ABRができる機関、そしてもしくはOAEができる医療機関となっております、今のところ両方を実施できる医療機関というものがないものですから、町としてはどちらか選択できるようにしたところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 理解できました。

全額助成するというお聞きいたしましたので、安心したところでありますが、病院によって金額も変わってくるかなというように思います。

そこで、検査のほうは分かりましたが、今度、検査票の、受診票の有効期限はいつまでなのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 実際、検査自体は出生後1週間程度で行われるものでございます。しかしながら、出産した病院で事情によって、健康状態とかによって受診できない場合もありますし、難しい場合は、生後3か月以内に他院、出産したとは違う医療機関でも検査を実施できるようになっていきますので、その場合は生後3か月以内に検査を実施するということに決めております。ですので、有効期限としては3か月以内でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 生後3か月以内ということですが、ではその病院でできない場合は、ほかの病院で3か月以内に検査をしてもらうということですが、新生児のこの検査につきましては、生まれて生後3日以内が一番適しているということだと思いますので、できれば、できる医療機関

でしていただくことが一番いいことなのかなと感じるところであります。

また医療機関についてですが、医療機関も限られています、その中でも4医療機関になってしまふということですが、それ以外ではなかなかこれ厳しいのかなと思いますが、協定に参加をしている病院ということですので、そちらも理解ができる場所でもあります。

また、4点目に入りまして、妊婦が地元ではなく離れた親元で出産をした場合、これ里帰り出産で考えていきますと、ご答弁では後から証明できるものがあれば申請をすると、その分は助成されるということでありましたが、受診票には有効期限があるため、地元に戻ってきてからでも3か月以内ということで大丈夫なのかなと思いますが、そこまで申請期限が切れていなければ、助成はしていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 里帰りの場合ですけれども、今回この協定というのが道内の医療機関が対象になっていますので、道内で例えば里帰りするのであれば、協定参加の医療機関で受診票を持っていて、受診することはできます。しかしながら、この協定は道がやっているものですから、道外に里帰りした場合ですと、協定に参加していないものですから、その場合は受診票を使って一度全額払っていただいて、そして償還払いという形を取らざるを得ません。なので、もしその後地元に戻ってきて、この医療機関で受診できる場合には、有効期間内であれば受診票を使って受診することができます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 道の施策ということで進めているということで、道内ということであるかと思うのですが、本州からお嫁に来たという方もいるかなということ、今回これお聞きをしたところなのですけれども、本州だとなかなかそういう点がないようで、ちょっと厳しいところもあるように感じられました。

そして、5番目の質問に行きますが、新生児の聴覚検査の検査結果ですが、パスとリファーがありますが、リファー、いわゆる再検査が必要と出た場合、保護者にはとても不安になると思います。このときに、専門の耳鼻咽喉科を紹介しまして、詳しく検査をしていただくということになりますが、十勝管内では耳鼻科の専門の医療機関が多くあるわけではないと思いますので、この点は保護者の不安が払拭されるようなスムーズな連携が取れているのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 検査の流れになりますけれども、まず初回の検査で要再検査となった場合には、引き続き確認検査という形になります。その後、さらに確認検査でも要再検査となった場合に、精密検査という形になります。現在、十勝管内においては、精密検査を実施、利用できる医療機関は、現在ございません。しかしながら、精密検査機関にスムーズにつなげることができる二次医療機関としては、厚生病院が1か所ございますので、事例があった場合にはその点を紹介したいと思っています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 私もちよっと調べたところでは、ちょっと違っていたのですけれども、厚生病院ということで、専門的な精密聴力検査機関ということで、厚生病院ということで今お答えいただきましたが、そうすると医療機関が少ないので、親御さんにするととても不安なのではないかなということで、この質問をさせていただいたのですが、そこにはスムーズな連携が、町として、病院から町に連絡が来て、町からさらに保護者につながりながらということで、連携がされるのかなと感じたところでもあります。保護者と新生児に一人ひとりに寄り添って支援をしていただきたいと思います。

それでは、2点目の乳幼児健康診査についてをお伺いいたします。

国は、令和5年度補正予算において、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を

整備する目的に、1か月児健診と5歳児健診の実施を支援する補助事業を創設しました。そこで、うちの町も1か月児健診が昨年の10月から行われているということで、これはスムーズに行われ、37人が検査の対象となる出生児を全員受診ができたということでもありますので、とてもよい方向ではないかなと思います。さらに、これ医療機関ばかりではなく、町の保健師の努力によっても全員37人が受診をできたのだと私も感謝をするところではありますが、現在どこの町でも保健師さんが不足する中、今後も保健師さんの力をお借りしながら受診ができるよう努めていただきたいと思います。その点については、町としてどのように対策をしていくのかお聞きをいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今、保健師の不足というお話ではありましたけれども、現段階におきましては、保健課に保健師が多くおまして、係をまたぎながらも連携をしながらこういった対応を行ってきているところであります。今後も、当然、退職等々も出てこれば、そこにあとは業務の状況もその辺は踏まえながら、過不足のないような形は考えていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） このように速やかに健診ができるということも、町の保健師が努力をされていると私は思いますので、本当に少ない人数の中でやりくりをしているということで、また町としてもしっかりとそういうところを見ていただきたいと思います。

それでは、次の5歳児健診についてであります。5歳児健診ですが、まず国では乳幼児健康診査は母子保健法により、市町村において1歳6か月および3歳児に対する健康診査は義務付けられています。したがって、1か月児健診と5歳児健診にする健康診査の費用を助成することによって、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の体制になると言われています。それについて、町としてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 乳幼児の健診につきましては、今議員おっしゃられたとおり、母子保健法に基づいて1歳6か月児、そして3歳児健診が義務付けられています。そのほか、任意として町といはこれまで3・4か月児健診、そして7・8か月児健診を実施していました。さらに、昨年の10月から、1か月児健診を実施することで、出生から切れ目のない支援、健診を進めてきたと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 5歳児健診の意義なのですけれども、3歳児健診でも行われる身体や視力等の検査に加えまして、社会性発達の評価、発達障害などスクリーニングも挙げられるわけなのですが、特別な配慮が必要な子に対して早期介入を実施することで、保護者の課題の気づきや生活への適応が向上し、5歳児健診により学童期の不登校発生数は減少したという結果も出ているわけであり。そこで、5歳児健診については現在任意であり、2022年度に実施をしている段階で、自治体ではわずか14パーセントにとどまっていますが、国は昨年度、令和6年度から5歳児健診を助成対象に加え、自治体を実施する集団健診の費用の2分の1を助成することにして、5歳児健診の普及を進めており、2028年度までには、実施率100パーセントを目指すとっております。そこで、町としては国がこのように目指すということではありますが、町としては今までの考えどおりされないということになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今、5歳児健診の必要性の部分、お話ありましたけれども、国が推し進める部分で申し上げますと、もちろん今お話のあったように、発達障害の疑いを確認していくという部分で必要な検査と受けております。ただ本町の保育の実態におきましては、答弁でもお答えしましたように、かなり多い比率で集団のほうに属しております。そして、4歳児と3歳児におきましても、3歳児で今94パーセント、属していないのが11名です。そして、4歳児におきましては96パーセン

ト、属していないのが5名ほどということで、今把握しておりまして、かなり多くの方が集団に属されているという状況がまずございます。そうした中で、今、幕別町には発達支援センターというものを置いて、いろいろこういった療育支援にも努めておりますので、保育所等の中で、集団の中で気になるお子さんというのは、保育士のほうでもしっかりと中身を見ておりますので、そこに加えて発達支援センターの専門の職員がそういった指導、そして見つけるだけではなくて、集団の中での療育の指導も伝えておりますので、そうした中で進めていることから、今の段階では5歳児の健診というのは考えてはいないところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、部長がおっしゃられたように、保育園や幼稚園などに属していて、そういうところから子どもの変化なども見えるということで、分かっているところが多いかと思うのですが、集団生活にいるときとまた家庭にいるときというのは、違う場面も見えるのではないのかなと感じます。それで、3歳児健診の際の問診や不安を抱える保護者からの相談を受けているということですが、この相談もどのくらいあるのか。また、ここに相談ができない親御さんもいるのではないかなと感じますが、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 発達支援センター所長。

○発達支援センター所長（牧田博恵） 先ほど部長のほうからありました健診については、センターの職員が問診のほうと一緒に参加しております。昨年度でいきますと、3歳児健診は135名の対象に対しまして30名、私たちのほうで細かな相談に応じております。それから、1歳半健診については、対象101名に対しまして11名のお子さんの相談を受けております。おおむね1歳については、どちらかというと、初歩も含めて運動発達ですとか、発語も含めた言葉の遅れ、それから3歳児健診につきましては、落ち着きがないですとか、発音ですとか、言葉の遅れが主な相談の内容となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、いろいろな保育士さんが見てくれている場面などは分かりますが、ここに来られない、保育園の状況もちろん保育士さんが見てくれています。親御さんにお伝えしてもなかなか親御さんがそこを受け止められないという場合は、どうされるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 発達支援センター所長。

○発達支援センター所長（牧田博恵） 先ほど話がありました巡回相談というところできめ細やかな相談体制を整えております。先ほど1歳半ですとか3歳児健診につきましては、保護者の方は目に見える形で発達の遅れを気にされます。ですので、相談には比較的来やすいのですね。ところが、5歳になりますと、おうちの中では、ほぼ親の言っていることが分かりますので、それほど困り感が見られませんが、集団になりますと、集団行動が取れないといった適応できないお子さんたちがだんだん増してきますので、そこについては保育士の先生方、幼稚園の先生方が見ていただいて、それぞれの所属で保護者と面談がございまして、大体年最低1回から2回、面談を行っていきまして、その中で保護者の方から相談があった場合、もう一点は保育所や幼稚園の先生方が気になった場合、そこで発達支援センターの相談を受けてはどうかというつなぎと、あとは所属の先生から保育所に出向いてということで、私たちが訪問をして、全体のお子さんを観察して、なおかつ所属の先生とそのお子さんの実態についての情報共有を行って対応しております。相談についても、保護者の方に面談で伝えるなどして、きめ細やかな相談を続けていく中で、保護者の方が相談しやすいという体制を整えるようにしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 丁寧なご説明ありがとうございます。すごく分かりました。

確かにきめ細やかな支援をされているということですが、5歳児健診というのは、就学前までの最後の健診ということもありますので、ご答弁では現時点では実施する考えはありませんという

ことでは、今後実施する方向として進めていくことができないのか、また国がそのように進めているということは、うちの町としてもそれにのっとって進めていくのもありかなと感じますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国が言っていることが全て正しいとは私は思っていません。往々にして机上で計画をつくるということがありますので、私たちは実態として発見できれば、それで足りると思っておりますので、まずはこの状況を見ながら、必要とあらばそれは健診をやることもやぶさかではありませんけれども、まずは今の状況を続けてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ありがとうございます。

それでは、今のご答弁よく分かりましたので、なのですけれども、子どものためには学校に入る前まで、就学前までの健診ということも考えますので、この先のことを考えまして、準備ということで、準備を進めていただけたらと思うところであります。

それでは、最後の質問になりますが、こども家庭センターの件になりますが、こちらもご答弁によりますと、令和8年度に考えていらっしゃるということで、準備を進めているということのご答弁をいただきましたので、それ以上私も申し上げませんので、ぜひともこの準備を進めていただき、少しでも早く設置ができるようにしていただきたいと思います。よりよいセンターに、子どもたちを持つ保護者がいつでも相談ができるような施設にしていきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩をいたします。

13:47 休憩

13:55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問いたします。

1、義務教育学校開校に向けた取組について。

令和8年度からの義務教育学校「まくべつ学園」開校に向けて、地域説明会や開校準備委員会での議論、広報などが行われ、準備が進められています。

全ての児童生徒にとって、「通いたくなる学校」「居心地のよい学校」としてスタートし、運営されることが期待されています。そのためには、何よりも子どもたちの声を十分反映させることが重要です。

また、保護者、教職員、地域の方々の疑問や不安を解消し、合意を得ながら進めていくことが必要です。

そこで、以下の点について伺います。

(1) 開校に向けて、子どもたちが意見を出し合う機会をどのように持たれ、どのように反映されていますか。

(2) 5、6年生のリーダーシップを発揮する機会について、「役割を失ってしまうのでは」という懸念がありますが、どのように議論し、どんな対策を検討していますか。

(3) カリキュラムの変更について、学年区分やそれに伴う授業時間、テストの内容が大きく変わることが予想されますが、どのように議論し、決定されていますか。

(4) 開校後の子どもたちの適応支援について、環境の変化により落ち着かない状況が続くことも

考えられますが、心のケアのサポート体制はどのように整えられますか。

2、不登校の子どもに寄り添った支援を。

文部科学省が実施しました「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果、令和5年度の全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は34万6,482人と、前年度より4万7,000人余り（約15パーセント）増加し、11年連続で過去最多となりました。

幕別町でも、令和5年度の不登校児童生徒数は58人と、前年度に比べ11人増加しており、増加傾向にあります。

現在、各学校での個別支援に加え、スクールカウンセラーの配置、子ども交流施設「まっく・ざ・まっく」、不登校親子まなびサロン「Nanmo（なんも）」の月1回開設、相談窓口の紹介などに取り組んでいます。

それぞれの児童生徒と保護者に寄り添い、学びの場を保障することが求められるとともに、全ての子どもが安心して通える学校づくりが一層求められています。

そこで、以下の点について伺います。

（1）不登校児童生徒数の推移について、今年度の見通しも含め、過去5年間の状況はどうなっていますか。

（2）支援策の利用状況について、「まっく・ざ・まっく」や「Nanmo（なんも）」の利用数と傾向はどのようになっていますか。

（3）学校外での学びの場の支援として、児童生徒と保護者に対し、フリースクール等への通学に要する交通費支援などを検討する考えはありますか。

（4）全ての子どもが安心して通える学校づくりについて、町として、今後どのような取組を進めていく予定ですか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「義務教育学校開校に向けた取組について」であります。

令和5年11月に策定した「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」に基づき、同年12月に幕別町義務教育学校開校準備委員会を設置し、義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題について審議を進めております。

また、現在、小中一貫教育の取組を進めている「まくべつ学園」において、小中学校の教職員で構成する義務教育学校開校に向けた開校部会を設置し、開校後の学校運営に係る教育内容や指導体制などの検討を進めているところであります。

ご質問の1点目、「開校に向けて、子どもたちが意見を出し合う機会をどのように持たれ、どのように反映されているか」についてであります。

令和6年4月に、幕別小学校および幕別中学校の児童生徒を対象として、義務教育学校の学校名に関するアンケート調査を実施し、併せてアンケートの中で新しい学校に対する子どもたちの思いを自由に記述してもらいました。

その結果、学校名については全体の約3分の2を「まくべつ学園」とする回答が占めたことから、開校準備委員会の審議に諮り「幕別町立まくべつ学園」と決定したところであります。

また、令和6年11月には、同じく幕別小学校および幕別中学校の児童生徒を対象として、「校歌の歌詞に入れたいフレーズ（言葉）」の募集を行い、幕別小学校では148人から469フレーズ、幕別中学校では38人から207フレーズの応募があったところであります。

これら応募のあった全てのフレーズと、4月のアンケートで聞き取った新しい学校に対する子どもたちの思いを、作詞・作曲を依頼する専門家に提供し、校歌の制作を進めていく予定であります。

このほか、「校章のデザイン（案）」については、幕別中学校の生徒を対象に募集を行い、幕別中学校の美術教諭を中心に図案の作成を進めており、今後においても機会を見て児童生徒の意見を聞き

取りながら開校に向けた準備を進めるとともに、検討の内容が固まった段階で子どもたちへ説明する予定であると伺っております。

ご質問の2点目、「5、6年生のリーダーシップを発揮する機会について、「役割を失ってしまうのでは」という懸念に対し、どのように議論し、どんな対策を検討しているか」についてであります。

義務教育学校の場合は、「9年間」を一つの「学びの場」としているため、これまで小学校では上級生であった5、6年生が上級生としての自覚や役割が失われるといったご意見をお伺いすることがありました。

しかしながら、先行事例においては各種の行事において、これまでと同様のリーダーシップを発揮する機会を設けるなどの工夫により、軽減が図られていると聞いております。

また、これまでもまくべつ学園で取り組まれている異なる学年が学習や活動を共に行う場を、開校後においても積極的に設け、上級生が下級生をサポートする仕組みを工夫しながら取り組むと伺っており、こうした取組により5、6年生がリーダーシップを育む環境を確保し、成長の機会が得られるものと考えております。

ご質問の3点目、「カリキュラムの変更について、学年区分やそれに伴う授業時間、テストの内容が大きく変わることが予想されるが、どのように議論し、決定されているか」についてであります。

義務教育学校においては、教育課程区分を6・3制以外の柔軟な設定が可能であるため、既に開校している学校では4・3・2制や5・4制などさまざまな工夫がされております。

その目的は、小学校段階と中学校段階との間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることにより、学習指導面や生徒指導面でのいわゆる「中1ギャップ」の緩和を図ることにあるとされており、先行事例では6・3制以外の教育課程区分としている義務教育学校が多く見られ、より多くの成果が得られていると言われております。

また、本町における不登校の児童生徒数は中学生が多い傾向にあり、原因はさまざまですが、先ほど申し上げた中学校入学後の段差、いわゆる「中1ギャップ」もその原因と考えられております。

このほか、過去に実施した児童生徒アンケートでは「中学校への進学が不安」と答えた小学生が半数を超えていたことなどから、こうした不安や「中1ギャップ」の解消を図るため、小中一貫教育に取り組んでいるところであります。

こうしたことを踏まえ、まくべつ学園の教職員で構成する開校部会において、昨今の児童生徒が抱える課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境となるよう検討を進めた結果、教育課程区分については小学校段階から中学校段階への滑らかな接続を図ることを目的に、多くの義務教育学校で導入されている初等部4年（小学1年生から4年生）、中等部3年（小学5、6年生および中学1年生）、高等部2年（中学2、3年生）とする4・3・2制を導入することとし、開校準備委員会の審議に諮り決定したところであります。

これと併せて、現在も一部の教科で取り組まれている教科担任制を、中等部からさらに拡大することで専門性を強化しながら授業の質の向上を図るとともに、50分授業とすることで振り返りや復習を丁寧に行い、学習の定着を図るなど、学力向上と小・中学校間の円滑な接続につなげる取組とすると伺っております。

このほか、テストや学校行事などの細部については、開校部会においてさらに検討を重ね、学園内の教職員が共通認識を持ちながら、児童生徒が安心して学ぶことができるよう議論が進められるものと考えております。

ご質問の4点目、「開校後の子どもたちの適応支援について、環境の変化により落ち着かない状況が続くことも考えられるが、心のケアのサポート体制はどのように整えられるか」についてであります。

令和元年度から小中一貫教育に取り組む「まくべつ学園」として、義務教育9年間の一貫した系統的な教育課程を編成し、中学校教員の小学校への乗り入れ授業、小学生の中学校登校など、小中一貫教育に積極的に取り組んでおり、こうした取組を通じて小中学校の連携が強化され、特にこの1年間

は児童生徒にとっても義務教育学校へ円滑に移行することができるよう進めてきたところであります。

義務教育学校の開校に当たっては、児童生徒に対して環境の変化が負担となることのないよう、十分に留意する必要がある、これまで以上に子どもたちのささいな変化を見逃すことなく適切に対応する必要があると考えております。

このことから、必要に応じて個別に面談を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

次に、「不登校の子どもに寄り添った支援を」であります。

文部科学省の調査では、不登校の児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されております。

また、同省が昨年秋に公表した令和5年度の全国の小中学校における不登校の児童生徒数は、11年連続で増加し、約34万6,000人、1,000人当たり37.2人といずれも過去最高となっており、その要因として「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く32.2パーセントを占めております。

このことは、コロナ禍における日常生活のさまざまな制限が緩和され、通常の学校生活に移行してきたものの、コロナ禍の影響から生活リズムが戻らない、登校意欲が低下しているなどの理由に加え、人間関係が疎遠化したことなどが背景として考えられております。

ご質問の1点目、「不登校児童生徒数の推移について、今年度の見通しも含め、過去5年間の状況について」であります。

本町の過去5年間における不登校児童生徒数の推移につきましては、令和元年度は、小学校が1校6人、中学校が5校29人、合計で6校35人。

2年度は、小学校が1校5人、中学校が3校27人、合計で4校32人。

3年度は、小学校が5校6人、中学校が4校47人、合計で9校53人。

4年度は、小学校が3校6人、中学校が5校41人、合計で8校47人。

5年度は、小学校が5校13人、中学校が5校45人、合計で10校58人。

本年度は1月末現在において、小学校が6校27人、中学校が5校46人、合計で11校73人となっております。

本町における不登校児童生徒数は、全国の調査結果と同様に増加傾向であり、近年においては特に小学生の不登校が増加している状況となっております。

ご質問の2点目、「支援策の利用状況について、「まっく・ぎ・まっく」や「Nanmo（なんも）」の利用数と傾向について」であります。

本町では、平成20年度に「子ども交流施設 まっく・ぎ・まっく」を開設し、周囲との社会的関係を形成することが困難な児童生徒や、不登校の児童生徒等の居場所づくり、交流を通じて自立や社会参加を支援するため、子どもカウンセラー3名を配置して、相談業務やカウンセリング、学習の援助を行い、学校へ通えるよう支援を行っております。

「まっく・ぎ・まっく」の利用状況につきましては、令和4年度の登録者15人に対し恒常的利用者は小学生が1人、中学生が8人、合計で9人、5年度の登録者16人に対し恒常的利用者は小学生が1人、中学生が7人、合計で8人、本年度は1月末現在の登録者10人に対し恒常的利用者は小学生が2人、中学生が5人、合計で7人となっており、中学生の利用が多い傾向にあります。

また、本町では、令和3年4月からひきこもり支援アドバイザーを福祉課に配置し、「ひきこもり支援事業」に取り組んでおり、その中で、将来への不安や戸惑いを強く感じている不登校児童生徒やその保護者の存在が浮き彫りとなってきたことから、将来「ひきこもり」となることへ早期に対応するため、4年7月から不登校の児童生徒とその保護者を対象に、不登校親子まなびサロン「Nanmo（なんも）」を毎月開催しております。

「Nanmo（なんも）」では、不登校児童生徒およびその保護者同士の情報交換や、相談交流による困り感や不安等の緩和、将来のひきこもりの可能性を少しでも軽減できるような研修・学習に取り組んでおり、参加者数は多いときで7人、平均で3人程度で、主に保護者が参加されております。

ご質問の3点目、「学校外での学びの場の支援として、児童生徒と保護者に対し、フリースクール等への通学に要する交通費支援などを検討する考えは」についてであります。

本町が設置する「まっく・ざ・まっく」への通所については、保護者の責任の下に徒歩や自転車、自動車での送迎によることとしております。

また、札内地区においては、一部の学校への通学に際して、コミュニティバスの利用が無料となっていることから、一定程度距離の離れた場所から通所する場合に限ってコミュニティバスを無料で利用できるとしているところでもあります。

不登校の児童生徒に対し、学習活動、体験学習、教育相談などの活動を行う民間施設、いわゆるフリースクール等は町外に複数設置されており、現在のところそうした施設に通うための交通費を支援する考えはありませんが、教育委員会といたしましては、本町が設置する「まっく・ざ・まっく」において学びの機会の確保と支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「全ての子どもが安心して通える学校づくりについて、町として、今後どのような取組を進めていく予定か」についてであります。

不登校の要因は、本人だけではなく、学校、家庭、社会状況が複雑に絡んでいるため、児童生徒と教職員の信頼関係の構築と、児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談しやすい学校づくり、さらには、児童生徒のSOSを見逃さないなど、一人ひとりに寄り添った対応に努めなければならないものと考えております。

また、各学校においては、それぞれの担当教諭等が不登校の児童生徒やその保護者と連絡を取りながら学習に係るプリントの配布や面談を行うなど、学校との関係性が途切れることのないよう丁寧な対応を行っているところでもあります。

このほか、1人1台の学習用端末を活用し、自宅や学校内の別室から授業に参加することと併せて、「まっく・ざ・まっく」の通所については出席扱いとしているところでもあります。

不登校への対応については、児童生徒の学びの保障を確保するため、学校はもとより学校以外においてもきめ細かく対応する必要があるとともに、保護者との連携を図りながら対応することが重要であるとと考えております。

このため、教育委員会といたしましては、学校と十分に連携を図りながら、児童生徒にとって学びやすい環境を整えるとともに、保護者に対して必要な情報の提供に努めながら、「まっく・ざ・まっく」、町の福祉課や発達支援センター、児童相談所など関係機関とより一層連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 再質問いたします。

義務教育学校についてですが、子どもたちからどんな学校にしたいのかという内容について、どのような具体的な要望、例えば全校で交流できる遊びの時間が欲しいだとか、学年を超えて授業を受ける機会が欲しいなど、そういった具体的な内容で出されている要望がどの程度把握され、どのように生かされていますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 児童生徒の意見に関する質問かと思えます。

令和4月に、幕別小学校と幕別中学校の児童を対象に、学校名のアンケートをした際に、どのような学校になってほしいか思いや考えなどを聞き取る自由意見欄を設けて記載してもらいました。自由意見の傾向でいいますと、低学年では、仲よく、優しい、楽しく、そういった抽象的な表現、中学年、高学年では、1年生から9年生、義務教育学校を意識した表現ですね。あと、中学校では、小中学校

の関わりですとか、交流、そういった具体的な表現、そういった学校になってほしいという意見が多く出されておりました。また、自由意見の中で取り入れることができそうな具体的な意見としましては、きれいな学校ですとか、遊具のそういった関係する意見が出されておりました。今回、改修工事や外構工事の中で、これら意見を参考にしながらいきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 子どもたちが通いたくなる学校づくりということで、今いろいろ意見が出ているということですが、引き続き学校に対する要望、随時出てくると思うので、積極的に子どもたちが意見を出し合っ、それを取り入れられるような形を取っていただきたいと思います。

カリキュラムや授業時間、テストの導入についてですが、保護者から懸念の声をお聞きしています。例えば、テスト問題の制作を含めて、教員の負担も増えることになると思うけれども、子どもたちの指導は行き届くのかとか、業者のテストも行うのか、何より子どもたちはついていけるのかなど、こうした保護者の不安、声について、先生方の中でどのように議論をし、対応を検討されているのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 先生たちの議論のご質問かと思えます。

教育課程区分につきましては、開校準備委員会の中でも、学校現場の声を十分に聞き入れながら進めてほしいという意見もございました。教育委員会から先行事例の教育課程区分など、情報を学校と共有してきておりました。

答弁にもありましたとおり、まくべつ学園の教職員で構成する開校部会、そういったものとか、子どもたちにとって、よりよい環境になるような検討を進めてきて、義務教育学校で多くの学校で取り入れられている4・3・2制を導入することとしたところであります。その結果、開校準備委員会の審議で決定したところでございます。

あと、テスト等なのですけれども、今まくべつ学園の教職員で構成する開校部会の中で、業務部や体育部、それら部会の中で、日課表やテスト、修学旅行や運動会など、細部にわたって検討を重ねております。今年度におきましては、学年内で6回全体会議を開催して、学園内での教職員の共通認識を持ちながら議論を進めているところであります。

テストについては、中等部からの導入を考えておりますが、テスト内容ですとか、回数、それらについては、これからまだ検討が必要と伺っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） ちょっとだけ補足させていただきますと、まず義務教育学校になりますと、基本的に小学校と中学校の免許両方を持った先生になりますので、そういった組織体制になることを生かして、今の小学校の5、6年生について、今でも一部取り入れてはいるのですけれども、教科担任制の教科をさらに増やしていくといったことで、過度な教職員の方々の負担にならないような体制に何とかつくり上げていきたいなというふうにも考えております。

既に新年度の4月1日付の人事異動においても、幕別中学校ですとか小学校に配置される先生の中にも、両方の免許を持った方なんかを要望しながら、人事異動にも取り組んできたといった状況にもあります。

あと、加えて、答弁の中でも申し上げましたけれども、5、6年生にあっても授業時間を50分にすることで、その長くなった5分を有効に活用しながら、授業の始まりの前に、前の時間の授業をちょっと振り返って思い出してみたりだとか、また授業の終わりに、その時間の授業を丁寧に復習するですとか、学習の定着を図っていくということを考えていますので、それも子どもの負担にならない形で進めていきたいと、学校のほうからはお伺いをしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 保護者の皆さんの声を先ほどお話ししたのですけれども、カリキュラムが大き

く変わるということで、未定という部分に対しても、たくさんの懸念の声がありました。5年生から内申の評価がつくのかとか、50分の授業になると、毎日これまでよりプラス30分授業の時間が長くなるというのは、子どもにとって負担ではないのかとか、公平と言えるのかとか、いろんな思いが保護者もあると思いますので、そうした声も出していただきながら、どうするのが一番いいのかということと一緒に考えられるような、そういった形を取っていけないのかなということでお聞きしたのですが、何かそのあたりのことはお考えのことありますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 保護者の方に対する情報提供といいますか、説明の機会といいますか、中学校にあっては、昨年末の学校だよりの中で、このような形に今考えていますと、その時点で決まっている内容について、保護者の方にお知らせをしたと聞いております。

また、小学校においては、先月、全学年で参観日が開催されまして、その後に保護者の懇談会が開催され、その際にその時点で決まっているといたしますか、検討しているような内容、こういった項目について保護者の方に説明をさせていただき、質疑等のことをお伺いしたと聞いております。その中で、教育委員会のほうでは特に目立ったご意見等はなかったというふうに、学校側から聞いているという状況になっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） こちらにはその懇談会の後に、保護者の方からそういう思いがあるということと寄せられた声でしたので、なかなかその場で出せなくても、後からどうなのかなと思うこともあると思いますので、理解が相互い、皆さんの考えも反映されるし、ちゃんと調整もできるような、納得し合えるような進め方をしていただきたいと思います。

子どもたちの心のケアの体制について伺います。

ほかの自治体では、子どもたちに目が行き届くような心のケアサポート体制を整えているところもあると聞いていますが、町では必要に応じてスクールカウンセラーなどを活用して支援するというお答えがありました。これは一定期間比重を置いてまくべつ学園に配置するという意味なのか、増員するという意味なのか、またそれ以外の、例えば大勢の学校になりますので、お子さんが気軽に静かに休めるスペースを確保するとか、そういったメンタルケアの仕組み、また相談窓口、そういった具体的な取組について検討されていることがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中でお答えした内容が基本的な考え方というふうに考えておりますけれども、ただ、教職員の体制として、人員配置が小学校の配置基準、中学校の配置基準で教職員が配置をされるということになりますので、養護教育にあっても、小学校、中学校の基準で配置をされると聞いていますから、2人配置されるということになっております。

今回の校舎の改修に当たりまして、当然、小中学校9学年が利用する保健室になるということもありまして、それ相当の規模で改修工事の中でその場所を確保するというふうに考えておりますので、今回の義務教育学校の開校に当たって、特にということにはなっておりませんが、当然必要に応じてその度合いが高まってくれば、人的な対応なんかもすることにはなるかと考えておりますけれども、現行の体制も含めて、適切に対応していくものだと考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 環境の変化に戸惑うことがないよう、一人ひとりに目が届く手厚いケアの体制を検討していただきたいと思います。

次の、不登校の質問に移ります。

全国の不登校の人数は、小学生が10年前の5倍、中学生は2.5倍に増えています。

幕別町でも、小学生は10年ほど前の平成25年、26年、27年は、2人、1人、1人という数字でしたが、令和3年以降のここ3年は、6人、6人、13人、中学生は同じ年度で見ますと、平成25年以降は、19人、28人、28人だったのが、令和3年度以降は、47人、41人、45人と、全国と同じような

傾向にあります。児童生徒の総人数は、10年前の平成26年の2,381人から2,011人へと減っている中での増加です。令和6年までのこの10年で不登校の児童生徒の割合は、小学生は14倍、中学生は2倍に増えています。これは30日以上休んでいるお子さんの数ですから、既に身体症状が現れているお子さん、保健室登校や遅刻、早退を続ける子どもたちを加えると、さらに人数は膨らむのではないかと思います。

学校に行かない、行けない子どもたちがこれほど急増していることは、子どもたちの人格を豊かに形成し、親権者として育てていくという公教育の任務が崩されかねない問題ですし、社会の民主的発展にとっても重大な問題だと考えます。保護者や不登校の子どもたちに寄り添った丁寧な支援と、子どもの権利が守られ、通いたくなる学校運営を行うことが必要です。

一つ目に、まず不登校の実態について伺います。

中学1年生の不登校の人数、この間、令和3年以降、16人、11人、2人と減っているというふうに伺っていますが、今年度のこれまでの中学校1年生の不登校の人数、教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 今年度の中学校1年生の不登校の人数であります。現在12件というところで押さえております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 小学生が急増していることには、改めて答弁お聞きして驚いたのですが、今年、これまでの27人、これもう50人に1人となっています。学年別の人数を教えてくださいませんか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 不登校の学年別の人数でございます。

1年生が2名、2年生が3名、3年生が4名、4年生が6名、5年生が4名、6年生が8名の計27名となっております。

すみません。先ほどお答えしました中学校1年生の今年度の人数ですけれども、先ほど12名とお答えしましたが、13名でした。すみませんでした。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） もう一点伺います。

不登校の児童生徒のうち、欠席日数が30日から49日、50日から89日、90日以上、それぞれ何人いるのか教えてくださいませんか。また、90日以上の欠席の子どもたちの人数、割合は、増加する傾向にあるのかも併せて伺います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 不登校のそれぞれの日数ごとの人数なのですけれども、90日以上休んだ人数で把握しておりますのでお答えいたします。

こっちは令和6年1月末現在なのですが、小学校で11名、中学校で31名、合計42名となっております。

割合でお伝えしますと、小学校11名で40.7パーセント、中学校で31名、67.4パーセント、合計で42名の57.5パーセントとなっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 90日以上休んでいるお子さんが増える傾向にあるかどうかについてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 増加傾向にあるかということなので、令和5年度の90日以上休んだ人数と割合をお伝えいたしますと、小学校で11人、84.6パーセント、中学校で35人で77.8パーセント、合計46人で79.3パーセントですので、昨年度から比較しますと減少傾向にございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 前年度よりは減少しているということですが、大きな流れで見たらどうなのかということ、改めて低年齢化している不登校の子どもが増えているということや、人数、長期化しているお子さんも結構いらっしゃるということを感じました。学校に行きたくても行けない子どもたちにとっては、まず安心して休むことが重要だと考えます。学校の復帰を前提としない支援の重要性について、町はどのように認識し対応を考えていますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 小学生の中には、確かにさまざまな理由によって情緒が不安定になったりだとか、体調不良があったり、中には過去にあった友達とのトラブルがあったりと、さまざまな原因で不登校ぎみもしくは不登校になっているという子どもたちがいると聞いております。

平成28年に教育機会確保法という法律が制定されて、義務教育段階にある不登校の子どもたちの支援や理解を深めるといったことを目的に、そうした法律の制定をされておきまして、学校に行かないという生き方を認めていこうというような意識に大分変わっていると考えております。

ですので、学校の対応自体も、決してとにかく学校に来なさいというような一律的な対応ではなくて、当然、児童生徒の様子もそうですし、保護者と情報交換しながら、その子どもの様子を見ながら、もし再登校できるような状況であれば、そうした声かけをする、そうでなければ、家で過ごすことを希望するのであれば、希望する中であってプリントの配布や何かで、もしくは子どもによってはオンラインで授業に参加するというような場合もありますけれども、その子に合った過ごし方をさせていただいて、再登校できる時期を、教職員も見計らいながら、声かけをしているというような状況にあると考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 今、答弁いただきましたように、全国でも学校に戻すことを前提としないで、その子その子に合った状況をちゃんと保障していく、学びの場を保障していくということが、今広がっているかなというふうに思っております。幕別町でもそういった子どもに合った対応を進めていただきたいなというふうに思っています。

不登校の要因はさまざまだと思いますが、町でも全国と同様に増えています。これはもう個々の家庭や学校だけの問題ではなく、現在の社会状況も反映していると思いますし、現在の教育制度そのものが要因の一つになっているのではないかと思います。日本では、競争主義、管理主義的な教育が影響しているという指摘もあり、国連子どもの権利委員会も、極度に競争的な教育制度が子どもに発達の障がいをもたらしていると、繰り返し警告しています。町としては、この状況をどのように受け止めて、どういう対策を講じる必要があると考えていますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 町としては、これまでもそうですけれども、基本的には、公教育に取り組む公立学校において、児童生徒に教育の機会を公平に確保しなければならない、その前提で取り組むべき問題だろうと、まずもって考えております。

ただ、一方で、子どもたちの不登校の原因がさまざまであり、心の状態が落ち着くまでにそれぞれの個人差があって、そうした子どもたちの状況に応じた対応が必要であると当然ながら考えております。学習支援ですとか、さまざまな体験活動を行う、そして最終的には社会的な自立を目指すというのが目標の大前提であろうと考えておりますので、町としてそうした機会を、基本的には、まっく・ざ・まっくという施設の中において、そうした機会を子どもたちに提供する、それが第一にやるべきことなのかと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 現在の教育制度そのものの問題について、公教育で学ぶ機会を公平に確保することが大事だと言われたのですが、現在のこの教育制度がこういったことを生み出しているということについての認識は、どのように考えておられますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） なかなか制度そのものというふうなことで申し上げますと、非常に答えづらい部分があるかと考えております。いろいろなものを見てみますと、確かに授業時数がどうなのかですとか、それによって子どもたちが学校の中で落ち着いて学習したりですとか、友達と関わることができないのではないのかとか、そのようなことはいろんな場面で言われているというのは、確かに私も情報としては知ってはおります。

そうした中であって、先生方にはあっては、少しでも子どもたちが安心して教育に参加できるような環境を整えていくと考えておりますので、根本的に問題があるのかというようなことに対していいますと、そこに問題はあると自分自身の立場ではちょっと正直申し上げることはできないのかなと考えております。基本的には、不登校の子どもたちがゼロになるのが本当に望ましいものでありまして、そのためにやはり学校の体制も含めて、教育委員会としてもやらなければならないことに取り組んでいかなければいけないかなと考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） これだけの不登校のお子さんが増えている、その周りにもたくさんそういった予備軍という言い方がいか分からないですけども、心配なおさんがいるのではないかという状況ができてしまっている中で、やはり今の課題があるのでしたら、やっぱりそこにどうやって切り込んでいくかというのは、検討が必要なのではないかなと思います。

例えば評価で競わせる教育システムだとか、学校の先生が忙し過ぎるだとか、大人数で先生のまなざしが一人ひとりに届き切らないだとか、LGBTQの問題、理解だとか、いろんな課題があると思いますので、ぜひ踏み込んだ検討を行っていただきたいと思います。文部科学省も、不登校の子どもたちへの支援と併せて、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進すると言っていますので、どちらも並行して進めていく必要があると思います。

支援策について伺います。あまり時間がないのであれですけども。

まっく・ぎ・まっくの登録者や利用者の数を伺いましたが、なかなかそんなに増えていっているという感じではないのかなと数を聞いて思いました。そこが全てではないと思いますので、先ほど言われたようなオンラインの授業だとか、家での学習だとか、フリースクールだとか、いろんなケースが考えられるかと思えます。フリースクールなど、学校の外での学びの場を利用しているまっく・ぎ・まっく以外の子どもの人数や支援の状況が分かればお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 現在フリースクールや学びの保障、ほかの施設でのということなのですが、けれども、現在、教育委員会のほうで通所しているようなお子さんの人数は把握はしてございません。以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それでは、保護者の相談体制について伺います。

不登校の保護者からは、一人で子どもをうちに置いていけないだとか、学校と同じことを学ばせようと思ってやっているけれども限界があるだとか、いろんな悩みや思いをお聞きます。スクールカウンセラーや学びサロン Nanmo（なんも）につながれば、とても精神的にも救われるかなと思うのですが、これだけ数も増えていきますし、相談内容もきっといろんな多様な悩みがあるかと思えますので、相談体制の強化が必要なのではないかなというふうに考えますが、例えば専門家の増員、親の会への支援、相談窓口の拡充など検討できないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 今現状の中で、今年1月末現在で73人の不登校の児童生徒がいらっしゃいますけれども、頻度は別にしても、その中でも週に何回か学校に通えるですとか、それも別室に通ったりだとか、放課後に中には通ったり、あとオンラインで授業に参加したりだとかという児童生徒の方も今現在51人いらっしゃいます。

不登校に該当しながら、先ほどのまっく・ぎ・まっくに通所が7人と言ったのですけれども、その

うち不登校に該当する30日以上の子どもが4人まっく・ぎ・まっくに通っていきまして、全体のうちの73人のうちの55人は何らかの形で学校に直接関わったりですとかという状況にあると思っています。

それもこれもやはりまずは学校の先生方が、きめ細かく子どもたちや保護者の方と関わっていただいて、そうしたところにつないでいっているというのが、そうした数字に表れているのかと思っています。

あと、今おっしゃった保護者の方への取組ということではありますけれども、答弁の中で申し上げたとおり、決して多い数字の状況ではないとも正直感じているところはあります。ただ、一方で、何がしか学校なり、まっく・ぎ・まっくなりにつながっているというような状況が、73人全員がつながっていないというわけではなくて、何がしか関わりは持っていて、これが1か月丸まんま来られていなかった子もいるのですけれども、当然そうした子も、保護者や子どもたちとは、学校は直接つながっております。その学校とのやり取りの中で、やはりしっかりと信頼関係がある中であって、初めて学校以外の場所につながっていくというような気持ちになっていくのかなとちょっと思っています。そのあたり直接関わっていただいている教職員の方々にも、十分そこら辺は伝えるタイミングを見計らいながら、対応していただいていると聞いておりますので、そうした際に適切な情報提供をより細かくできるような形にしていかなければならないかなとは考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 学校の先生方がとても丁寧に関わってくださっているのだなというのは、お話からも伺えるかなと思いました。

ただ一方で、なかなかそういった先生とのコンタクトも十分取られていないのだという保護者の方の話もありまして、それが何が問題でそうなっているのかということもあるのですけれども、これだけ増えていくということになっていけば、先生方の負担もきつとずしと重くなる、そして中学校が多いということですので、なかなか先生方、支援員の加配も中学校にはそんなに手厚くないですし、フォローできる体制も十分ではなくなってくる可能性もありますので、ぜひ相談に乗れないという状況にならないように、丁寧に見て、人の配置も含めて検討していただきたいと思います。

質問では、フリースクールへの支援も伺ったのですけれども、フリースクールに頼るとなると3万3,000円だとかいう金額も月々負担かかるというお話もあります。ぜひ、フリースクールは学ぶ権利を保障することに加えて、子どもの心のケアを担い、命をつなぐ重要な役割を果たしていると思いますので、支援策を検討していただけたらと思います。

子どもの権利条例を持つ町として、全国的に増えているから仕方がないと済ませるのではなくて、町としてやはり主体的に全ての子どもが来なくなる学校づくりに取り組んでいく必要があると思います。これ以上、不登校のお子さんが増えないために、どういうふうに手を打つのかということですが、やはり関係者が集まって支援のあり方といたしますか、どうしたらいいのかということについて考える場を設けることが必要ではないかと思うのですが、以前お聞きしたことがある不登校担当者会議というのがあったかと思うのですけれども、それが参考になるのかどうかちょっと分かりませんが、親や学校任せにせず、町の責任として何が必要かを議論する場を設けるべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 確かに、過去にはそういった会議なるものがあったというふうに記憶もしております。ただ、今現在そのような会議はあるというわけではないと聞いておりますけれども、個別具体的に毎月毎月不登校の児童生徒の状況については、各学校から情報を取り寄せて、一人ひとりのその間の出席状況、欠席に至っている原因ですとか、そういったのを一人ひとり教育委員会のほうでもきめ細かく聞き取って対応していると。その中で何か課題としてこういったことがあって、それに対応しなければならないというようなことについては、都度対応しているという状況になっておりますので、そうした機会を通じて、学校現場との情報共有をしながら、教育委員会としてもきめ細かく対応していきたいとは考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 根本的には、これだけ子どもたちから通えないというふうに判断されている学校の状況、学校のシステム、教育のシステムを、やっぱり子どもたちの声を聞きながら、子どもたちにとって安心できる場所に変えていく必要があると思います。

10月に総務文教常任委員会で、神奈川県大和市の中学校分教室の取組を学習してきました。教育委員会が主導し、不登校の生徒を受け入れる中で、子どもたちが徐々に心を開き、主体的に学校生活を送れるようになっている。印象的だったのは、教職員が生徒に寄り添い続けることで、子どもたち自身が学校のあり方や大人の関わり方について示唆を与えてくれているという点でした。分教室は単なる受入れの場でなくて、そこでの学びを全ての学校に広げて、居場所としての学校づくりを目指すという試みでした。

そうしたことも参考に、幕別町でもまっく・ざ・まっくはその一つかと思うのですが、そういう場所を明確に位置づけて、全ての学校を子どもたちが全てを受け入れられるような学校づくりにするべきではないかと思いますが、各学校に校内の教育センターを設置するというのも一つだと思います。こういった考えについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） まず、校内の教育支援センターについては、場所はそれぞれの学校でさまざまですけれども、設けているという状況になっております。ですので、別室登校ですとか、朝から参加したのだけれども、ちょっと状況によっては参加できないというような状況に応じて、校内において居場所の確保については行っていると考えています。

それと、先ほど議員のほうからお話があった神奈川県の大和市の取組ですけれども、まさにおっしゃられたとおり、現在、町内にあるまっく・ざ・まっくでそうした取組をしている状況にあります。今年については7人ということで、少々少ない人数ではありますが、過去を振り返ればもっともっと人数多いような通所の人数にもなっておりますので、学校と今後より密に連携を図りながら、そうした場所で子どもたちの学びの機会の確保を図っていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、15時05分まで、休憩をいたします。

14:56 休憩

15:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○2番（塚本逸彦） 通告に従い、質問いたします。

1番、公共施設への太陽光発電設備の導入に向けて適切な運用をでございます。

町では、脱炭素社会の実現に向け、「幕別町ゼロカーボンロードマップ」を策定し、計画的に推進しています。

町民からは、景観への影響や将来の廃棄処理に関する不安の声を聞いており、本町においても、設置に当たっては慎重な対応が求められます。

今後、環境アセスメントの義務化、さらに使用期限を迎えた太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの仕組みを整える必要があります。

町民の理解を得ながら、町民の安心・安全を第一に考えて進めることが重要であることから、以下の点について伺います。

（1）太陽光パネルの設置に関する町民への説明状況は。

（2）PPA事業として進められているが、事業者の説明責任はどのように確保されているか。

(3) 太陽光パネルの設置に伴う景観への影響に対する対応策はどのように考えているか。

(4) 更新や廃棄の方法、費用負担を含めた長期的な計画を策定する考えは。

2 番目です。太陽光発電設備に関する自治体独自の条例制定を。

太陽光発電や再生可能エネルギーの普及により、我が町においても、民間による太陽光パネルの設置の増加が見込まれています。全国的に太陽光発電が急速に拡大する一方で、地域トラブルや豪雨、台風などで太陽光パネルが崩れ落ちる事故が相次いでおり、独自の規制条例を制定し、対策を講じている自治体があります。

ルールがなく、今後、問題となりそうな部分をしっかり穴埋めしながら、安心・安全はもとより景観保護や住民理解の上での活用に取り組む必要があることから、以下について伺います。

(1) 太陽光パネルの適切な設置、運営管理を規制する条例を制定する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「公共施設への太陽光発電設備の導入に向けて適切な運用を」についてであります。

温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定では、世界の平均気温の上昇幅を産業革命前と比べ 1.5 度以内に抑える目標を掲げていますが、昨年 10 月に国連環境計画は、削減に向けた各国の取組のままでは、今世紀中に平均気温が 3.1 度上昇する可能性があるとの報告書をまとめ、「世界中でかつてない規模とスピード感のある対策を必要としている」と指摘しております。

このような背景から、国では、本年 2 月温室効果ガスの排出量を 2030 年度目標である 46 パーセント削減目標と 2050 年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、たゆまず着実に進んでいくとし、2035 年度に 13 年度比で 60 パーセント、40 年度に 73 パーセント削減する目標を閣議決定したところであります。

また、本町におきましても昨年 2 月「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和 6 年第 1 回町議会定例会で「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言し、基準年である 2013 年度に比べ、二酸化炭素排出量を 2030 年度 46 パーセント削減する目標達成に向けて各種施策を展開しております。

ご質問の 1 点目、「太陽光パネルの設置に関する町民への説明状況については」と、ご質問の 2 点目、「PPA 事業として進められているが、事業者の説明責任はどのように確保されているか」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

公共施設における温室効果ガス削減については、地球温暖化対策推進法に規定する、地方公共団体実行計画の事務事業編で削減目標を定めることとしていることから、本町では、昨年 2 月に第 3 期「エコオフィス幕別プラン」を策定し、2013 年度を基準年とし、2030 年度 50 パーセント削減を目標に掲げています。

公共施設における温室効果ガスは主に二酸化炭素であり、排出量で約 6 割を占める電気の消費に伴う排出を 72 パーセント削減する計画を柱としております。

主な削減方法としましては、小まめに照明の電源を消すなどといった省エネを行うことはもちろんのこと、消費電力が少ない LED 照明への更新や各種機器類更新の際は、省エネ型機材の選定を行うなど徹底した省エネの推進を図ることとしております。

さらに、二酸化炭素の排出を削減する手法として、再生可能エネルギーの導入が有効であり、中でも、太陽光を活用した発電設備は、無尽蔵なエネルギー源であるとともに、技術的にも安定し、長期的に運用できるなど、経済性に優れた再エネ設備であると言われております。

このことから、町としましては、公共施設の中で電気を多く使用している施設について導入可能性の分析を行うとともに、本年度、その中でも導入効果が高いと考えられる本庁舎や、幕別中学校、給食センター、道の駅・忠類、ふれあいセンター福寿、ホテルアルコに PPA 方式により導入を行うべく、詳細な事業可能性調査を実施したところであります。

PPA は、太陽光発電設備の設置およびメンテナンスを事業者が行い、そこで発電された電気を町が

購入する契約を結ぶ手法であります。町としては設備の設置にかかる初期投資やその後の維持管理費を負担することなく、脱炭素化された電気を利用できることとなります。

このたび計画している PPA による太陽光発電設備の設置場所等につきましては、主に庁舎等建物の屋根上や駐車場、学校施設または敷地の一部、忠類地域の国道 236 号沿いの町有遊休地を計画しておりますが、これまで、昨年 9 月に忠類公区長連絡会議会長、忠類地域住民会議委員長に忠類地域の設置計画について説明を行うとともに、11 月に開催された地区別町内会連絡会議において全体計画について説明を行ったところであります。今後、事業を実施する際は、必要に応じ住民に説明を行ってまいります。

また、PPA は、あくまで町が事業可能性等を判断し、その実施を事業者に行っていただくものでありますことから、PPA 事業者が直接町民等への説明を行うことはありませんが、町が計画段階で責任を持って周辺環境に配慮した設置となるよう取り組んでまいります。

ご質問の 3 点目、「太陽光パネルの設置に伴う景観への影響に対する対応策はどのように考えているか」についてであります。

現在、計画している太陽光発電設備の導入については、庁舎等の屋根上に設置するもの、駐車場施設に設置するもの、土地に直接建てる、いわゆる「野立て」の 3 パターンを検討しております。

屋根上に設置するものにつきましては、建物構造への影響や周辺への太陽光パネルの反射光の影響を調査し、必要に応じ防眩性の高いパネルの設置を検討していくこととしています。

また、駐車場施設への設置につきましては、現在、町民会館前の駐車場にカーポート型の太陽光パネルの設置を検討しておりますが、周辺に対する反射光の影響を考え、防眩性の高いパネルの設置を検討しております。

また、遊休地等の野立てによる設置については、周辺環境に配慮した高さのパネルや防眩性の高いパネルの設置、さらには再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則により、柵の設置が義務付けられていることから、その柵のデザイン、色彩等について景観に配慮した設置となるよう検討しているところであります。

ご質問の 4 点目、「更新や廃棄の方法、費用負担を含めた長期的な計画を策定する考えは」についてであります。

太陽光パネルの設置については、単年度の財政負担が大きくなるように、主に PPA 事業の導入により 20 年間の設備利用とする計画としており、利用後の設備の廃棄については PPA 事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく産業廃棄物として、適切に処分するものと考えております。

次に、「太陽光発電設備に関する自治体独自の条例制定を」についてであります。

平成 24 年に再生可能エネルギーの固定買取制度、いわゆる FIT 制度が開始されて以降、比較的安価で、技術的障壁が低いことなどから太陽光発電設備の普及が進み、地域によっては、土砂流出や濁水の発生、動植物の生息・生育環境の悪化などの環境への影響が指摘されています。

このような背景から、太陽光発電設備等の適切な設置と自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした条例を、平成 26 年 1 月に大分県由布市が全国で初めて制定しました。

それ以降、令和 6 年 12 月現在、太陽光発電設備を規制対象とした条例を制定している自治体は、8 県、292 市町村、北海道では 20 市町村で、管内では新得町が令和 6 年「太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例」を制定しております。

本町では、昨年 2 月に策定した「幕別町地球温暖化対策実行計画」の中で、国の地域脱炭素化促進事業制度に基づき、ゾーニングマップの策定による、再エネ導入区域の設定を行ったところであります。

このゾーニングマップは、太陽光、陸上風力、木質バイオマス、家畜バイオマス発電の導入を想定したゾーニングを行い、それぞれ導入を抑制するエリアである「保全エリア」、再エネ立地に当たり各種条件があるエリアとして「調整エリア」、また再エネ立地に当たり各種条件があるものの、比較的立地条件がよいエリアとして「事業可能性エリア」、再エネポテンシャルがあり積極的な導入を検

討するエリアとして「促進エリア」の四つに区分したエリア設定を行い、再エネ導入の適地誘導を図ろうとするものであります。

また、国においても令和6年4月に改正した「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法」によって、出力が10キロワット未満および屋根設置太陽光発電を除き、FIT認定するに当たり、再エネ発電事業者が事業を実施する際、事前に設備設置周辺地域の住民への説明会の開催をFIT認定の条件とするなど、適切な情報提供等を行うこととされております。

その際、事前に市町村に対し、再エネ発電事業の内容、説明会の対象となる住民の範囲、開催日時、場所等について事前に文書をもって相談することとされているところであります。

このことから、町では、事前相談があった事業予定地が、本町で設定したゾーニング区分のどのエリアに該当するかを確認し、当該エリアの内容を説明するとともに、説明会の開催範囲を定め、事業者文書で回答しているところであり、この手法で、昨年度は3件の事業者が説明会を開催し、再エネ事業を実施したところであります。

このようなことから、本町におけるゾーニング区分や国の法改正により、事前に事業内容等が把握でき、事業者と相談がなされる仕組みとなっていますことから、現段階では条例の制定については考えておりません。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 再質問に入らせていただきます。

まず1点目、更新や廃棄の方法等についてですが、ここの今のお答えの中に、廃棄物として適正に業者が処分するものと考えておりますという答弁でありましたけれども、現状を見ますと、いろんなトラブル等の中には、その業者がやっぱり途中で倒産してしまったとか、それから不法投棄をやってしまったとか、ないわけでもないわけですので、その辺もうちょっと町として介入できるというか、監督できるような方法というのは考えられていらっしゃいましたか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実は、令和4年に法律が改正されまして、積立制度ができたわけでありまして。これは、20年間の中の最後の10年間において、おおむねFIT料金の三、四パーセント、これを積み立てていって、それを廃棄費用に充てるということでもありますので、その辺は法律的にも制度的にもかなり充実してきたということでもありますので、私はそこは、事業者に対する信頼を持って対応してまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） こちらのほうが、町が依頼して事業者を選定するというございしますので、町のほうで責任を持ってやるということで、その辺は積立て、そういった状況に応じて適切に処置していただくようお願いしたいところでもあります。

では次に、住民説明会の件ですけれども、忠類、特にやられたということで、その内容といえますか、各代表の方、出席者のほうからどのような声が上がったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 説明会の関係でございますが、答弁にありますように2回開催しております。

代表者の会議の中では、特に設置に関する内容については疑義はございませんでしたけれども、地区別懇談会、地区別町内会の会議のときには、景観に留意した設置になるようにというご質問がございました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 今、景観について懸念があるというご意見でありますけれども、それに対して、今後、まだ説明会は続けられると思いますけれども、候補的にも絞られてしまっているところから難

しいところではあるかと思えますけれども、どのような対処、今現状で検討されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） ご答弁にもありましたけれども、現在、今後事業者が選定された際には、柵の設置というのも法律的にも求められているということから、それら柵の設置に関しては、デザインや色等についても配慮しながら設置をしていきたいと。また、高さによっても、景観上にも影響を与えますことから、その高さについても、適切な高さとなるよう事業者と協議してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 忠類に関しては先日説明をいただきましたけれども、国道沿いのところということで、私の聞いた話もあるのですが、やっぱり景観上すごく目立つのでということの意見を何件かお伺いしました。場所的に町有地であるということでもあります。そしてまた、道の駅、それからアルコに近いところということになりますと場所は限られると思うのですが、その辺は十分に配慮して、住民の皆さん、そしてやっぱり景観というのは忠類にとっても非常な財産でありますので、その辺は十分に配慮していただくようお願いして、次に移りたいと思います。

あと、次に条例についてでございますけれども、上士幌のほうでも条例がこの間の7日の会議で原案可決されたようですが、やっぱり国からもいろいろ法律的な部分は整備されつつはありますけれども、それでもなお地方自治体ごとに条例を定めているところも多いようです。

それで、やっぱりこのゾーニングに関しては、ガイドラインの部分に当たるのか、どの辺の効力というか、指針というか、どのあたりの位置づけになるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 効力といいますか、この再生可能エネルギーの導入区域の設定となりますと、実行計画の中における一つの再生可能エネルギーの導入を促進する場所の区域設定ということになりますので、国の事業による設定ということで、任意な設定ということになっているものでございます。ですので、何々法に基づいてということではなく、言ってみれば、地方公共団体実行計画を策定する、国の地球温暖化対策法の中に位置づけられた計画であるということが言えるかと思えます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 自治体もいろいろ北海道の経産局のホームページからもアンケートの結果が出ていましたけれども、最初はガイドラインとかで設定した、そして問合せが多かった、それでもなお拘束力が弱いので条例にしたところがあります。そういったところから、やっぱり先ほど言った撤去費用積立て等の問題もありますし、今度は民間がということですので、なかなか目の届かないところも出てくるかと思うのですよね。

それで、やっぱり国の指針でやっていくということは、町としてもやっぱり独自に調査に入ったりとか、それから指導したりとか、そういったことができるようにするというのがやっぱり重要かと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） この事業につきまして、今、私のほうから説明させていただきましたけれども、国の温対法の中で制定された地域脱炭素促進事業という、その中で設定されているものです。

それで、町が関与するという部分においては、先ほど答弁の中で、事前に事業者は町に相談する形、これは文書をもって相談する形という流れが法的に出来上がっていることから、その内容について本町のゾーニングに比較して、設置が可能なエリアかどうかということをも十分に精査した上で、事業者に、こういう地域でこのような条件が付されている部分がありますということをお話しした中で、事業化に向けて事業者が取り組んでいただくということになります。

かつ、その中で事業に取り組む際の説明範囲、地域、法律的には高圧の発電所を設けるときは、直

線距離で 300 メートルの範囲の住民に対して説明を行いなさいということになっておりますけれども、その範囲内に人家がない、または数件しかない場合は、それを広げて、影響する部分は市町村において設定ができるということになっておりますから、そういうことも勘案しながら、事業者と話し合っ、その説明の範囲等を決めているところでございます。

そういう面から、町としましては、条例という部分におきましては、先行条例なんかを見てみますと、実際、今幕別町がやっている仕組みと似たような仕組みを条例化して動いているということでもありますことから、先ほど町長のほうから答弁ありましたように、今の段階においては条例化までは必要ないのではないかと、現状の私どもの仕組みでよいのではないかとということで進めさせていただいているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） これ、性善説か性悪説かという、企業の対応にもよると思うのですが、今後増えていったときに、気がつかない部分で隙間を縫ったような部分があったりとか、そういった部分もあると思うのですけれどもね。そして、やっぱり条例で定めるというところは、明文化することでもありますので、来てから相談という部分、もしくはある程度クリアして相談する方もいらっしゃると思うのですけれども、それよりもやっぱりはっきりと幕別町としてはこういう方針で、こういう条例の中で設置をゾーンと併せて行っていきますという姿勢は、先手を打ってやっていくことも大事かと思うのですよね。ですから、この状態で設置条例は考えておりませんというのは、僕はちょっともう少し歩進んでいただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、条例を制定して町の姿勢を示すということは、これはもう大切なことだろうと思います。

ただ、この件に関しては、まず太陽光パネルを設置するのは FIT、言ってみれば売電ができないとまずもうからないわけですから、FITに乗っかるということでもあります。その FIT に乗っかる上では、今言ったような事前協議が必要になってくるということでもあります。

それで、町の姿勢としては、確かに大切なことかもしれません。ただもう一面、どれだけの抑止力があるかということも大切だろうと思っております。では条例をつくったから抑止力があるか、あるいは罰則、禁止できるかということになると、そうではないわけで、効力としては私は今の形も何ら変わらないわけでありまして、営業権を阻害するのではないかと、あるいは土地の財産権を阻害するのではないかと、訴訟も十分起きるわけで、訴訟で負け得る可能性も十分あるわけですから、それは業者との紳士的な話し合いによって理解をしていただいて、今の形の中で、私は十分条例をつくらぬにかかわらずやっていけるのではなからうかと思っておりますし、条例も、今言った法的効力から言うと抑止力にならないということがありますので、今の形を取ったということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 今の幕別町のこのゾーンの設定によって、十分機能を果たすのではないかとこの部分もあったと思うのですけれども、やはりもう僕としては、もう少し条例定めてほしいなという部分があります。

FIT に関しては、今後 FIT に移行していくという懸念もありますので、そうなってくると見えない部分もあったり、海外資本が入ってきて土地を、太陽光発電の目的のように見せかけて買ってしまふ事例もあるようですので、だからやっぱりそういったところ、相談とか、その辺のレベルではなく、やっぱりびしっとある程度町が独自で動ける、そして指導、監督もできるという部分を明解に表した部分もあったほうがいいかなとは思っております。その辺もう少し、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 結局、強制力の問題ですね、強制力を持つか持たないか。条例でうたったとしても、それ、強制力があるわけでなくて、これに対して訴訟を起こして幾らでも戦えるわけですから、

そこは町の姿勢としては私は大切なことであるとは思いつつも、現状の中で紳士的に対応できるのではないかなという、今はそういう判断をしているところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 私も、幕別町の風景というのは、特に日高山脈が国立公園にされて、幕別町からは平野を挟んで日高山脈を望めるわけなのですけれども、最近やっぱり黒い部分が雪原の中に多く増えてきています。そしてやっぱりそういった部分も、あまりにも距離があり過ぎて、それは相談の範囲をかなり超えてしまっている距離だと思うのですけれども、今後そういった部分は増えてくることはもう否めないかと思います。

ただ、やっぱり幕別町としても、景観という部分も貴重な財産だと思いますので、その辺はぜひ、条例について考えてはおりませんよりも、やっぱりぜひ検討をお願いしたいと、もう一度お願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはもう本当に繰り返になってしまいますけれども、条例をつくったから全てを防げるとなれば、私はそれは必要だろうということがあると思いますけれども、必ずしもそうではないということと、もう一つ、その設置の適地というのは、これは町内にどれほどあるのだということも一つありまして、ほぼその適地というのはもう塞がれてきているというか立地されている、あるいは適地だと思っても実はそこが農地であって設置できないよと、そういう法律の制限もありますので、私はやはり先進地域においては、歴史的景観があるとか自然景観がすごく美しいだとか、あるいは土砂崩れ等の開発によって災害の危険性を伴うというところで、ぜひとも町としてはそういう姿勢を見せたいというところが多いと思っています。

そういうことからして、我が町においては、今のところ、必要でないとは言いませんけれども、必要性については薄いのかなというふうに認識をしているところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 太陽光発電、災害時の、今、国の指針もありました、カドニウムとか、そういった重金属、危険な金属が流出したりとか、畑に置いてあるものが、畑が汚染されてしまうという部分もありますので、この条例までは達しないということですが、チェック体制を十分しっかりやっていたら、やっぱり業者任せにしないで、町として積極的に入り込んでチェックしていただくと。そして住民との意見を、なかなか難しい部分もあるかもしれませんが、きちっと折り合いというか相談、納得のいく形でやっていただけたらと思います。

本当に私としては、今のところ、将来的にはぜひ条例化して、もう少し力を、きちっとどんな企業が、企業によってもいろいろですので、やっぱり明快にしておくことは大事だと思います。相談に来て初めて分かるという部分と、きちっと幕別町はこういうふうに行っているのだというところを明示するという意味でも、そういった部分もちょっと工夫していただけて取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

この際、15時50分まで休憩をいたします。

15:38 休憩

15:50 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、3点の質問を行わせていただきます。

1、実質賃金マイナスと物価高騰の影響について。

物価高騰が続き、消費者物価指数は2025年1月分で、前年同月比4.0パーセントの上昇（総務省）となり、今後も下がる見通しはありません。一方、労働者の名目賃金は引き上げられてはいるが、物価上昇に追いつかず、実質賃金は下がり続けています。生活水準の指標となるエンゲル係数は28パーセントで、42年ぶりの高水準となり、厳しい現状となっています。

事業者にとっても影響は大きく、2024年の道内企業の休廃業や解散の件数は2,976件で、2000年以降最多となっています。人件費や原材料の高騰、金利の引上げ、経営者の高齢化などが挙げられています。

幕別町の現状と支援策について伺います。

(1) 事業所の閉鎖・倒産の現状と支援策は。

(2) ゼロカーボン推進総合補助金の実績と幕別町住宅リフォーム奨励事業の復活を。

(3) 労働者の雇用改善に向け、町の委託事業者、指定管理事業者の労働者の賃金や処遇改善の現状は。また、会計年度任用職員の処遇改善を。

2、被爆80年、幕別町平和非核宣言40年、町民とともに平和事業の推進を。

核廃絶の流れは世界で広がり、2021年1月、核兵器禁止条約が発効、核兵器を違法化し、「核兵器のない世界」に向けた道を切り開く新しい時代が始まりました。また、昨年12月、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、核廃絶を願う世界の人々の大きな喜びとなっています。しかし、唯一の被爆国である日本政府は、いまだ核兵器禁止条約を批准せず、今年開かれる第3回締約国会議のオブザーバー参加も拒否しています。

幕別町議会は2017年に「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書」を提出しています。政府が核廃絶に向かうまでの世論づくりと運動は、ますます重要になっています。

町は1985年12月「幕別町平和非核宣言」を行い、2009年9月に「平和首長会議」に加盟し、原爆パネル展や、広島・長崎に折り鶴送呈など、核廃絶事業に取り組んできました。

今年是被爆80年、幕別町非核平和宣言から40年の節目の年であり、さらなる取組を求めます。

(1) 核廃絶に向けたこれまでの取組と評価。

(2) 被爆80年、幕別町平和非核宣言40年に向けた多面的な取組を。

(3) 日本国政府に対して核兵器禁止条約に参加するよう働きかけを。

3、核のごみの最終処分場について。

原発から出る高レベル放射性廃棄物の処理場について、原子力発電環境整備機構（NUMO）による北海道の2町村を対象とする全国初の文献調査が終了し、報告書がまとめられました。昨年11月から全道25か所で報告に基づく住民説明会が実施され、次の概要調査に向かおうとしています。

2023年10月、地学の専門家ら有志300人余が、「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない。地上での暫定保管を含む原発政策の見直しを視野に、地層処分ありきの従来の政策を再検討すべき」とする声明を発表しています。高い放射線を出す放射性廃棄物は、人間の生活環境から10万年程度の距離が必要とされています。

科学的な知見を重視し、地層処分の受入れは北海道でもどの地域でも行うべきではないと考えます。

町の考えを伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「実質賃金マイナスと物価高騰の影響について」であります。

令和6年10月分の北海道内の消費者物価指数は、3年前の同月比で11.12パーセント増加している一方、平均給与は4.38パーセントの増加にとどまっており、町民の生活水準にも少なからず影響が及んでいるものと認識しております。

また、町内事業者においても、後継者不足、経営者の高齢化に加えて、長引く物価高騰や賃上げなどによりコストが増加しているにもかかわらず、それに見合う価格転嫁ができていないことや、国が新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業に対して実施した、いわゆるゼロゼロ融資の返済開始など、取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

こうした状況を踏まえて、町といたしましては、これまでプレミアム付商品券の発行やまく Pay の導入など、町民の生活支援と町内事業者の支援に取り組んできたところであります。

ご質問の1点目、「事業所の閉鎖・倒産の現状と支援策は」についてであります。

民間の企業信用調査会社の調査によると、昨年倒産した企業は道内で280件、十勝管内では13件ありましたが、本町においてはありませんでした。

次に、事業者への支援策につきましては、コロナ禍の令和2年度から4年度においては、3次にわたる頑張る事業者応援事業のほか、町内宿泊施設の宿泊費助成事業、スーパープレミアム商品券発行事業など総額5億5,038万4,000円に及ぶ経済対策を実施してまいりました。

物価高騰が顕著となった近年は、令和5年度実績で、中小企業融資および創業等支援の新規貸付が45件3億5,367万円、当該貸付の保証料45件、1,093万3,400円および既存貸付を含む利息178件、288万7,962円のほか、ゼロゼロ融資の利息200件、2,764万7,200円を補助したところであります。

このほか、幕別町商工会に対して町内の経済循環を促す、まく Pay 利用促進キャンペーンの実施費用2,246万4,155円や、事業者の経営指導を行う経営指導員の設置に係る補助などを行ったほか、飼料価格等の高騰により経営への影響が著しかった酪農・畜産経営者に対し、6,100万5,000円の支援を行ったところであります。

さらに、令和6年度においては水道使用料の基本料金分の支援を行うとともに、肉牛等の価格下落に対する支援に取り組んでまいりました。

町といたしましては、町内事業者の事業継続および健全な発展に向けて、引き続き、関係機関と連携しながら必要な施策を講じてまいります。

ご質問の2点目、「ゼロカーボン推進総合補助金の実績と幕別町住宅リフォーム奨励事業の復活を」についてであります。

2050年、二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とする「ゼロカーボンシティまくべつ」宣言の達成に向け、家庭への省エネ推進と再エネ導入を図るための設備等に対し支援するため、令和6年8月からゼロカーボン推進総合補助金を創設し、事業を開始したところであります。

ゼロカーボン推進総合補助金の交付実績につきましては、住宅リフォームとしての省エネ機器導入に対する支援として、電気ヒートポンプやエアコンなどの給湯や暖房機器の導入補助金として、83件、970万2,000円、太陽光発電システムや蓄電池等の設置に6件、133万円の合計89件、1,103万2,000円、省エネ電化製品の支援として、冷蔵庫を町内事業者から購入した際の補助金として、34件、163万円、町外からの購入に対し24件、55万円の合計58件218万円、補助金合計では147件、1,321万2,000円を交付したところであります。

次に、令和5年度まで実施していた幕別町住宅リフォーム奨励事業につきましては、町民が安心して住み続けられる住まいづくりの実現と町内の住宅関連産業を中心とした地域産業の活性化および町内の消費拡大を図ることを目的として、平成22年4月に「住宅新築リフォーム奨励事業」としてスタートし、その後は、地域の情勢等を踏まえ、事業内容を見直しながら実施していたものであり、これまで一定の経済効果を生んできたものと認識しているところであります。

しかしながら、現在、本町が抱えている最重要課題と位置付けているゼロカーボンの実現には、全町民・全事業所が一丸となって取り組むことが不可欠であり、そのためには行動変容につながる魅力あるインセンティブが必要であり、そこには多額の財源も必要になってくるものと考えております。

したがって、「住宅リフォーム奨励事業」の目的を継承しつつ、ゼロカーボンの達成に重点を置く制度に組立て直しを行ったところであり、単にリフォームをするだけでなく、遮熱塗料による屋根・外壁の塗装、省エネ基準を満たす窓、ドア、壁、床や天井の断熱改修、省エネ化に資する浴槽

やトイレのリフォームなどゼロカーボンにつながる工事を、ゼロカーボン推進総合補助金に組み込んで令和7年度予算案に計上したところであります。

ご質問の3点目、「労働者の雇用改善に向け、町の委託事業者、指定管理事業者の労働者の賃金や処遇改善の現状は、また、会計年度任用職員の処遇改善を」についてであります。

一つ目の「労働者の雇用改善に向け、町の委託事業者、指定管理事業者の労働者の賃金や処遇改善の現状は」についてであります。本町における委託業務の発注に当たりましては、毎年、国から示される設計業務委託等技術者単価や建築保全業務労務単価などを用いて設計し、予定価格を積算しております。

本年も2月17日に、施設管理委託業務等に係る令和7年度建築保全業務労務単価が国から示され、13年連続の引上げで、全職種単純平均で対前年度比8.3パーセントの引上げとなりましたことから、長期継続契約業務に加え、令和7年度に契約締結を予定している施設管理委託業務等の予定価格について、改定後の単価で再積算し、予算に不足が見込まれる場合には、今後、補正予算を提案する予定としております。

労務単価に基づく賃金の支払いにつきましては、これまでも契約変更の際に、事業者が労務単価引上げの趣旨を踏まえ、労働賃金の引上げ、雇用保険および社会保険料等、法定福利費の適切な支払い等について対処をお願いしているところであります。賃金をはじめとする労働条件につきましては、あくまで受注した事業者の経営判断や労働者との雇用契約によるものであり、要請の範囲にとどまらざるを得ないものと認識いたしております。

指定管理者制度の運用においては、事業者が指定管理料の提案を行うに当たって、指定管理期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減や、休暇、福利厚生などの待遇面についても想定した上で応募するものとしており、百年記念ホールを例にとると、正職員6人、舞台操作職員2人について、それぞれ人件費の上昇を加味した上で提案されているほか、他の指定管理業務においても人件費の変動が見込まれているところであります。

なお、昨今の人件費増大により、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理費用を変更する「賃金スライド制度」などを用いて、指定管理期間中の賃金水準の変動を、自治体のリスク分担の対象とする事例もありますことから、今後、人件費のみならず物件費など他の経費の構成割合を勘案しつつ、指定管理業務におけるリスク分担の在り方について調査研究をしてまいりたいと考えております。

二つ目の「会計年度任用職員の処遇改善を」についてであります。本町においては、令和7年3月1日現在で、フルタイム90人、パートタイム260人の合計350人の会計年度任用職員を任用しております。

会計年度任用職員の給与制度につきましては、令和2年度の制度創設時において、給料の1時間当たりの単価と年収額が制度移行前の水準を下回らないことを前提に、職種間の均衡、資格の保有状況や修学年数等を考慮し、職種ごとに経験年数に応じた給料の上がり幅を原則5年間として、会計年度任用職員全体の均衡、さらには近隣市町村との均衡に配慮して制度設計をしたところであります。

給料表につきましては、国の行政職俸給表を基本に作成しておりますが、これまでも人事院勧告による改定が行われた際には、正職員と同様に見直しを図っており、昨年8月の人事院勧告に基づき、令和6年第4回町議会定例会と令和7年第1回臨時会におきまして条例改正の議決をいただき、令和7年度から給料月額では平均約6.1パーセントを引き上げることと、給与改定が行われた際の適及適用の取扱いを正職員と同様とすることとしたところであります。

また、期末手当の年間支給月数では0.05月分を引き上げ2.5月分とし、新たに勤勉手当を年間支給月数では2.1月分支給し、正職員と同様の年間4.6月分を支給することとしたところであります。

給料相当額と期末勤勉手当の合計額を年収額とした具体的な例を申し上げますと、フルタイムの保育士の平均額は、本年度約276万円から令和7年度約356万円に80万円、29.0パーセントの増、パートタイムの事務補助員の平均額は本年度約241万4,000円から令和7年度約308万円に66万6,000

円、27.6パーセント引き上げられる見込みとなっております。

さらに、休暇制度におきましては、令和4年1月から出生サポート休暇や育児参加休暇などの創設に加え、これまで無給であった産前・産後休暇を有給休暇とする見直しを行い、同年10月には地方公務員共済組合法の改正に伴う共済組合員資格の適用拡大により、パートタイム会計年度任用職員も短期共済組合員となり、人間ドックの助成対象とするなどの処遇改善を適宜実施してきたところであります。

会計年度任用職員の給料や休暇、福利厚生などの待遇面については、これまで人事院勧告を踏まえるとともに、近隣市町村の状況も勘案した上で実施しており、今後におきましても必要に応じて適宜、処遇改善に努めてまいります。

次に、「被爆80年、幕別町平和非核宣言40年、町民とともに平和事業の推進を」についてであります。

世界の平和と安全を実現することは、人類共通の願いであり、平成29年7月7日、国連本部において、国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択され、多くの国が核兵器のない世界の実現に向けて明確な決意を表明いたしました。

本町におきましては、昭和60年12月23日に、「世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」が決議されたところであります。

ご質問の1点目、「核廃絶に向けたこれまでの取組と評価は」についてであります。

本町におきましては、これまで、「平和非核宣言」の精神の下、平和非核宣言の看板を町内4か所に設置しているほか、平和への願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市および長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、本年度も4,000羽以上の折り鶴が集まり、終戦記念日に合わせて、広島の「原爆の子の像」と長崎市の「原爆資料館」に捧げていただいております。

また、毎年、原水爆禁止国民平和大行進実行委員の皆さんが行程中、本町を訪れる際には、核廃絶の願いを込めた短冊を託すとともに、激励をさせていただいているところであります。

さらに、毎年8月には、幕別地区、札内地区および忠類地区の3地区を順番に、原爆パネル展を開催し、核兵器使用の悲惨な実態を風化させることなく、核兵器の廃絶と平和の大切さについて考えていただく機会として実施しているところでありますが、本年度から、同様の取組を行っている「原水爆禁止幕別協議会」との共催により、8月1日から9日まで忠類コミュニティセンター、10日から16日まで幕別町百年記念ホールの2か所で開催し、さらなる事業の拡充を図ったところであります。

このほか、平和首長会議の加盟都市として、令和4年度から同会議が取りまとめております「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動に参加し、本年度も8月1日から23日までの間、役場本庁舎、札内コミュニティプラザおよび忠類コミュニティセンターの各施設内において、署名コーナーを設けたところであります。

本年度の原爆パネル展のように、他の団体との共催により事業のさらなる拡充が図られたことなど、一定の評価を得られるものと考えておりますが、町民の間に「平和非核宣言」の精神が根つき、風化させないためには、継続して取り組んでいくことが重要であると考えておりますことから、今後におきましても、引き続き現在のさまざまな平和事業などに取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「被爆80年、幕別町平和非核宣言40年に向けた多面的な取組を」についてであります。

令和7年には、日本の被爆80年、本町の「平和非核宣言」が決議され40年の節目の年を迎えますことから、宣言の理解を深める機会として捉え、これまで実施している平和事業に加えて、宣言を広報紙へ掲載することや、「原水爆禁止幕別協議会」と共催事業の「原爆パネル展」において、宣言の大判のポスターを掲示するなど、宣言の制定40年を周知してまいりたいと考えております。

また、例年8月に、図書館で実施している「戦争と平和に関係する図書展示」と、総務課で行う「平和事業」を併せて開催することについて、現在、検討を進めているところでありますが、町といたし

ましては、さまざまな平和事業を通して、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「日本国政府に対して核兵器禁止条約に参加するよう働きかけを」についてであります。

本町が加盟する平和首長会議は、核兵器のない平和な世界の実現を目的として設立され、本年3月1日現在で、国内では本町を含め1,740市区町村が、世界では日本を含め166の国と地域から8,472都市が加盟しており、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の住民意識を国際的な規模で喚起させるとともに、国連や各国政府への要請活動や働きかけに取り組んでおり、これに加えて、核実験を実施した国に対しても抗議文を送付しております。

国内の「平和首長会議」では、核兵器による悲劇を二度と繰り返してはならないとの信念の下、令和3年11月18日に、核兵器廃絶に向けた取組の推進を求める要請書を内閣総理大臣に提出し、核兵器禁止条約の締約国となるよう強く要請したところであります。

この要請には、一刻も早い核兵器禁止条約の締約と恒久の平和を願う幕別町民の切なる思いが込められており、全国の99.8パーセント、1,737市区町村からの強いメッセージを国政に届けたものであり、最も効果的で大きな力となっているものと認識しております。

さらに、今後も、同会議が取りまとめております「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動に参加するなど、平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にして、国に対して核兵器禁止条約に参加するよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、「核のゴミの最終処分場について」であります。

エネルギーは、私たちの日常生活や社会活動に必要不可欠であります。石油や天然ガスなどの資源に乏しい我が国はエネルギー自給率が低く、東日本大震災を機に原子力発電所が稼働を停止したことなどもあって、海外から輸入する石油・天然ガスなどの化石燃料に大きく依存しており、国際情勢によって安定的にエネルギーが確保できないなどの問題を抱えております。

こうした中で国は、将来に渡って豊かな国として存続し、全ての国民が希望を持って暮らせることができるよう、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素を一体的に進めていく必要があるとして、先月18日に「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定したところであります。

このエネルギー基本計画における2040年に向けた政策の方向性では、特に産業部門においては、徹底した省エネルギーの推進をはじめ、再生可能エネルギーや原子力等の脱炭素電源および水素等の脱炭素エネルギーの供給サイドの取組と併せて、燃料転換や電化、非化石転換を大胆に進めていくとされているところであります。

原子力発電は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年に渡って国内保有燃料だけで発電できる準国産エネルギー源として優れた安定供給性と技術自給率を有する自律性が高い電源であるものの、一方で、東日本大震災時の事故の教訓を生かし、国民からの信頼を確保し、安全性の確保を大前提として必要な規模を持続的に活用するとしております。

しかしながら、原子力発電においては、そのエネルギー供給において発生する高レベル放射性廃棄物の処分について、原子力を利用する全ての国の共通した課題であり、避けては通れない課題であります。

この高レベル放射性廃棄物の処分については、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りせず、長期にわたり人的管理によらない最終処分を可能な限り目指すものとして、現時点では地層処分が最も有望であるとして、各国において取組が進められております。

我が国でも地層処分の可能性についての研究に着手し、原子力発電環境整備機構による各地での説明会や文献調査が実施されており、北海道内においても全国で初めてとなる文献調査が寿都町と神恵内村で実施され、既に調査を終えて報告書が公開されているほか、道内16の自治体において文献調査に関する住民説明会が開かれております。

北海道では、平成12年10月24日に公布された「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」

の中で、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」としており、条例の趣旨を踏まえ、鈴木北海道知事も特定放射性廃棄物の持込みには一貫して反対の立場を貫いており、概要調査の候補地とされた2自治体について同意を求められても反対意見を述べる考えに変わりはないとしております。

本町といたしましても、道内179市町村の一つの町でありますことから、道条例の趣旨を尊重すべきものと考えているところでありますが、一方では、この高レベル放射性廃棄物最終処分場の設置につきましては、現代に生きる全ての国民の責任として、将来世代に負担を先送りすることのないよう、社会全体の問題として捉えていく必要があると認識いたしております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

実質賃金マイナスと物価高騰の影響は、町長がお答えになられたように、少なからず町民に影響が及んでいるということでもあります。これは、私としては、今までにない影響が広がっているというふうに認識しております。

実質マイナス賃金というところの、いわゆる使えるお金が少なくなっているということなのですが、そこにはやはり負担が増えている。失われた30年と言われてはいますが、この間、国民年金の掛け金が2倍、国民健康保険税は平均ですが1.5倍、介護保険料も2倍、そして高齢者が受け取る年金は10年前に比べて7.3パーセントの減となっております。

また勤労者世帯の実質の税金の負担も、税金は日本の場合には累進課税と生活費非課税という大原則があるにもかかわらず消費税がどんどん上がる中で、これは収入に関係なく負担が増えたために累進性というのが崩れてしまいました。年収200万円の方、税全体の割合で直接税を負担している、つまり消費税の負担が6.3パーセント、全体が10.8パーセントですから、かなり高いウエートを占めています。この状況というのは年収900万円までずっと続く、つまり累進性は年収900万円までのところで崩れているというような現状が背景にあって、深刻な状況であると思えます。

そういう中で、幕別町の町民の暮らし、それから事業者、農業者、経営を守るというのが町の仕事でありますから、その視点から何点かお伺いをさせていただきます。

まず、1番目に聞きました事業所の閉鎖・倒産の現状であります。倒産の現状はなかったと。ここは町長がコロナ禍のときにも、1件の倒産も絶対生み出さないということをおっしゃられて、そういう点での事業の効果というのはやっぱり大きかったと思うのですよね。ただ、数字ではなかなかこれつかまえないのかなと思うのですが、実は1回目の質問で書きましたように、休廃業・解散、つまり閉鎖です。これがものすごく多いと。倒産から比べると、倒産が280件ありますが、この休廃業は北海道全体で約3,000件、2,976件に上っているということです。

したがって、この状況はうちの町にも全くないとは言えないだろうと思うのですが、そういった状況をしっかりとつかんだ上で、経済政策を打っていくということが大事ではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、この前の経済対策については、私も自ら3度にわたって各代表的な事業者を回りまして、そういう状況についてお伺いをして、そして対策に反映したということがありましたので、そこはもう全く実態を把握した上で対策を打つことについては、もう間違いのない、当然のことだと思います。

ただ、町内全事業者は、公的も含めればもう1,000件以上あるわけですから、これをつぶさに実態を押さえるというのはなかなか難しいわけですから、こういった調査機関の公表された数字あるいは商工会の状況、新規加入あるいは廃業というのが理事会の中で議決されて、承認されておりますので、そういった情報から得るしかないわけがあります。ただ、それも個人情報でありますので、それを明らかにするわけにはいきませんが、実態としてやはり後継者がいなくて廃業するというのは、これはもう間違いなくあることでありまして、それが何件かと言われても、全部が全

部、商工会の会員であれば分かりますけれども、会員ではない個人事業主の方もいらっしゃいますので、そうなってくると、正確に何十件だというのは押さえることは不可能でありますけれども、実際に廃業される方はいるということは認識をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 町長が言われるとおりに、この約3,000件近い廃業の内訳なのですが、業種で言えばサービス業、宿泊だとか飲食ですね、これが1,076件、建設業474件、小売りが448件、卸が273件ということで、理由は、人件費、原材料の高騰、金利の引上げ、これがやっぱり企業経営に逆風になっていっているのですね。その上で、高齢者、経営者の高齢化、それから人手不足というようなことが挙げられています。同じことが幕別でも言えると思います。商工会の組織率も1,000件の事業者があるという中で、3割強だというふうに思うのです。300台です、昨年の決算を見ると。これだけで状況をつかむというのは本当に難しいと思うのです。ですけれども、金融機関だとか民間の調査機関、これは今私申し上げましたのは民間の調査機関なのですが、そういう情報はほとんどあるわけですから、ぜひもっと状況をつかむのに力を尽くしていただきたいということでもあります。

そして、この廃業などの中に、コロナを潜り抜けたのだけれども、やっぱり厳しいのですね。なぜ廃業したかの中に、一つには社会保険料や税の納付に、これやはりつまづくのですね。それまでは特例の措置がありましたから、これがなくなったら詰まっていってしまったと。それから、建設関係では、時間外の規制強化、それから24時間問題、こういうのも人手不足も含めて直結しているというようなことがあります。

したがって、こういった現状に、幕別町の事業者の皆さんが置かれているということを改めて私からもお伝えさせていただいて、新年度の予算、これから論議に入ります、組んでいきますが、手だてを力を入れて取っていただきたい、このように思います。

次に、この組立ての中で、新しい事業を実施した効果の一つとして、ゼロカーボンの推進総合補助金の実績をお伺いいたしました。これ、件数のご報告はあったのですが、見込んでいた数字から見て、この到達はどのぐらい行っているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） ゼロカーボン総合補助金の執行率でございます。

ゼロカーボン総合事業は、大きく二つの事業に分かれております。一つは、住まいのゼロカーボン化推進事業という事業がございます、それにつきましては、予算額2,587万円に対して執行額1,103万2,000円ですので、執行率でいうと43パーセント。また、町単独事業であります省エネ化推進事業、これも1本ございます、については、予算の額としましては292万5,000円に対して、執行額が218万円ということで、執行率でいいますと75パーセント。全体でいいますと、予算額2,879万5,000円に対して、執行額が1,321万2,000円で、執行率でいうと45.8パーセントという実態でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。

既にこれは、2月の10日ですか、締め切られておりますよね。45パーセントというのは、初めての事業であります、決して高いとは言えないのではないかなというふうに思いました。たくさんメニューがありますから、一つ一つ申し上げませんが、一番住人にとって身近な例えば冷蔵庫の買換えなどというのは、これは件数から行きましたもそう多くはないと。冷蔵庫34件であったわけですが、本当に知られていないというのが私の実感です。

よその町のことを、申し訳ないのですが、報道されているのを見ると、例えば幕別町の人口の4分の1もない士幌町あたりが200件を超えて利用されていると。補助金うちの倍ですから、そういう違いもあるのでしょうか、これはやっぱり、本当に目的が二酸化炭素を減らすということですから、その数値目標、今のお金の到達も大事ですが、二酸化炭素を減らすのにどこまで到達したかというのがこの事業の目的だと思うのですよね。そういう視点からいったら、初年度とし

ては課題があったのではないかなと思います。次に向けてぜひもっともっと利用が、何ていうのでしょうか、事業の中身そのものの検討も要りますよね。そういうことも含めて力を入れていただきたい、このように思います。

あわせて、この事業がスタートしたときに、住宅リフォーム奨励事業が廃止となりました。このときも、予算でも別の性格を持った、目的を持った事業ではないかということでお話をした経緯があるのですが、今のお答えでは、今度はこのリフォーム奨励事業を制度の組立て直しを行って、ゼロカーボンの達成に重点を置く、ここに組み込んでいくというようなご説明だったかなと思います。

それで、要するにその新しい事業をすることによって、新しい仕事が増え展開されていくということと同時に、今まで保証されていたものも可能な限り存続させていくということが大事だと思うのですよね。というのは、この事業がこれまでの事業実績からいっても、1年間の事業実績、工事額では、令和5年が大体1億6,000万円、その前が1億4,000万円ということでありますから、これだけ、しかも70近い事業者がここに仕事をこの事業によって受けていたということであります。

それで、組み立てていくことも悪いとは思わないのですけれども、しかし今まで保証されていた仕事、リフォーム制度の中にメニューとしてきちっとあったものが、わざわざ一緒にしなくてもゼロカーボンはゼロカーボンの推進に力を入れてやっていくわけですから、一まとめにしなくても両事業が存在する中で、町民のメリットというのは増えていくのではないかと、事業者も町民も、と思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、財源の問題ですね。幾らでも財源があれば幾らでもできます、これは本当に。ただやはりスクラップ・アンド・ビルドって常に必要なわけですから、そこで今、何が一番重点を置くかとなれば、これはやはりゼロカーボンの達成なのですよ。そうすると、ゼロカーボンの達成に資さない単なる更新では、やっぱりまずかろうと。やはりそこをゼロカーボンを推進していくためには、ゼロカーボンを資するものを更新していきなり、購入していくところに手当てをしたいということでありますので、今までやったものがなくなるのは、確かに事業者にとっては寂しい思いはあるかもしれませんが、でもこれがなくなったから、新築・リフォームの今までの対象事業がなくなるわけではないのです。今までは、こういう事業があるから、どうか事業者の皆さんもこれを使って営業してくださいと、そんなPRも私のほうでやらせていただきましたけれども、だからといってこの仕事がゼロではないのです。1億6,000万円あったのがゼロではないわけで、間違いなくこれは1億円になるか、幾らになるか分かりませんが、これは間違いなくあるということであります。

それと、やはり町としての役割としては、やはりここは本当にいつも言っています選択と集中なのですが、やっぱりゼロカーボンに集中してやっていく必要があるだろうと。そこはやっぱり限られた財源をどこに充てるかという、その選択の中で、今回はそういう新たな組立てをさせていただいたということであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 財源の確保に苦労されて、たしかこのゼロカーボンは北海道の補助事業を適用させたというようなことを説明いただいていたと思います。リフォームの事業者というのは、外壁、塗装、屋根張り替え、玄関・窓の改装、給湯等ですから、確かに言われるように、かぶるといいますか、そういうものもあるとは思いますが、やっぱりこれだけ景気が悪くてお金回りが悪いときに、町の仕事の一つ一つが事業者にとって大きな支えになっていくというのは、今までもずっとそうだったと思います。したがって、どれだけ拡大した組立てになるのか見守りながら、ぜひ手腕を発揮していただきたい、こう思います。

次に、労働者の賃金のこと、さっきお話ししたような状況ですから、幕別町町民全体の収入が上がることを願います。しかし、この場でお尋ねできることは、やはり町が事業者と契約していますよ、指定管理で出していますよと、あとは会計年度で来てもらっていますよと、こういうところに限られ

るものですから、設問がそこに行きました。

一つは、委託事業者が、このところ賃金はたしか前々も6パーセント以上の引上げで、今回は8パーセント以上の引上げですから、そういう点では上がってきている。つまり、町はそれに基づいて発注をされているということですが、おっしゃられるように、それが本当に労働者の賃金に全部行っているかどうかというのは、企業の裁量というものもあるということも分かります。だけれども、やはり積算は積算でありますから、積算どおりにきちっと執行されるというのが正しいやり方だと思います。

この方法については、これまでも何度か議論をさせていただいてきましたけれども、やはり先進では公契約条例を結んでやっていくというところが、今の突破口かなと思っております。今回はその質問出しておりませんので、考え方だけ申し上げておきます。

次に、指定管理のところであります。

お答えの中では、今までずっとこれだけ人件費、物価高騰ということになると、かなり当初長いスパンで契約していますので、差が出てくると思います。その場合に、今までは毎年毎年マイナスの分のリスク分担というのを町と事業者とやってきたということでもありますけれども、これだけ激しいときに、それだけでいいのかという思いがあります。結局、事業者だって半分持たなければならぬわけですからね。そうすると、やはり毎年きちっと協議をしながら、実態に合った調整の可能性をやっぱり見出すべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事業者から、こちらから業務要求水準書をお示しして、それに対して計画を出して、財政計画も含めて、収支計画も含めて出しているわけでありまして、その中では、かなりこうアップ率を見ているわけですね。我々から見たら、ちょっと高いのではないかというぐらいの、そういう感覚的にこんなに上がるのかいというぐらい見ているケースが非常に多いわけですから、そこはある程度反映していただいていると思います。

ただ、これ指定管理料をでは上げるか上げないかとなったときに、これ指定管理の内容によっていろんなかかる経費が違うわけですね。人がたくさん、人の力によって仕事をする場合は、これもうもろに影響します。ただ、施設管理なんかで言うと、機械管理とか物件費がたくさん、燃料だとか電気だとか、そういう占める場合は、そっちが上がればすぐ影響するということがありますので、ですから初めのお答えの中で、やっぱり費用構成がどういう構成になるかによって違ってくるのだらうと思います。そこは、どういうルールがいいのかは研究させていただくということにしていますので、人件費の割合が少ないのに、上がったからすぐそれを上げますよと、追加支給しますよということにはなかなかならないのです。ほかのところでも文句も当然あるわけですから、費用バランス、費用構成を見ながら、どういう形、どういうリスク分担の反映のさせ方がいいのかということは、研究の余地がかなりあるのかなと思ってます。ただ、そこはお答えしたように、研究してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。

ぜひ、働いている皆さんも含めて、適切な賃金が支払われるように町として注意をして取り組んでいただきたいと、このように思います。

さて、平和の問題に入ります。今年が被爆80年、そして幕別町が平和宣言を行って40年ということで、ちょうどそういう重なった年でもあります。

これまでの、一つには、被爆の被団協がノーベル平和賞を取ったということは、本当に大きな喜びで、その背景には、やはり町長をはじめ全国、一つのところだけ除いて、平和首長会議に入り、それからそれぞれの市町村が核廃絶に向けての決議をしたり、宣言をしたりというようにやってきたことは、大変大きかったと思います。だけど、相手はまだまだ大きいということもありまして、これはもっともっとPRしていく必要があると思います。

それで、私は、今年この記念すべきときでありますから、ノーベル賞の代表で行かれた被団協の田

中熙巳さんという方は、とにかく継承、伝える、これが役割であり、どこの町もそれをしてほしいのだと。被爆者は高齢化してきています。今はまだ頑張れると、2世、3世も含めて頑張れるということで、そういう取組をしていただければ、何らかの機会でというようなことも言っているわけですから、ぜひ幕別町でも、そういった直接お話を聞かせていただけるような企画も、こういう節目のときでありますから、考えてはどうかと思います。

そしてもう一つ、核のごみなのですけれども、町長は、北海道がそうだから、だけど原子力発電に対する考え方がやはり安定した、いわゆるコストが安いという意味で言われたのかなと思うのですけれども、原子力発電のこの事故を見たら、福島原発事故を見たら、どれだけコストがかかっているか、天文学的です。だから、そういう商業ベースで見ても駄目なもので、核のごみはこの原子力発電をさせるから生まれるのであって、まず作らないということをやっぱり首長としてしっかり押さえていただきたいと思えますし、その上で、これだけ科学者の方たち300人が埋めては駄目だよと、10万年後のことはもう責任持てないのだということも含めて言っているわけですから、ここはやっぱり受け止めるべき。

私、この300人の方の名簿を見てみたら、うちの町内の方の研究者も入っておいりました。本当に全国挙げてやっているのですよ。そういった思いにも応えて、この問題には毅然として臨んでいただきたいと思って答弁をいただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は毅然とした態度で臨んでいるつもりであります。

先ほどちょっと引用された部分は、国が言っていることを私が討論の中で引用しただけであって、そこは大きく私の考えとは違うと思っています。

少なくともやはり毎日のように核のごみが出ているわけですから、それを処理方法を考えないというか、ない中で、ごみがどんどんどんどん出ている。しかも10万年かかるとなったら、それはやっぱり国の責任の中で、今回の第7次エネルギー計画、私もがっかりしています、非常にがっかりしています。ですから、これをですね、いや、確かに燃料も、核燃料もあって、2年から3年もつかもかもしれませんけれども、そういう問題ではなくて、どんどんどんどん危険なものが積み重なって大量に出ているわけですから、ここはやはり私はまずエネルギー計画、根本となるエネルギー計画を原子力に頼らないでやっていくべきだと思っています。

現に、北海道で真夏でも500万キロワットぐらいあれば足りるわけですよ。原子力は200万キロワットです、泊を動かせば1発200万キロワットあるのですが、それがなくてもずっとしのいでいるのではないですか。ただ、北電は違いますよ。原子力が稼働していないと、電気料を値下げをしないと書いていますよ。これ全く別の話であって。ただ、今でも、真夏であろうが、真冬であろうが、大量に電気を使うときにも、不自由なく我々暮らしている。もう最近はあまり節電なんて話もしなくなりましたし、それが習慣化しているということもあるかもしれません。ですから、私は、まずは原子力やめるべきだろうと、私は思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 失礼いたしました。町長の思いだと思ったものですから、これでは駄目だと思いました。同じです。

どんどんどんどん、そう言いながらも進めてきているのですよね、機構のほうは。今、文献調査終わって次の段階に、大体、一つのに20億円を出し、次には70億円を出しというふうにして、お金で縛って、北海道に核のごみを埋めるなんてとんでもないことです。町長の今の発言聞いて大変心強く思いましたので、やはり北海道を挙げて、そして、ではよその町に行けばいいのか、本州に行けばいいのかではありません。その辺も科学的な見地に基づいて対処するという考えを申し上げて、終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開催いたします。

16 : 51 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

令和7年第1回幕別町議会定例会
(令和7年3月12日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（1人）
- 日程第3 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第4 議案第27号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第28号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第29号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第30号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第32号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第33号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第34号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第36号 幕別町立へき地診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第37号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第38号 幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第39号 幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第40号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第41号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第42号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

会議録

令和7年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年3月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥
17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 防 災 環 境 課 長 半田 健
こ ど も 課 長 川瀬真由美 保 健 課 長 西嶋 慎
都 市 計 画 課 長 松井公博 水 道 課 長 河村伸二
学 校 教 育 課 長 酒井貴範
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子

議事の経過

(令和7年3月12日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番塚本議員、3番山端議員、4番内山議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

一つ目、上下水道施設の適切な維持管理についてであります。

本年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故は、老朽化するインフラの深刻な課題を浮き彫りにしたもので、住民への影響は甚大であります。

原因は地下に敷設された下水道の劣化が陥没に影響した可能性があるとして、全国では下水道に起因する道路陥没事故が2022年度に2,600件起きていると報じられています。また、下水道管の標準耐用年数は50年とされ、下水道法施行令では腐食の恐れが大きい箇所は5年に1回以上の適切な頻度で点検を行うことと規定されていますが、八潮市の下水道管は2021年度の点検では「直ちに工事は必要ない」と判定されたとの報道もあり、点検の期間・方法の見直しを含め、老朽インフラへの対策は急務であります。

しかしながら、総務省が実施しました地方公営企業決算状況調査においては、水道の職員数は平成19年に5万5,000人いましたが、令和4年には4万3,000人にまで減っており、現場では職員や予算の問題から、補修や点検、更新が限られるほか、水道管の耐震化も課題となるものと考えられたところであります。

水道事業は、町民がいつでも安心して、水を利用でき、一日として欠かすことのできない大切な事業でもありますことから、上下水道の維持管理について以下の点をお伺いいたします。

(1) 上下水道管の老朽化の現状は。また、更新状況と今後の管理・点検は。

(2) 耐震化の進捗状況は。

(3) 幕別町水道事業経営戦略では、組織の見直しにおいて、令和6年度職員の削減を想定していますが、現状は。

二つ目です。スフィア基準に基づく避難所の運営についてであります。

内閣府は、令和 6 年 12 月に「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定し、避難所における質の向上の実現を図るため、初めて「スフィア基準」を明記されましたが、この基準に基づく避難所運営を行う考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「上下水道施設の適切な維持管理について」であります。

町の上水道事業は昭和 28 年に、簡易水道事業は 37 年に給水開始して以来、安心・安全な水の確保と供給により、住民生活や社会活動に不可欠なライフラインとして重要な役割を果たしてまいりました。

また、下水道事業は、公共下水道事業と流域関連公共下水道事業があり、幕別地区は昭和 50 年に公共下水道事業として認可を受け、59 年 5 月に供用開始しております。

札内地区は、昭和 59 年に帯広市、音更町、芽室町、幕別町の 1 市 3 町で構成する流域関連公共下水道事業として認可を受け、平成元年 9 月に供用開始しており、供用開始以降は都市の公衆衛生の向上や河川の水質保全など、都市の発展に不可欠な社会基盤として重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、全国的に人口減少などによる料金収入の減少が進む中、施設等の老朽化に伴う更新費用の増大や大規模災害に備えた耐震化の費用も必要となるなど、今後、上下水道を取り巻く経営環境がさらに厳しさを増していくことについては、町としても近々重要な課題となるものと認識しているところであります。

ご質問の 1 点目、「上下水道管の老朽化の現状は。また、更新状況と今後の管理・点検は」についてであります。

はじめに、水道管の老朽化の現状であります。令和 5 年度末現在で、上水道の総延長 35 万 7,339 メートルのうち、総務省で定める公営企業会計の減価償却費に用いられる法定耐用年数の 40 年を超える延長は 8 万 311 メートル、管路経年化率は 22.5 パーセントであります。

また、簡易水道の総延長 30 万 4,795 メートルのうち、法定耐用年数をを超える延長は 6 万 8,526 メートル、管路経年化率は 22.5 パーセントであり、上水道と簡易水道の合計は総延長 66 万 2,134 メートルのうち、法定耐用年数をを超える延長は 14 万 8,837 メートル、管路経年化率は 22.5 パーセントとなっております。

下水道管の老朽化の状況であります。公共下水道の総延長 16 万 9,702 メートル、農業集落排水の総延長 1 万 4,467 メートル、合計の総延長 18 万 4,169 メートルのうち、国土交通省で定める改築の対象となる経過年数である標準耐用年数の 50 年を超える管は現時点ではありません。

次に、更新状況であります。水道管の過去 3 年間の更新実績の状況といたしましては、令和 4 年度が上水道事業 605 メートル、簡易水道事業 3,624 メートルで、合計 4,229 メートル、5 年度が上水道事業 1,451 メートル、簡易水道事業 5,037 メートルで、合計 6,488 メートル、6 年度が上水道事業 1,918 メートル、簡易水道事業 1,992 メートルで、合計 3,910 メートルとなっております。

3 年間の合計で、上水道事業 3,974 メートル、簡易水道事業 1 万 653 メートル、合計 1 万 4,627 メートルとなっており、下水道管の過去 3 年間の更新実績はありません。

次に、今後の管理・点検についてであります。水道管は毎年度漏水調査を実施しており、直近 3 年間の実績といたしましては、令和 4 年度は札内市街地の一部と郊外の上水道区域の調査で 9 件、5 年度は札内市街地の一部の調査で 5 件、6 年度は幕別市街地の全域の調査で 10 件、合計 24 件の漏水箇所を発見し、順次修繕しているところでありますが、今後は漏水検知機器などの先進技術を活用し、より効率的で効果的な管理・点検となるよう努めてまいりたいと考えております。

下水道管については、平成 27 年に下水道法が改正され、腐食の恐れが大きい箇所を対象に 5 年に 1

回以上の点検が義務化されたため、省令の規定に基づき、コンクリート管の段差や勾配の大きい箇所を令和3年度に調査し、異常がないという判定結果になりました。

来年度は、このたびの埼玉県八潮市の事故を受け、町独自で緊急追加点検として腐食の恐れが大きい箇所のカメラ調査を実施する予定でありましたが、国が全国の下水道管の一斉調査を実施する方針を決めたことから、今後、国から示される点検内容に沿って管路の点検を実施してまいります。

ご質問の2点目、「耐震化の進捗状況は」についてであります。

水道施設の耐震化については、主要な施設である取水施設、浄水場、配水池の土木施設のうち、平成9年の水道施設耐震工法指針改定以前に建設の16の施設を対象に「低」「中」「高」の3段階での耐震性評価を平成24年に行っており、評価の結果、「低」と「中」が2施設ずつあり、他は「高」の評価となっております。

耐震性が「低」となっていた駒島簡易水道の第1配水池と第2配水池は、北海道が実施した農業農村整備事業において配水池を統合し、駒島配水池の更新が完了しております。

耐震性が「中」となっている新和簡易水道の配水池、忠類簡易水道の配水池につきましては、町の総合計画に位置づけた上で耐震詳細診断を実施し、耐震性が不足する場合には耐震補強などの対策を行ってまいります。

なお、水道施設の建築物については、昭和51年建築の駒島第2浄水場が新耐震基準である56年以前に建設しているため、令和5年度に耐震診断を実施し、耐震性を有していることを確認しており、全ての建築物について耐震性が確認されております。

水道管の耐震化状況であります。上水道の総延長35万7,339メートルのうち、耐震適合管の延長は5万571メートル、耐震適合率は14.2パーセントであります。

また、簡易水道の総延長30万4,795メートルのうち、耐震適合管は3万6,676メートル、耐震適合率は12.0パーセントであり、上水道と簡易水道の合計は総延長66万2,134メートルのうち、耐震適合管の延長は8万7,247メートル、耐震適合率は13.2パーセントとなっております。

次に、下水道施設の耐震化の状況については、下水道施設である幕別浄化センター、札内中継ポンプ場、泉町雨水排水ポンプ所、みずほ町雨水排水ポンプ所、忠類浄化センターがありますが、幕別浄化センターは耐震診断の結果、耐震性を有していないため、下水道統合事業が完了した後、用途廃止する予定であります。

また、札内中継ポンプ場は令和7年度に耐震診断を実施の上、耐震性が不足する場合には耐震化を進めてまいります。

泉町およびみずほ町の雨水排水ポンプ所は平成13年に、忠類浄化センターは平成12年に建設していることから、耐震性を有していると判断しております。

次に、下水道管の耐震化状況であります。公共下水道の総延長16万9,702メートルのうち、耐震適合管は2万581メートル、耐震適合率は12.1パーセントであります。

また、農業集落排水の総延長1万4,467メートル全て耐震適合管であり、公共下水道と農業集落排水の合計は総延長18万4,169メートルのうち、耐震適合管の延長は3万5,048メートルとなり、耐震適合率は19.0パーセントであります。

今後は、上下水道の管路について、避難所等の重要施設につながる管路を優先的に耐震化し、ライフラインの強靱化を図ることで災害に強いまちづくりに努めてまいります。

ご質問の3点目、「幕別町水道事業経営戦略では、組織の見直しにおいて、令和6年度職員の削減を想定していますが、現状は」についてであります。

幕別町水道事業経営戦略は、水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくことを目的に令和2年7月に策定しております。この経営戦略の中で、水道課組織の見直しとして、令和3年度から下水道統合事業のため下水道係を1名増とし、地方公営企業法適用移行が終了する6年度に1名減とすることとし、課長職を含め3係10名を想定していたところであります。

その後、令和4年に町の組織機構改革により、水道課における職員配置は下水道統合事業により、

業務量が増大する下水道係を1名増とし、課長職を含め3係11名としたものであります。

令和6年度現在の水道課職員数は、職員の年度途中での退職などにより、課長職を含め3係9名となっていることから、次年度に向け業務に支障を来すことのないよう体制を整えてまいります。

次に、「スフィア基準に基づく避難所の運営について」であります。

「人道憲章と人道支援における最低基準」、いわゆるスフィア基準は、災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むため、難民キャンプなどで人道支援を行うNGOや国際赤十字が1997年に発表し、翌年、「スフィアハンドブック」としてまとめられたもので、被災者1人当たりの居住面積を3.5平方メートル、トイレは20人に1基以上、さらに男性用1に対し女性用3の割合で設置するなどの基準を示しており、平成28年に内閣府が作成した「避難所運営ガイドライン」では、避難所の質の向上を考えるときに参考にすべき国際基準として示しております。

令和6年6月28日、内閣府が設置する中央防災会議では、近年の大規模自然災害や昨年1月に発生した能登半島地震などを踏まえ、災害対応の根幹をなす防災基本計画の修正を行いました。

これを受け、内閣府では「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」を設置し、「避難所の支援」から「避難者等の支援」への考え方の転換や官民連携による被災者支援等の避難生活に係る基本的な考え方について取りまとめ、昨年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」および「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」にスフィア基準を示すなどの改正を行い、避難所の質の向上を図ることとされたところであります。

また、北海道は、本年1月14日開催の北海道防災会議において、国の防災基本計画および令和6年能登半島地震を踏まえた道独自の点検結果を反映する「北海道地域防災計画」の修正を行ったところであり、現在、本町においては、これら国の防災基本計画の修正および北海道地域防災計画の修正等を参照し、幕別町地域防災計画の修正を来る3月24日開催予定の幕別町防災会議にお諮りする予定であります。

これにより、修正後の幕別町地域防災計画に基づく「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」および「幕別町防災備蓄計画」を修正し、新たに暑熱対策用の大型扇風機、防寒対策用使い捨てカイロを配備するほか、段ボールベッド、毛布および灯油ストーブ等の備蓄数量の拡充を図ってまいります。

さらに、避難所での生活環境の改善に必要な人的および物的支援についても多方面に協力を求め、トイレカーやトイレトレーラー等のレンタルおよびキッチンカー関係事業者団体等と新たな防災協定を締結するなど、防災力の強化に努めてまいります。

なお、避難所の運営にあっては、これまでも「避難所運営ガイドライン」に基づき運営することとしており、今後においても今般改定された国の指針に基づき、良好な生活環境の確保に向けた避難所の運営・管理体制の充実・強化に取り組んでまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

下水道の老朽化について、まずお聞きいたします。

埼玉県八潮市の道路陥没によるトラックの転落事故から1か月半がたとうとしています。トラックの運転手さんもいまだに行方不明で、120万人の方がいまだに下水道の使用自粛が求められています。本当に甚大な被害が出ている状況です。事故の原因についても、下水道管の老朽化による破損と見られており、全国的に進む下水道管の老朽化、その対策は重要であり、住民の暮らしに直結する問題でもあります。

国土交通省が下水道管路メンテナンス年報というのを毎年出しております。2023年度版によりますと、国内で整備されている管路は約49万キロメートル、そのうち耐用年数50年を経過している管が全体の7パーセント、3万キロメートル、10年後には9万キロメートル、全体の19パーセント、20

年後には20万キロメートル、全体の40パーセントとなる見通しを示したところであります。

幕別町でも同様に、同じような老朽化が懸念されています。現在では50年を超える管路はないというお話でありましたが、2040年には全体の43パーセントが耐用年数50年を超えるという状況が今後想定されているところであります。

国土交通省の下水道の管理維持について、ストックマネジメントというところがあります。下水道に起因する事故の状況や管理施設に起因する道路の陥没件数の推移が報告されています。令和4年度には2,607件、令和5年度は2,700件という記載がありました。

近年、幕別町で下水道管に起因する陥没件数はどのような状況となっているのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 下水道の老朽化による陥没事故ですが、今のところ、本町におきましてのそういう事故はありません。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。ないということで、少し安心したところでもあります。

町は、今後、一斉調査を行う中で、国の方針の中で進めるというお答えでありました。国の方針は、一度きりの調査であるのではないかと私は想定しています。町が独自に行うということでもありますので、ぜひ管理・点検を継続的に行うべきだと私は思うのですが、町の考えをお聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 点検の内容につきましては国から今後示される予定になっておりますので、町長答弁にもありましたように、その内容に沿った形で点検したいと考えておりますが、町独自としては、重要管路を中心に定期的に継続してやっていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ定期的に行う、これまで下水道管の点検・管理というものがなかったのではないかなと私は思っておりますが、いわゆる重要なところ、いわゆる国が定める腐食の恐れが強いところは検査があった、しかし通常の下水道管路についての点検等がなかったのではないかと考えております。今回、それを継続的に行うということで前進したと認識しておりますが、その考えで間違いないですか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） そのように認識していただいて結構です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 期待しています。

次です。特に今回、下水道管の腐食についてなのですが、先ほどご答弁あったとおり、腐食の恐れの大いところというところで点検箇所があるというお話がありました。幕別町内では、その点検箇所は何か所、必要な管路がどの程度あるのかお知らせいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 幕別地域に3か所ございます。農業集落排水になりますが、忠類地域で6か所、必要な点検箇所がございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ここについては点検を行って問題がなかったというところでもありますので、引き続きこの重点的な問題と、さらには今回の八潮市の事故で、もし腐食恐れがあれば、きっと基準の見直し等が図られると思いますので、その辺についてはしっかりと対応していただければと思います。

次に移ります。耐震化についてであります。

水道管につきましては、耐用年数が超えているところは随時更新を図られて耐震化が行われているのではないかと推測がされます。しかし、下水道管につきましては、耐用年数が超えていないために耐震化が進んでいないのではないかと想定されています。この辺について、町は今後どのようにお考えなのかお聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 下水道の耐震化でございますが、当然ながら上水道同様に重要な管路について耐震化を図っていかねばならないと認識しておりますが、いずれにしましても更新には多額の費用がかかります。それから、下水道におきましては、今、幕別地区と札内地域を統合する統合事業を優先的に実施しておりますので、そちらの事業が完了した後に耐震化という流れになっていくと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 耐震率が11パーセントしかありません。特にご答弁にもありましたとおり、やはり災害があったときには下水道管が全体で12パーセントですね、農業集落排水のほうは100パーセントということで安心したところではありますが、市街地周辺についてはなかなか進んでいない状況があります。ここについては計画的に進めるというようなご回答ではありましたが、特に災害時においては下水道管の破損によってトイレが使用できないというような状況が発生してきますので、しっかり対応をしていただきたいと思います。

特に耐用年数が50年というところも少し気がかりがあります。国土交通省が出している、事業マネジメント推進室が毎年出しているのですが、ストックマネジメント、下水道管路に起因する道路陥没件数とともに、耐用年数が40年を超えると破損による道路陥没事故が急増するという傾向があるということが報告されています。これは国会でも取り上げられた問題で、耐用年数が今後どう図られるのか、起因する状況はどうかということ、まだちょっと手探りというか、調査結果待ちというようなところもありますが、50年という耐用年数の中で、40年を超えると陥没事故が大きく増えているという状況がデータとして既に残ってしまっていて、国土交通省でもこういったところを懸念するところがあります。

幕別町では陥没事故はこれまでなかったという状況ではありますが、今後50年に近づくにつれてこういったことが想定されるということでもありますので、検査、点検等を図っていただきたいと思いますのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（河村伸二） 下水道管の標準耐用年数50年でございますが、いずれにしましても点検を実施して、腐食の度合い、老朽化の度合いを確認しながら、必要とあらば標準耐用年数に関わらず、当然、更新していかねばならないと思っておりますし、50年過ぎた管においても、まだまだ使えるような状態であれば、当然ながら長寿命化を図っていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 大変すばらしいご回答だったのですが、そうなってくると全部の管路を検査しなくてはいけないというような、先ほどのご答弁は基幹管路を中心とするようなお話があったのですが、少しその辺の修正や調整等が必要になってくるのではないかなと思っております。その辺についても本当に重要なところになりますので、今、全国的に老朽管が大変な状況にあるという中で、自治体各地でそういった対策を取られていました。自治体間でテクノロジーレボリューションということで、道路陥没を防ぐ下水道老朽化対策ということで、いわゆるいろんな自治体が一緒になって課題解決に向けて取り組もうということでありました。先ほどカメラというお話があったのですが、ここでは地中レーダーを使っていたりですか、ほかにも国土技術政策総合研究所で車の中にレーダーをつけて、車を走らせて管路をはかるというようなことで、最新技術を使って道路点検を行うというようなことも調査して、それを取り入れていこうというようなことも全国でもやられていますので、ぜひそういったことを参考にしながら道路管理に努めていただければと思います。

職員の配置については、適切に次年度に向けて対応するというところで理解したいと思います。

次に、避難所の運営についてお聞きいたします。

今回、内閣府が昨年12月に災害時の避難所の寝食やトイレの環境を改善する目的に自治体向けの指針等ガイドラインを2年ぶりに改定しています。能登半島地震の避難所の環境が問題になったのを受

けて政府が改正を行ったという認識はありますが、ご答弁の中では明確にお答えがなかったのですが、スフィア基準に沿った、いわゆる避難所運営に数値基準を取り入れた策定を行って地域防災計画に位置づけて反映すべきだと考えておりますが、町の考えをお聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 防災計画の中にスフィア基準の数値を明確にというお話でございますけれども、今までも数値の算出に当たりましては、特に避難所の収容人数の関係でございますけれども、現在は旧の基準であります2平方メートルでお1人の基準とするということで算出をしておりましたが、今回の国の方針の見直しによりまして、1人当たり3.5平方メートルという基準に変更されておりますことから、今回の防災計画におきましても避難所の収容人数を1人3.5平方メートルで計算をした数値に置き換えるというような見直しを考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。スフィア基準ののりつった居住面積にということで理解いたしました。

もう一つは、トイレについても同様になっていきますか。20人に1基というようなことであります。いわゆるスフィア基準たくさんあります。住居の問題、トイレの問題、食事の問題、環境、いわゆるお風呂の問題ということなのですが、この反映された基準で今回の防災計画を位置づけたのかについてお聞かせ願えますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） トイレの設置数につきましては、町の防災計画の中では数値では明記はしておりません。ただ、今までも過去の一般質問の答弁の中でお話をさせていただいておりますけれども、今までもスフィア基準に従って、町の防災における避難所の運営については、発災初期期においては50人に1基のトイレを、中期になると20人に1基をと対応と取らせていただきまして、今現在もそのような考え方で進めているところでございます。特に今回、国のほうで避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の中でも、それらのことについては発災当初は50人に1基、中期にあつては20人に1基と、トイレの男女比についても男性1に対して女性は3にというような数値が明確化されておりますので、それにのりつった運営をしてみたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。基準ののりつった対応ということで理解したいと思います。

もう一つです。今回の指針の中ですごく気がかりだったのが、防災備蓄品を計画の中でそろえていくというお話がありました。特に気がかりだったのが、能登半島地震でもそうだったのですが、パーティションですとか、段ボールベッドを入れようとしたときに、避難運営がそこまで、それをどのように、レイアウトがされていなかったためにどうやって入れたらいいのか、いわゆる適切に利用できなかったというようなことがありました。これも一つの指針なのです、いわゆるどうやって対応してきて、どういうふう運営を図っていくのか、この辺のいわゆる避難所運営についての町の考え方はどのようになっていますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 今、ご質問ありましたパーティションとベッドの関係でございますけれども、避難所の想定面積、1人当たりの有する面積につきましても2平方メートルから3.5平方メートルに面積が広がって、それに伴いまして、当然、避難所の収容人数も変わってきます。今回、指針の中で、国の方針の中で出ておりますのが、避難所開設当初から段ボールベッドとパーティションで1人3.5平方メートルを確保しなさいというようなことでございますので、そうなると、さらに今ご質問にありましたようにレイアウトとしてどうなのか、動線としてどうなのかというところが、今、内部でも検討しているところでございます。実際に段ボールベッドというようなことになっておりますけれども、段ボールベッドを設置するというのは、床に直接寝てしまうと寒さ対策ですとか、そういうことを踏まえて高さを持った中でのベッドという資材が今回取り入れられているのです

けれども、段ボールベッドに限らず簡易的なベッドについての配置についても検討しながら、どのようなレイアウトをすることによって、どのような動線を確認できるのかということ、これから内部でも詰めて、防災会議の中でもご意見をいただきながら取り進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。すごく基準というか手本になるというか、すごくよかったなと思ったのが、能登半島地震が起きたのが1月で、その後、4月に台湾の花蓮市で震災が起きたときに、あちこちのテレビ局が入って、避難所の状況がすごく日本と違うと。これだけなぜ違うのだというように報道がされる中で、段ボールベッドではなくて、あそこにテントを張ったのです。ずらっと並べて、パーティションの代わりに行って、簡易ベッドのようなものを置いて、住民が本当にここにあるように人道的というか、ストレスをなく、被災者が安定した状況で尊厳を持って生存し、回復できるために人道的な対応を行うということがすごく図られていて、台湾の避難所すごいですねということで、日本のテレビ局も入って報道がされていました。すごく内容的なもの、経過があるので一概に日本で幕別町でということは大変難しい状況があるかもしれないのですが、あそこに向けて取り組むというのはすごく大切だったのではないかなと思っています。これからいろいろところで計画や対応を考えるというお答えでありましたが、本当に初動がすごく大切になってきますので、特に幕別町は段ボールベッドを持っていませんから、備蓄していないですから、道路寸断したときにどうするのでしょうかというところもあるので、やはりしっかりと備蓄して、今後、変えていくというようなお話があるので、その中でしっかりと初動で間に合う、特に台湾とかは2時間で避難所ができた、遅いところでも4時間でそれを開設してお風呂に入るようなところもできたというような、経過が違うので何とも言えませんけれども、そういったところがあるので、そこを目指してぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう一つです。町長のご答弁の中で、暑熱対策用大型扇風機というようにお話がありました。今回、緊防債、とても有利な地債で使う、7割が負担で、3割が事業債ということで、かなり有利な状況で事業が展開できるものなのですが、かなり大幅に引き上がっています。今回も予算を使って更新とか、備品を整備されていくのかなという認識はあるのですが、ぜひここを思い切って、学校内、避難所施設内にエアコンを整備していくということをぜひ考えていただきたいのですが、その辺についてはどう考えていますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 今回、新たな備蓄品ということで大型扇風機ということを用意しております。今、荒議員のほうから、学校の避難施設にエアコンという話もございましたけれども、まずはそういう快適空間をつくり上げるということも第一なのですけれども、避難者を受け入れる面積を確保するというのも、今回新たな方向性として見えてきたものですから、それらと調整をさせていただきながら、今後必要なものとしては認識しておりますけれども、それらを踏まえて今後どのような進め方をしていくことが、快適空間をつくっていくことになるのかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 災害時、非常時ですけれども、混乱の極みが想定されています。特に場所によっては基準に満たないような環境ということも想定されるのです、大型な、大規模な震災になってくると。しかし、そういったところで最善の対応を図るには、やはりさまざまな訓練やトレーニングが必要になってきます。現在、幕別町として避難訓練というようなことが少し止まっているのではないかなというところがあります。特に町の職員たちが中心になるということとはなかなか難しく、やっぱり住民の方が中心になって避難所を運営していくということが本当に大切になってきます。そうした中で人道に即した対応というところでも、基準を満たした運営方針、基準を満たした取り組み方、対応の仕方というのを考えていく必要があると思います、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 訓練の方向についてというお話でございますけれども、今回、国のほうで見直してきた取組の方針の中には、避難所の設備だけに限らず、平時から避難所の運営であったりだとか、開設であったりだとか、避難に赴く、実際に自分の町は避難していなくても避難先に行って支援をするですとか、仮に自分の町が被災したときに外部の人たちから支援を受けるときの施設についても、平時から確保するですとかと、そういうふうな部分も多く含まれた中の改正がされております。特に行政でできる部分に限らず、その中で民間の力を借りた災害対策にも取り組むことということもうたわれておりますので、答弁の中にもありましたように、町の中で十分確保できないものについては、民間の力を借りて協定を結ぶなりして取り組むということも必要ですし、特に一番大きなものは、ご質問の中にもありましたように、避難所を開設するに当たって、町の職員がいざ災害が起きたときに、どういうことをすべきかということを経験して対応できるような体制をつくるということが重要になってきますので、どのような、いろいろな手法はありますけれども、さまざまな手法を取った中で初動が速やかにできるような訓練等をさせていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） すごく大切なことですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

災害があるたびに、過去の災害で経験した問題がなぜ繰り返されるのかなというのは、毎回災害があるたびに感じて悲しい思いをしています。どうすれば改善できるのかということで、今回、大規模災害になったときの体制が大きく変わろうとしています。すごく期待しているところでもありますし、町としてもしっかりとした対応を求めていただきたいと思います。

特に先ほども職員の方が対応というお話がありましたが、最終的には職員の方も被災されることにもなるのです。やっぱり住民の方と協力、助け合いを求めながら、人権に考慮した協力体制をぜひ取り組んでいただきたいと思います。

その避難所のスフィア基準というのは、これは本当入り口なのだと私は思っています。被災者と協力してどう捉えていくのかということと、人とのつながりを堅持していくという意味でも、今後の町内会の問題ですとかにも大きく関わってくる大きな課題になってくるのだなと思っています。被災者の安全と安心を、生活体制に必要なことをこれからもしっかり求めたいと思います。

最後に、町長、これからのスフィア基準の環境体制、意気込みを最後にお願います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 災害、自然災害というのはいつ起こるか分からないわけです。それだけに、平時からそれに備えておかなければならないということとあります。課長から答弁あったように、職員の備えもそうですし、訓練もそうです。そういったところで、いざというときに戸惑わないような、そういった訓練を日頃から行って、いざというときに対応してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、一般質問は終結いたします。

この際、10時55分まで休憩をいたします。

10:46 休憩

10:55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第26号から日程第17、議案第42号までの15議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第26号から日程第17、議案第42号までの15議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第3、議案第26号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第26号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

令和4年6月13日、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、刑罰の懲役と禁固を一本化し、拘禁刑を創設する改正刑法が同年6月17日の公布を受け、同法の施行日制定政令により、令和7年6月1日から施行されることとなりました。

今回の法改正は、刑務作業の義務付けの有無で異なっていた懲役と禁錮を一本化し、受刑者に対し、必ずしも刑務作業を義務付けることなく、改善更生のために何が必要かという観点から、受刑者それぞれの特性に合わせ、必要な指導や教育などを受けることを可能とし、円滑な社会復帰の促進を図ろうとする趣旨とされております。

改正刑法の施行を受け、本町の条例において規定している「懲役」「禁錮」の文言について「拘禁刑」に改める必要がありますことから、当該文言が使用されている条例について、本条例により改正するものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

第1条は、「懲役」を「拘禁刑」に改める三つの条例であります。

第2条は、「禁錮」を「拘禁刑」に改める二つの条例であります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

第1条第1号は、幕別町議会の個人情報の保護に関する条例であります。

3ページをご覧ください。

第54条から、4ページの第56条までは、個人情報ファイルの不正利用等に係る罰則を定めております。

これらの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

5ページをご覧ください。

第1条第2号は、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例であります。

附則第3条第3項および第4項は、同条例の施行に伴って廃止した、幕別町個人情報保護条例の罰則に係る経過措置を定めております。

これらの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

7ページをご覧ください。

第1条第3号は、幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例であります。

第6条は、当該審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を定めております。

この規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

8ページをご覧ください。

第2条第1号は、幕別町職員の給与に関する条例であります。

第16条の2は期末手当の支給制限の、第16条の3は期末手当の一時差止の要件を定めております。

これらの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

10 ページをご覧ください。

第2条第2号は、幕別町消防団条例であります。

第6条は、消防団員となることができない欠格事項を定めております。

この規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条は、この条例は、令和7年6月1日から施行するとするものであります。

第2条第1項は、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとするものであります。

第2項は、過去の改正等により経過措置を置き、罰則をなお従前の例によるもの等として適用している条例について、適用される「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」とするものであります。

第3条は、「拘禁刑」に処せられた者に係る資格の制限について、過去の改正等により経過措置を置き、資格制限をなお従前の例によるもの等として適用している条例について、当該「拘禁刑」を「懲役」「禁錮」に処せられた者とみなして資格制限の対象とするものであります。

第4条は、旧刑法の規定に基づき禁錮以上の刑が定められている刑罰についてされた起訴は、新刑法の規定により拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなすものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第27号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

説明を求めます

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第27号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の11ページをご覧ください。

令和6年6月7日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により、行政手続等の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るため、公的基礎情報データベースの整備とその利用促進のほか、マイナンバーおよびマイナンバーカードに関する所要の改正が行われ、令和7年4月1日から施行されるものであります。

この改正法において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が改正され、同法において定義規定を定めている第2条に新たな定義規定として、移動端末設備、いわゆるスマートフォンのみでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認を可能とするものを「カード代替電磁的記録」という定義が追加されたことにより、第2

条の項ずれが生じたことから、当該条項を引用している条例について、整理条例により一括して改正するものであります。

議案説明資料の 11 ページをご覧ください。

第 1 条は、幕別町議会の個人情報の保護に関する条例であります。

第 2 条は、定義を定めております。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条に、第 8 項として新たな定義規定が加えられ、第 8 項以下が繰り下がることから、本条例第 2 条第 10 項で引用している、法律の「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改めるものであります。

第 39 条は、利用停止請求権を定めております。

12 ページをご覧ください。

第 1 項第 1 号イは、「第 2 条第 10 項」に改めるものであります。

13 ページをご覧ください。

第 2 条は、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例であります。

第 2 条は、定義を定めております。

第 2 号から第 4 号まで、同法の第 2 条の項番号を改めるものであります。

14 ページをご覧ください。

第 3 条は、幕別町税条例であります。

第 36 条の 2 は、町民税の申告を、第 63 条の 2 は、固定資産税の区分所有に係る補正の方法の申出を、15 ページになりますが、第 89 条は、軽自動車税の種別割の減免を、第 139 条の 3 は、特別土地保有税の減免を定めております。

これらも、同法の第 2 条の項番号を改めるものであります。

議案書 8 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 28 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 28 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 9 ページ、議案説明資料の 17 ページをご覧ください。

昨年 8 月に人事院が給与勧告と併せて行った「公務員人事管理に関する報告」においては、育児・介護の事情を有する者も含め、誰もが個性や能力を十分に発揮できる公務職場を実現することは重要な課題であることから、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることを内容とした「仕事と生

活の両立支援の拡充」に係る項目が盛り込まれたところであります。

当該報告において、実施すべき措置として位置づけられた①超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や、②子の看護休暇等の見直し、③仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備については、これらに対応する民間労働法制の施行日である令和7年4月1日から遅れることなく実施することとされております。

職員の勤務時間及び休日休暇に関する規則で定めている「子の看護休暇等の見直し」以外の項目について、本条例の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の17ページをご覧ください。

第8条の2は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定めております。

第1項は、深夜勤務の制限を定めております。

文言の修正であります。

第2項は、第7条第2項に規定している「時間外勤務」の制限を定めております。

3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合は、時間外勤務をさせないことを規定しております。

当該子の要件を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものであります。

第3項は、時間外勤務の月当たりと年当たりの時間数の上限を定めております。

文言の修正であります。

第4項は、第15条に規定している要介護者を介護する職員に準用とする規定であります。

文言の修正と読替規定の整理であります。

18ページをご覧ください。

第15条は、介護休暇を定めております。

略称規定の追加であります。

第18条は、「配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等」の規定を新設するものであります。

任命権者は、職員が、「配偶者等が介護を必要とする状況に至ったこと」を申し出たときは、仕事と介護との両立に資する制度または措置、具体的には、時間外勤務等の制限をはじめ、介護休暇や短期介護休暇、介護休業などではありますが、これらの介護両立支援制度等その他の事項を知らせるとともに、同制度等の申告、請求または申出に係る意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないと定めるものであります。

19ページをご覧ください。

第2項は、任命権者は、職員が40歳に達した日の属する年度に介護両立支援制度等を知らせなければならないとするものであります。

第19条は、「勤務環境の整備に関する措置」の規定を新設するものであります。

任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするために、研修の実施や相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないと定めるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置を定めております。公布の日から施行するものであります。

条例改正により対象となる「3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」ために行う時間外勤務の制限に係る職員の請求に限り、この条例の施行前においても請求を行うことができるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第29号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
- 副町長（伊藤博明） 議案第29号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の11ページ、議案説明資料の20ページをご覧ください。
幕別町職員の育児休業等に関する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、町の条例で定めるべき事項、その他職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものであります。
昨年の第4回町議会定例会において、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正し、「幕別町職員の給与に関する条例第17条で定めている勤勉手当の支給日や支給率等の規定を、任期の定めが6月以上となるフルタイム会計年度任用職員に準用する」と改めたところであります。
この改正により、一般職同様、勤勉手当の支給基準日において育児休業をしている会計年度任用職員に対しても、当該基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該手当の支給ができるよう所要の改正を行うものであります。
また、本条例において引用している「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、地方公務員に係る当該法律の適用が整理されましたことから、条ずれに係る整理等を行おうとするものであります。
議案説明資料の20ページをご覧ください。
第7条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給について定めております。
第1項は、記載を省略しておりますが、育児休業をしている職員の期末手当の支給を定めております。
第2項は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に係る規定であります。
現行条例において、支給対象である職員から会計年度任用職員を除くとしておりましたが、当該除外規定を削り、会計年度任用職員を支給対象とするものであります。
第8条は、第7条の改正により削除しました定義規定を追加するものであります。
第20条は、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分を単位として取得できる育児に係る部分休業について定めております。
21ページをご覧ください。
第3項は、非常勤職員に係る部分休業の承認についての規定であります。
法律の引用条項を改めるものであります。
議案書11ページをご覧ください。
附則についてであります。
この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。
以上で、説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第30号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第30号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の22ページをご覧ください。

地方自治法第227条は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」とし、同法第228条第1項は、「手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」と定めております。

幕別町手数料条例は、この規定に基づき、手数料に関する事項を定めております。

国は、2050年カーボンニュートラルの実現や、2030年度の温室効果ガス46パーセント削減という目標の実現に向けて、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの導入拡大を行うこととし、建築物分野の省エネ対策の徹底や、温室効果ガスの吸収源対策としての木材利用の拡大などを図るため、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」を令和4年6月に公布し、本年4月に施行することとしています。

この改正法の施行に伴い、建築物分野における木材利用のさらなる促進に資する構造規制の合理化や、建築物の省エネ基準への適合義務対象の拡大などが行われ、「限定特定行政庁」である幕別町の業務範囲が変更となりますことから、これらに係る事務手数料について改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の22ページをご覧ください。

別表は、手数料を徴収する事務とそれに係る手数料の額を定めております。

右側の「改正条例」の欄をご覧ください。

番号6は「名称欄」に記載のとおり、「建築確認申請等手数料」であります。

木造建築物などの規制の合理化による「限定特定行政庁」の業務範囲の変更に伴い、本町が行う確認申請業務の対象として、新たに大規模な修繕や模様替えが追加される一方で、業務範囲となる建築物の規模が500平方メートル以下から300平方メートル以下に縮小されたことから、修繕、模様替えに係る規定を加えるとともに、これらの審査にかかる手数料と建築基準法施行令の規定に基づき「確認の特例」として審査項目が省略される場合の手数を定めるものであります。

加えて、建築物の省エネ基準への適合義務対象の拡大により、2階建ての住宅などで省エネ基準の審査が比較的簡易な方法で設計されたものは、確認申請の中で審査を行うこととなるため、省エネ基準への適合確認を行う場合の手数を定めるものであります。

24ページをご覧ください。

番号6の2は、「建築設備確認申請等手数料」を追加するものであります。

木造2階建ての建築物に設けるエレベーターなどの建築設備について、本町でも新たに確認申請の審査を行う必要があるため、これに係る手数料を定めるものであります。

番号7は、「工作物確認申請等手数料」であります。

工作物の審査対象も変更となりますことから、審査に係る所要時間を見直し、手数料の額を改めるものであります。

25 ページをご覧ください。

番号 8 は、「建築物完了検査手数料」であります。

番号 6 と同様に、業務対象となる修繕、模様替えに係る規定を加えるとともに、これらの審査に係る手数料と「検査の特例」として検査項目が省略される場合の手数を定めるものであります。

26 ページをご覧ください。

番号 8 の 2 は、「仮使用認定申請手数料」を追加するものであります。

木造 2 階建ての建築物などを完成前に仮使用する際に、必要な認定を行うこととなりますことから、当該認定に係る手数料を定めるものであります。

番号 8 の 3 は、「建築設備完了検査手数料」を追加するものであります。

27 ページをご覧ください。

番号 9 は、「工作物完了検査手数料」であります。

審査所要時間を見直し、手数料の額を改めるものであります。

番号 16 の 2 は、「既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料」を追加するものであります。

接道義務について、現行の基準を満たしていない既存建築物の大規模な修繕や模様替えを行う際、一定の要件に合致する場合に、接道義務を適用除外とするための認定に係る手数料を定めるものであります。

28 ページをご覧ください。

番号 16 の 3 は、「既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料」を追加するものであります。

道路内の建築制限について、現行の基準を満たしていない既存建築物の大規模の修繕や模様替えを行う際、一定の要件に合致する場合に道路内の建築制限を適用除外とするための認定に係る手数料を定めるものであります。

29 ページをご覧ください。

番号 51 は、「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」、33 ページの番号 52 は、「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」であります。

業務範囲となる建築物の規模が縮小されたため、範囲外となる区分をそれぞれ削るものであります。

37 ページをご覧ください。

番号 53 は、「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」であります。

建築物の省エネ基準の適合義務対象の拡大に伴い、一般住宅なども省エネ基準の審査が必要となるため、当該審査に係る手数料を定めるとともに、業務範囲外となる区分を削るものであります。

40 ページをご覧ください。

番号 53 の 2 は、「建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料」を追加するものであります。改正前は、番号 53 の「建築物エネルギー消費性能適合判定手数料」に定めておりましたが、項を独立させ、一度判定を受けた計画の変更を行う場合の手数を定めるものであります。

43 ページをご覧ください。

番号 54 は「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」。

47 ページは、番号 55 は「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」であります。

番号 53 に合わせて同様の審査を行うものについて手数料を改めるとともに、業務範囲外となる区分を削るものであります。

52 ページをご覧ください。

左側の「現行条例」をご覧ください。

番号 56 は「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」であります。

省エネ基準への適合義務対象の拡大に伴い、省エネ基準適合認定制度が廃止となるため、削るものであります。

56 ページをご覧ください。

右側の「改正条例」をご覧ください。

番号 56 は、「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料」であります。建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が、軽微な変更に該当していることを証する書面の交付であります。

建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る審査と同等の審査を行うため、番号 53 の 2 の「変更手数料」と同額となるように改めるものであります。

議案書の 21 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 32 号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 32 号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 24 ページ、議案説明資料の 72 ページをご覧ください。

教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的に、幕別町修学支援資金条例を定め、高等学校等に在学する者のいる世帯に対して修学する上で必要な経費を給付しております。

このたびの改正は、北海道が実施している「北海道公立高校生等奨学給付金制度」と私立高校生を対象とした「奨学のための給付金制度」との均衡を図り、本町の修学支援資金の給付額を北海道の給付額と同額に改めようとするものであります。

議案説明資料の 72 ページをご覧ください。

別表（第 3 条関係）は、世帯区分と在学する高等学校等の課程ごとに、公立高等学校と私立高等学校に区分し、修学支援資金の給付額を定めております。

新旧対照表では、第 2 条の記載を省略しておりますが、第 2 条は給付対象者を定めております。

第 1 号で、高校生または保護者等が幕別町内に住所を有していること、第 2 号で、世帯の年間収入金額が生活保護基準の 1.3 倍未満であって、生活保護の生業扶助が措置されていない世帯か、1.3 倍未満であって世帯員のいずれかが、市町村民税所得割が課税されている世帯に該当する世帯の保護者等であること、第 1 号と第 2 号のいずれにも該当する保護者等を給付対象者と定めております。

北海道が実施している給付金制度は、「生活保護の生業扶助が措置されている世帯」と「住民税所得割が非課税である世帯」を給付対象者としておりますことから、北海道との間で、同一人への重複給付とならないよう本町の制度を設計しているものであります。

別表の番号「1」、世帯区分の「第 2 条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）」であります。

この世帯は、当該対象高校生のほかに 23 歳未満の兄姉、兄や姉がいない世帯であります。

この世帯の場合で、通信制以外の公立高等学校に通う生徒がいる世帯は、年額 11 万 7,100 円を 12 万 2,100 円に、私立高等学校は、13 万 7,600 円を 14 万 2,600 円に改めようとするものであります。

議案書の 24 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 33 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例および日程第 10、議案第 34 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 33 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 34 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 25 ページ、議案説明資料の 74 ページをご覧ください。

議案第 33 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 74 ページをご覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、認可保育所を意味する「特定教育・保育施設」と、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を意味する「特定地域型保育事業」の運営に関する基本的な基準、いわゆる運営基準を定めております。

子ども・子育て支援法は、市町村が、基準を定めるに当たっては、国の定める基準に従い定めるものと、参酌して定めるものとに区分しております。

令和 7 年 1 月、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正され、本年 4 月 1 日から特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設との連携施設の確保に係る経過措置の延長や代替保育に係る連携協力に関する規定が見直されました。

今回の改正は、国の定める基準に従い定めるものとされている規定でありますことから、国の基準に従い改正するものであります。

第 37 条は、特定地域型保育事業の利用定員を定めております。

今回の条例改正に伴う引用条項の整理であります。

第 42 条は、特定教育・保育施設等との連携を定めております。

第 1 項は、文言整理であります。

75 ページをご覧ください。

第 2 項は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な

場合で、保育内容支援連携協力者を適切に確保する等の要件を満たすと認めるときは、連携施設による保育内容支援の実施規定を適用しないことができると改め、第3項は、保育内容支援連携協力者の定義を加えるものであります。

76 ページをご覧ください。

第4項は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で、代替保育連携協力者を適切に確保する等の要件を満たすと認めるときは、連携施設による代替内容の提供規定を適用しないことができると改め、第5項は、代替保育連携協力者の定義を加えるものであります。

77 ページをご覧ください。

附則第5項は、特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する経過措置を5年延長するものであります。

議案書 26 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、議案第33号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議案第34号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 27 ページ、議案説明資料の 78 ページをご覧ください。

本条例は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を意味する「家庭的保育事業等」の設備と運営の基準、いわゆる認可基準を定めております。

児童福祉法は、市町村が、基準を定めるに当たっては、国の定める基準に従い定めるものと、参酌して定めるものとに区分しております。

令和7年1月、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、本年4月1日から家庭的保育事業等の特定教育・保育施設との連携施設の確保に係る経過措置の延長や代替保育に係る連携協力に関する規定が見直されました。

今回の改正は、国の定める基準に従い定めるものとされている規定でありますので、国の基準に従い改正するものであります。

議案説明資料の 78 ページをご覧ください。

第6条は、保育所等との連携を定めております。

第1項は、文言整理であります。

79 ページをご覧ください。

第2項は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で、保育内容支援連携協力者を適切に確保する等の要件を満たすと認めるときは、連携施設による保育内容支援の実施規定を適用しないことができると改め、第3項は、保育内容支援連携協力者の定義を加えるものであります。

第4項は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で、代替保育連携協力者を適切に確保する等の要件を満たすと認めるときは、連携施設による代替内容の提供規定を適用しないことができると改め、80 ページをご覧ください。

第5項は、代替保育連携協力者の定義を加えるものであります。

附則第4項は、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する経過措置を5年延長するものであります。

議案書の 28 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 両方の条例改正の、なかなか実際にどう変わっていくのかということが理解できないものですから、お尋ねしたいと思います。

今、幕別町では、子ども・子育て支援法に基づく事業が展開されておりまして、今ご説明いただいた各保育所がそれぞれ存在しています。特に、後段ありました家庭的保育事業等についても実施されてきて、今日まで来ているのですが、この今日の条例改正の中では、代替保育いわゆるそういった状況が満たされていない場合であっても、つまり保育所との連携によってそれが実施可能になっていきますよと、認めていきますよというように聞こえたのですけれども、違いますか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 今回の改正内容についてのご質問だと思います。

代替保育の改正なのですけれども、現行では、連携協力者の確保でも可となっておりますけれども、改正後につきましては、連携協力者の確保がもう難しい場合は、適用しないことができるようになっていのですけれども、連携協力者というのが……。

すみません。改正後につきましては、要件の緩和になりますので、連携協力者の確保が難しい場合は、適用しないことができるということになっております。

すみません。もう一度ちょっと改正内容についてご説明させていただきます。

今回、改正される内容なのですけれども、まず1点目、保育内容支援につきましては、現行規定は、連携施設を必ず確保しなければならないとなっておりますところ、改正後につきましては、連携協力者の確保でもよくなったと改正されるものでございます。

2点目の、代替保育につきましては、現在は連携協力者の確保でも可となっておりますが、改正後につきましては、連携協力者の確保も難しい場合は、この規定は適用しないことができると改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 今、ご説明いただいたの、それ書いてあるとおりなのですけれども、もともとあったものが緩和されていくということですね。それで、例えば、具体的にお尋ねしますが、今、幕別町でも、例えば家庭的保育所ありますよね。そこで保育を実施するときに、これまでは連携施設を必ず必要としたのですよね。それが今回は連携施設ではなくて、連携協力者でいいと。一体その連携施設、連携協力者というのは誰になるのか。

それと、さらに2点目で、代替保育というところで、それも確保されていない場合には、条件から外すとかという、結局そういった縛りは全くなくてこれから運営していったらいいよと、それによってどう変わるのか、教えてください。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） まず1点目のご質問の、連携施設につきましては、保育所、幼稚園または認定こども園のことを指します。連携協力者というものにつきましては、小規模保育事業者A型、B型、事業所内保育事業者のことを指しております。

今、ご質問の家庭的保育所なのですけれども、そこの保育内容支援の連携なのですけれども、町内の保育所との連携、まずしているか、ができるかということなのですけれども、そちらのほうは現在しております。そして、代替保育のほうなのですけれども、家庭的保育につきましては、今回協力者でも確保はいいとなりますので、小規模事業者A型ですとか、B型で、事業所内保育所というのが町内でございますので、そちらとも連携ができればよろしいかと、連携できることはできるのですけれど

ども、それも難しければ、そこは適用しないとなっております。ですので、適用しないとされていますことから、運営はそのままできるという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 現在、実施されている、絞ったほうが伝えやすいかなと思って家庭的保育事業にちょっと絞ってお尋ねするのですけれども、今、単独で2歳未満児以下のお子さんを、その規定に基づいて保育されていますよね。これまでもその保育所については、単独で運営はしているのだけれども、他の保育所と連携することが義務付けられていたのですね。つまり、幕別町には常設保育とかいろいろありますから、関連する保育で連携が義務付けられていたということは、つまり保育に支障を来たすことがないように協力し合って、そしていろんな事情でその家庭的、小さいところですから、いろんな職員の配置が難しかったり、あるいはお子さん、お子さんに事情というのはちょっと分かりませんが、あったときにも、連携しているので、そこに預けるお子さんは連携先できちっと保育していただけるよというような、要するに担保だったのですね。これが今回の改定の中で、いろいろあるのですけれども、最終的にはそういうものを必要としないということになれば、全く単独でやっていきなさいと、支障を来たすような場合があったとしても、それは運営することは構わないから、そのままやっていきなさい。ちょっと自分もよく分からないのですけれども、そういう緩和ということなのでしょうか。それによって、実際に保育を必要とする人たちにどんな影響が出てくるのか、一番大事なところはそうだと思うのですけれども、教えてください。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今回、連携施設のほうのお話ですけれども、これにつきましては、今、中橋議員おっしゃるように、地域型保育というのは、ゼロ歳から2歳までということで年齢の縛りがあります。これが卒園後、受皿として3歳以降も継続的に保育が受けられるように、本町でいいますと、例えば幼稚園ですとか保育所ですとか、そういったところに支障なく継続的に保育ができるようにするための連携という部分であります。ですので、それができるようにまず連携を図っていただきたいというのが国の趣旨でありまして、今までもそのルールとしては、連携施設を必ず確保しなければならぬとなっていましたけれども、これが今言った保育所とか大きな施設でなくても、連携協力者の確保でも可能だというふうに規定が変わったという部分であります。

もう一つの代替保育のほうにつきましては、こちらは今まで連携協力者が確保されていれば、代替の対応が取れるということもありますので、それでもよかったという部分が、ただ実際にいろいろな代替の対応できるような保育所も、自園での保育とかの部分で人に余裕がないようなパターンもありますので、そういった中もあって、支障がこれまで全国的にもあるというところから、さらに要件緩和として、難しいと判断される場合は、適用をしないことができるというふうに緩和されたという内容になります。

今まで10年という中で決まりがありましたけれども、それがさらに5年間延長されて15年となったのですけれども、その辺は、今、保育内容支援のほうについては、必ずしもがなくなって、ここ要件緩和されてはおりますけれども、ただ、当然この後2歳を超えると、3歳になると、ほかの保育所に移行していかなければなりませんので、それにつきましては、町のほうとしてもそういった部分でしっかり連携が取れるように話は既にしておりますけれども、そういった連携が取れるように進めていきたいと考えております。

これ、ただ、もちろん受入先の問題もありますので、その辺もちょっと協議をしながら、連携がうまく取れるような方向に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第33号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第34号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第36号、幕別町立へき地診療所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第36号、幕別町立へき地診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の30ページ、議案説明資料の83ページをご覧ください。

幕別町立へき地診療所条例は、新和、日新、駒島、古舞、糠内の5か所の診療所の設置について、定めております。

昨年の第4回町議会定例会の行政報告において、「新和診療所は、昭和30年12月の開設以来、地域の診療所として運営してまいりましたが、管理者として勤めていただいていた医師から9月に辞職届が提出されました。利用者が少数であり、後任の医師の確保も困難なことなどを踏まえ、利用者と関係町内会長へ説明を行い、ご理解をいただきましたことから、11月をもって休止し、年度末に廃止することといたしました。」と報告したところであります。

新和診療所の廃止に加え、平成31年4月1日から休止しております日新診療所と古舞診療所につきましても、地域の町内会長への説明を行い、廃止についてご理解をいただきましたことから、廃止しようとするものであります。

議案説明資料の83ページをご覧ください。

第1条は、診療所の設置を定めております。

新和診療所、日新診療所、古舞診療所の項を削り、表の形式を改めるものであります。

議案書の30ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第37号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第39号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 37 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第 38 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 39 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 31 ページ、議案説明資料の 84 ページをご覧ください。

本町では、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指すため、本年 4 月 1 日からパートナーシップ制度を導入することといたしました。

パートナーシップ制度には、法的な効力はありませんが、町として、制度の実効性を高めるため、現行、公営住宅等の入居者資格に定めている、「同居親族があること」の要件を見直し、パートナーシップ制度登録者の入居を可能とするよう、条例を改めようとするものであります。

本条例改正に当たりましては、幕別町公営住宅管理条例において、公営住宅の入居者選考や管理運営などを調査審議いただく附属機関として設置しております公営住宅委員会を、本年 2 月 18 日に開催し、同意をいただいたところであります。

はじめに、議案第 37 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 84 ページをご覧ください。

公営住宅法は、第 1 条で「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と法の目的を掲げ、第 48 条で、「公営住宅の管理について必要な事項は、条例で定めなければならない」と定めております。

第 6 条は、「入居者の資格」を定めております。

右側の改正条例をご覧ください。

第 1 号の「現に同居し、又は同居しようとする親族」の括弧書き定義規定に「事実上婚姻関係にある者その他婚姻の予約者」の次に「及び親族に準ずる者として規則で定める者」を加えるものであります。

この委任規定を受け、改正条例の可決後に「幕別町公営住宅管理規則」の「入居者の資格」にパートナーシップ制度登録者を加える改正を行おうとするものであります。

第 13 条は、同居の承認を定めております。

文言の修正であります。

議案書の 31 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 項は、この条例による改正後の幕別町公営住宅管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みを受け付ける公営住宅について適用し、施行日前に申込みを受け付ける公営住宅については、なお従前の例によると経過措置を設けるものであります。

以上で、議案第 37 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます

議案第 38 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 32 ページ、議案説明資料の 86 ページをご覧ください。

町営住宅は、住宅困窮者のセーフティネットとして、特に緊急性のある住宅困窮者に住宅の提供を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に定める公の施設として設置するため幕別町町営住宅条例を定めているものであります。

議案説明資料の 86 ページをご覧ください。

第 5 条は、「入居者の資格」を定めております。

議案第 37 号と同様、「婚姻の予約者」の次に「及び親族に準ずる者として規則で定める者」を加え、

この委任規定を受け、改正条例の可決後に「幕別町町営住宅規則」にパートナーシップ制度登録者の入居を可能とする改正を行おうとするものであります。

議案書の 32 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 項は、経過措置を定めております。

以上で、議案第 38 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議案第 39 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 33 ページ、議案説明資料の 87 ページをご覧ください。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 1 条は、「中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、良好な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする」と法の目的を掲げております。

幕別町特定公共賃貸住宅管理条例は、同法に基づき建設した特定公共賃貸住宅の管理等について必要な事項を定めております。

議案説明資料の 87 ページをご覧ください。

第 5 条は、「入居者の資格」を定めております。

議案第 37 号と同様、「婚姻の予約者」の次に「及び親族に準ずる者として規則で定める者」を加え、この委任規定を受け、改正条例の可決後に「幕別町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則」にパートナーシップ制度登録者の入居を可能とする改正を行おうとするものであります。

議案書の 33 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 項は、経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 37 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 38 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 39 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第40号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例および日程第16、議案第41号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第40号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第41号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の34ページ、議案説明資料の88ページをご覧ください。

議案第40号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の88ページをご覧ください。

幕別町水道事業給水条例は、水道法の規定に基づき、幕別町水道事業の給水についての料金および給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項などを定めるとともに、布設工事監督者の配置基準および資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めております。

水道法は、水道事業者に対し水道の布設工事施工時に、技術上の監督業務を行う「布設工事監督者」と水道管理の技術上の業務を行う「水道技術管理者」を配置することを義務付け、政令で定める資格を参酌して条例で定める資格を有している者でなければならないと定めております。

国は、水道事業に携わる職員の減少等に鑑み、「布設工事監督者」と「水道技術管理者」の確保が難しくなっている現状を踏まえ、令和6年3月、水道法施行令を改正し、布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件を見直し、本年4月1日から施行するとしたところであります。

今回の政令改正では、簡易水道事業と、給水人口が5万人以下である水道事業については、これら二つの資格に係る要件が同一とされましたことから、制令で定める資格要件と同内容の資格要件で、二つの条例をそれぞれ改正しようとするものであります。

第36条は、布設工事監督者の資格を定めております。

現行条例の第1号は、大学の土木工学科もしくはこれに相当する課程において、衛生工学もしくは水道工学の学科目を修めて卒業した者、第2号は、第1号以外の学科目を修めて卒業した者の実務経験年数をそれぞれ1年以上、1年6月以上と定めております。

改正条例の第1号は、大学において土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者の実務経験年数を、衛生工学、水道工学の履修条件を廃し、履修した学科目にかかわらず統一し、1年6月以上とするものであります。

改正条例の第2号は、新たに追加するもので、大学において機械工学科もしくは電気工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者を資格対象者とし、実務経験年数を2年以上とするものであります。

第3号は、文言整理であります。

第4号は、新たに追加するもので、短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者を資格対象者とし、実務経験年数を3年以上とするものであります。

第5号は、文言整理であります。

89ページをご覧ください。

第6号は、新たに追加するもので、高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者を資格対象者とし、実務経験年数を4年以上とするものであります。

第8号は、大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学の課程を専攻した者などの実務経験年数を改めるものであります。

第9号は、引用条項の整理であります。

第11号は、新たに追加するもので、建設業法施行令による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者を資格対象者とし、実務経験年数を1年6月以上とするものであります。

第37条は、水道技術管理者の資格を定めております。

現行条例の第1号から第6号までは、大学、短期大学、高等学校等において、必要課程を修めた者の水道の実務経験年数を定めた規定であります。

改正後の第1号は、大学、短期大学、高等学校等の土木工学科等を修めて卒業した者の実務経験年数を、それぞれ1年6月以上、2年6月以上、3年6月以上に改めるものであります。

90ページをご覧ください。

第2号は、「工学、理学、農学、医学、薬学」の課程等を修めて卒業した者の水道の実務経験年数を定めております。

大学は2年以上、短期大学は3年以上、高等学校等は4年以上に改めるものであります。

第3号は、学歴要件を満たさない者の水道の実務経験者の年数を5年以上に改めるものであります。

第4号は、「工学、理学、農学、医学、薬学」以外の課程を修めて卒業した者の水道の実務経験年数を定めております。

大学は2年6月以上、短期大学は3年6月以上、高等学校等は4年6月以上に改めるものであります。

第5号は、引用条項等の文言整理であります。

91ページをご覧ください。

第7号は、新たに、技術士法による試験に合格した者の実務経験年数を6月以上に、第8号は、新たに、建設業法施行令による土木施工管理に係る技術検定に合格した者の実務経験年数を1年6月以上とするものであります。

議案書の36ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条は、施行期日を定めております。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

第2条は、「幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例」の一部改正であります。

平成31年3月8日に公布しました「幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例」の附則に定めている経過措置の引用条項のずれを改正するものであります。

以上で、議案第40号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議案第41号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の37ページ、説明資料の93ページをご覧ください。

幕別町簡易水道事業給水条例は、幕別町簡易水道事業の給水についての料金および給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準および資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めております。

幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、簡易水道の布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件を改正しようとするものであります。

議案説明資料の93ページをご覧ください。

第35条は、布設工事監督者の資格を定めております。

幕別町水道事業給水条例第36条で規定している資格と同様であります。

各号ごとの説明は省略いたします。

94ページをご覧ください。

第36条は、水道技術管理者の資格を定めております。

幕別町水道事業給水条例第37条で規定している水道技術管理者の資格と同様であります。

各号ごとの説明は省略いたします。

議案書の 39 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 条は、施行期日を定めております。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 条は、「幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」の一部改正であります。

平成 31 年 3 月 8 日に公布しました「幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」の附則に定めている経過措置の引用条項のずれを改正するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 40 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 41 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 42 号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 42 号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 40 ページ、議案説明資料の 97 ページをご覧ください。

平成 20 年 4 月、国は、都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することで、人口定住を図り、安心して暮らせる地域の形成と圏域全体の活性化を図ることを目的に「定住自立圏構想推進要綱」を定め、この考えの下、令和 5 年 11 月 1 日現在、全国 130 の「定住自立圏」が形成されております。

十勝圏におきましては、この定住自立圏構想に基づき、都市機能を有する中心市・帯広市と近隣町村が相互に役割分担、連携、協力することにより、必要な生活機能を確保し、人口減少社会の中にあっても住み慣れた地域に住み続けられるよう、平成 23 年 7 月に、帯広市と管内 18 町村の間で、それぞれ 1 対 1 の定住自立圏形成協定が締結されたところであります。

この協定に基づき、同年 9 月には、帯広市が開催する共生ビジョン懇談会での検討・協議を経て、連携して推進する具体的な取組内容をまとめた、「十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、以来、連携事業に取り組み、平成 28 年 3 月には第 2 期共生ビジョンを、令和 2 年 3 月には、令和 6 年度までを期間とする第 3 期共生ビジョンを策定して推進してきたところであります。

このたび、令和 7 年度から 11 年度までを期間とする第 4 期共生ビジョンの策定に当たり、共生ビジ

ョン懇談会において協議が調い、取組項目や取組内容の修正を行うこととなりましたことから、協定の一部を変更しようとするものであります。

幕別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号において、「定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止」が議決すべき事件と規定されておりますことから、議会の議決を求めるものであります。

議案書41ページをご覧ください。

協定書第3条で規定しております「連携する取組と役割分担」を定めた別表第1の一部を変更するものであります。

説明資料97ページをご覧ください。

協定において連携する基本的事項や取組内容、甲である帯広市、乙である幕別町の役割分担について、分野別に別表第1から別表第3に定めております。

今回は、そのうち「別表第1生活機能の強化に係る政策分野」を変更するもので、左の表は変更前、右は変更後で、変更箇所は黄色の網かけ部分であります。

別表第1は、1の医療に始まり、98ページからは、2の福祉、99ページからは、3の教育、100ページからは、4の産業振興であります。

102ページをご覧ください。

「(5) 広域観光の推進」であります。

甲の役割に「圏域町村との連携」を乙の役割に「圏域市町村との連携」を明記し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進すると変更するものであります。

103ページをご覧ください。

「(7) 鳥獣害防止対策の推進」であります。

取組内容に「鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討を進める」こととし、甲乙の役割として、課題解決に向け関係機関との情報共有を行うとともに、連携し検討をすすめると追加するものであります。

最終行からは「5 環境」であります。

104ページをご覧ください。

「(1) 地球温暖化防止に向けた「脱炭素社会の構築」」であります。

項目名と取組内容、役割において、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改めるものであります。

これら3か所を変更するものあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月13日から3月20日までの8日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、3月13日から3月20日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月21日、午後2時からであります。

12：19 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 7 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 7 年 3 月 21 日 14 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ
(諸般の報告)
- 日程第 2 発議第 1 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書
- 日程第 3 議案第 13 号 令和 7 年度幕別町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 14 号 令和 7 年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 15 号 令和 7 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 16 号 令和 7 年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 17 号 令和 7 年度幕別町水道会計事業会計予算
- 日程第 8 議案第 18 号 令和 7 年度幕別町下水道事業会計予算
(日程第 3～日程第 8 令和 7 年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告)
- 日程第 9 議案第 44 号 令和 6 年度幕別町一般会計補正予算(第 13 号)
- 日程第 10 議案第 45 号 令和 7 年度幕別町一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 46 号 令和 7 年度幕別町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 47 号 令和 7 年度幕別町下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 13 議案第 25 号 幕別町企業版ふるさと納税基金条例
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第 14 議案第 31 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第 15 議案第 35 号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第 16 議案第 43 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 17 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和7年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和7年3月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月21日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥
17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 農 業 委 員 会 会 長 中村富士男
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健
札 内 支 所 長 川瀬吉治 教 育 部 長 白坂博司
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司
地 域 振 興 課 長 谷口英将 住 民 課 長 佐々木一成
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 都 市 計 画 課 長 松井公博
水 道 課 長 河村伸二 学 校 教 育 課 長 酒井貴範
ほか、関係係長
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ

議事の経過

(令和7年3月21日14:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小田議員、6番長谷議員、7番酒井議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会および広報広聴委員会の各委員長から議員派遣結果報告書が、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から会議規則第77条の規定による所管事務調査報告書が、令和7年度幕別町各会計予算審査特別委員会、総務文教常任委員会および民生常任委員会の各委員長から付託いたしました議案について会議規則第77条の規定による審査報告書が、議長宛に提出されておりますので、あらかじめ配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第1号、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） 発議第1号、食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書について、趣旨説明を行います。

1ページをお開きください。

前文の前段は、省略をいたします。

両計画においては、国内の農業生産の増大を基本に、生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など、現場に寄り添った農業政策が求められ、その実現に向けた農業予算の

増額が必要となっている。

さらに、食料の価格についても、農業者、食品産業、消費者など幅広い食料システムの関係者の合意の下で、コスト上昇に見合った価格改定が行われる環境等が求められている。

については、次期基本計画及び酪肉近の改訂にあたっては食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策が実現されるよう下記事項を要望する。

記

1、次期基本計画の改訂にあたっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解醸成を踏まえた上での農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備（直接支払制度の構築）など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。

2、酪肉近の改訂にあたっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策などの施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。

また、中長期的な国産牛乳・乳製品の安定供給に向けて、今般の需給緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任を持って需給調整のための出口対策などを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号、令和7年度幕別町一般会計予算から、日程第8、議案第18号、令和7年度下水道事業会計予算の6議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 令和7年度幕別町各会計予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

令和7年3月4日、本委員会に付託された議案第13号、令和7年度幕別町一般会計予算から、議案第18号、令和7年度幕別町下水道事業会計予算までの6議件について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和7年3月4日、17日、18日、19日の4日間であります。

審査にあたっては、付託された令和7年度各会計予算について、質疑が行われ、6議件の原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

一括して、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、一括して採決を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第 13 号、令和 7 年度幕別町一般会計予算から議案第 18 号、令和 7 年度下水道事業会計予算までの 6 議件に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号から議案第 18 号までの 6 議件は、委員長報告のとおり可決されました。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 9、議案第 44 号から日程第 12、議案第 47 号までの 4 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員化付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、議案第 44 号から日程第 12、議案第 47 号までの 4 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 9、議案第 44 号、令和 6 年度幕別町一般会計補正予算（第 13 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 44 号、令和 6 年度幕別町 一般会計補正予算（第 13 号）について、ご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 193 億 8,651 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、24 目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 20 万 1,000 円の追加であります。

畜産経営基盤緊急サポート事業助成金は、飼料価格の高止まりなどで経営が圧迫されている酪農・畜産農業者に対し、24 か月齢以上の乳用牛、1 頭あたり 1,500 円と肉用牛、1 頭あたり 2,500 円を助成するものであります。

本年 1 月 16 日の第 1 回臨時会において、交付金 3,675 万 9,000 円を予算議決いただきましたが、要望額が予算額を上回りましたことから、追加するものであります。

歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りください。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 20 万 1,000 円の追加であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 45 号、令和 7 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 45 号、令和 7 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 億 1,251 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 214 億 1,149 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、本年 3 月から適用される公共工事設計労務単価等の引き上げに伴う経費と令和 8 年度に開校する幕別町立まくべつ学園の増改修に係る経費を追加するものであります。

5 ページをご覧ください。

「第 2 表 継続費」であります。

地方自治法第 212 条第 1 項は、「普通地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。」と定め、同条第 2 項で、この経費を「継続費」という、としております。

継続費として、10 款教育費、1 項教育総務費、まくべつ学園増改修事業（工事監理業務及び増改修工事）を設定するものであります。

総額は、16 億 837 万 6,000 円、年割額は、令和 7 年度が 13 億 2,482 万 9,000 円、令和 8 年度が 2 億 8,354 万 7,000 円であります。

本事業の概要について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第 45 号説明資料の 2 ページをご覧ください。

令和 6 年 6 月の第 2 回町議会定例会において、幕別町立学校設置条例を改正し、義務教育学校として、「幕別町立まくべつ学園」を設置し、令和 8 年 4 月から施行するとしたところであります。

これに先立ち、令和 5 年 12 月に教育委員会の附属機関として設置いたしました、幕別町義務教育学校開校準備委員会において検討を重ね、開校に向けた準備を進めてきたところであります。

「(1)継続費の予算内訳」であります。

①工事監理業務と②増改修工事の予算額について、継続費を設定する令和 7 年度と 8 年度、合計の予算額を記載しております。

令和7年度は13億2,482万9,000円、令和8年度は2億8,354万7,000円、合計は16億837万6,000円であります。

「(2)学校組織運営体制」であります。

まくべつ学園の教育課程は、小学校段階から中学校段階への滑らかな接続を図ることを目的に、初等部を1年生から4年生、中等部を5年生から7年生、高等部を8年生、9年生とする「4・3・2制」を導入することを開校準備委員会に諮り決定しております。

これと併せて、現在も一部の教科で取り組まれている教科担任制を、中等部からさらに拡大すること、50分授業とすることなど、義務教育学校のメリットを発揮できるよう教育課程を編成したところでもあります。

学校施設は、幕別中学校の現校舎と屋内運動場をまくべつ学園として活用することから、中学校を開校しながら、生徒が通学している中で、増築と改修に係る工事を施工することとなります。

実施設計においては、こうした環境下で生徒の学習をはじめ学校運営に係る支障を最小限に抑えるため、工事の進め方に関して、学校側とも協議・検討を重ねてまいりました。

協議を経て、最終的に、工事期間を令和7年5月から令和8年9月までの2か年に渡ることを回避することができないと判断し、表のと通りの運営体制としたところであります。

開校日の令和8年4月時点においては、5年生から9年生までの中等部と高等部は、まくべつ学園の新校舎で、1年生から4年生までの初等部は、現在の幕別小学校で、授業を行い、令和8年8月の2学期から、全ての学年が一つの学校で学校生活を送ることといたしました。

「(3)主な事業概要」であります。

義務教育学校において不足が見込まれる普通教室数を確保するため、新たに教室棟をまた、低学年の児童が普通教室棟から北側の「特別教室棟」にスムーズに移動できる動線を確保するため、1階と2階、それぞれに渡り廊下を増築し、加えて、児童生徒の玄関を移設し増築するなどが建築主体工事の増築部分であります。

②の建築主体工事から④の機械設備工事までは、新たに増築する校舎と既存校舎の改修に分けて記載しております。

②の建築主体工事の「増築」欄をご覧ください。

教室棟は、木造平屋建て、床面積は660.37平方メートル、玄関棟は、鉄筋コンクリート造平屋建て、253.31平方メートル、渡り廊下は、鉄筋コンクリート造2階建て103.50平方メートル、建築面積合計は、1,017.18平方メートルであります。

以下、改修内容と③電気設備工事、④機械設備工事の内容を記載しております。

ここには記載しておりませんが、合わせて屋内運動場の照明設備をLED化することとしております。

右側をご覧ください。

「(4)令和7年度の主な工事概要」であります。

7年度の工事着工は5月下旬を計画しております。

夏休みと冬休みの期間を有効に活用して工事を施工するため、記載の施工計画で進めてまいります。

5月下旬から7月上旬にかけて、②と③に記載のとおり、「普通教室棟」と「屋内運動場」をつなぐ渡り廊下と「普通教室棟」と「特別教室棟」をつなぐ2階のみの渡り廊下の解体を同時に施工し、その後、教室棟などの増築工事を令和8年3月下旬まで施工する計画であります。

④既存校舎の改修は、5月下旬から令和8年3月下旬まで施工する計画であります。

「(5)令和8年度の主な工事概要」であります。

令和8年4月上旬から9月下旬まで、現在の生徒玄関を職員室に改修するなどの改修を行う計画であります。

「(6)まくべつ学園増改修事業費に係る財源」であります。

年度ごとに、事業費と財源内訳を記載しております。

令和7年度は、事業費13億2,482万9,000円、国庫支出金4億9,459万2,000円、地方債7億2,100万円、一般財源1億923万7,000円、令和8年度は、事業費2億8,354万7,000円、国庫支出金8,096万1,000円、地方債1億7,440万円、一般財源2,818万6,000円、合計は、16億837万6,000円、国庫支出金5億7,555万3,000円、地方債8億9,540万円、一般財源1億3,742万3,000円であります。

3ページをご覧ください。

1階平面図であります。

図面上部は北方向で平和通り側、下部は南方向で、グラウンド側であります。

図面下部に凡例を記載しております。

水色は令和7年度の増築箇所、薄桃色は令和7年度の内部改修箇所、黄色は令和8年度内部改修箇所を示しております。

水色の増築箇所であります。

南側に増築する教室棟は、義務教育学校において不足が見込まれる教室数を確保するため、特別支援教室棟を施工するものであります。

既存校舎に圧迫感を与えないよう平屋建てとし、一部を可動式の壁とすることで、今後の児童生徒数の状況に応じて、教室配置の変更が可能になるよう設計しております。

加えて、フリースペースのほか、低学年児童用トイレ、バリアフリートイレなどを設置いたします。

東側には、フリースペースからグラウンドに出入りできる玄関を設置し、緊急時の避難などに対応することとしております。

玄関の右側、既存の渡り廊下は、2階のみで「特別教室棟」と「普通教室棟」をつないでおりますが、この渡り廊下を解体し、新たに1階と2階にそれぞれ渡り廊下を増築するものであります。

これに対応して、中央部に西側から登校する玄関を新設するものであります。

次に、既存校舎の内部改修箇所をご説明いたします。

1点目は、「普通教室の配置」であります。

1階に初等部の4つの教室を、2階に中等部の3つの教室と高等部の2つの教室を配置するものであります。

校舎の中央は、黄色で示しております。令和8年度施工であります。

既存の生徒玄関を職員室に改修し、あわせて、フリースペースの一部を印刷室と給湯室、校長室に改修するものであります。

既存の図書室を、初等部の児童のための「習熟度別授業」への活用や多目的に使用できるフリースペースに改修いたします。

既存の保健室を図書コーナーに改修し、既存の特別支援教室をゆとりのある使いやすい保健室に改修いたします。

屋外トイレを廃止し、校舎東側の既存トイレを屋外用としても使用できるよう、出入口を設置いたします。

このほか、1階と2階にある普通教室棟のトイレや特別教室棟など、経年劣化に対処するため内部改修いたします。

4ページをご覧ください。

2階平面図であります。

水色の増築箇所は、1階の屋上などと、渡り廊下であります。

薄桃色の普通教室棟の中央部のフリースペースに図書コーナーを設置いたします。

既存の職員室は、大きめのフリースペースとし、「習熟度別授業」や学年単位での使用が可能なスペースに改修します。

5ページをご覧ください。

立面図であります。

水色箇所が、令和7年度増築部分であります。

議案書の6ページにお戻りください。

「第3表 地方債補正」、「1 追加」であります。

まくべつ学園増改修事業、7億2,100万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

「2 変更」であります。

除雪機械購入事業は、資材高騰や労務単価の上昇に伴い、現行予算に不足が生じる見込みとなりましたことから、150万円を追加し、1,860万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

歳出をご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、229万7,000円の追加であります。

役場庁舎の管理委託料と清掃委託料の設計において、それぞれ採用している公共工事設計労務単価と建築保全業務労務単価の引き上げに伴い、令和7年度委託料を増額するものであります。

国土交通省は、本年2月14日、令和7年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価と建築保全業務労務単価を決定し、本年3月から適用すると公表いたしました。

公共工事設計労務単価に係る全国全職種単純平均では、対前年度比6.0パーセント、北海道平均は、4.7パーセントの引き上げとなりました。

具体的には、普通作業員は4.5パーセント増の日額2万900円に、軽作業員は8.0パーセント増の1万8,900円に、一般運転手は3.9パーセント増の2万1,500円に引き上げられました。

複数年契約を締結している管理委託業務等に関して、初年度の設計金額比で5パーセントを超える増額となり、令和7年度の契約において不足が見込まれますことから、当初予算に加えて、それぞれの委託料に所要額を追加しようとするものであります。

今回、その他の事業においても委託料を追加いたしますが、一般会計総額で、8,768万4,000円を追加するものであります。

5目一般財産管理費37万2,000円、6目札内コミュニティプラザ管理費150万6,000円、7目近隣センター管理費812万円、14目交通防犯費93万7,000円の追加であります。

交通安全指導委託契約に適用している交通誘導警備員単価が4.3パーセント増の時給1,825円に改められたことによるものであります。

10ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉総務費、6目老人福祉費53万1,000円、9目保健福祉センター管理費54万2,000円、10目老人福祉センター管理費56万1,000円、11目ふれあいセンター福寿管理費88万2,000円の追加であります。

11ページをご覧ください。

2項児童福祉費、4目へき地保育所費6万8,000円、4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費89万2,000円、2項清掃費、1目清掃総務費926万4,000円の追加であります。

12ページをご覧ください。

6款農林業費、1項農業費、4目農業施設管理費9万2,000円、7目農地費13万2,000円、7款1項商工費、3目観光費11万9,000円、8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費216万7,000円の追加であります。

13ページをご覧ください。

2項道路橋梁費、2目道路維持補修費2,744万1,000円、備品購入費は、労務単価に加え、資材費高騰により追加するものであります。

3項都市計画費、2目都市環境管理費1,088万2,000円の追加であります。

14ページをご覧ください。

10 款教育費、1 項教育総務費、4 目スクールバス管理費 263 万 2,000 円、6 目学校給食センター管理費 423 万 8,000 円の追加であります。

7 目まくべつ学園増改修整備事業費、目を新設し、予算額を 13 億 2,482 万 9,000 円とするものであります。

まくべつ学園の増改修に伴う工事請負費と工事監理委託料を追加するものであります。

ここでの説明は省略させていただきます。

15 ページをご覧ください。

2 項小学校費、1 目学校管理費 563 万 5,000 円、3 項中学校費、1 目学校管理費 498 万 2,000 円、4 項社会教育費、3 目町民会館費 204 万 6,000 円、7 目図書館管理費 30 万 1,000 円の追加であります。

16 ページをご覧ください。

5 項保健体育費、2 目体育施設費 104 万 5,000 円の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

7 ページまでお戻りください。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 542 万 1,000 円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目教育費負担金 3 億 1,681 万 3,000 円の追加であります。

公立学校施設整備費国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、5 目教育費補助金 1 億 7,777 万 9,000 円の追加であります。

学校施設環境改善交付金であります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億 9,000 万円の追加であります。

8 ページをご覧ください。

23 款 1 項町債、6 目土木債 150 万円、8 目教育債 7 億 2,100 万円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） ページ数 14 ページのまくべつ学園増改築、事業費 13 億 2,482 万 9,000 円に関わりまして、質問いたします。その手前で、継続費ということで説明をいただきました。説明では、履行するに当たって、特別な事情があり、数年にまたがるときの予算の示し方、計上の仕方だと思うのですが、あまり今までこういうケースってなかったと思うのですよね。つまり事業をやっている、どうしても翌年になるとときには、繰越明許という形でできましたし、どうしても翌年のことまで決めなきゃならないようなときには、専決処分でするということだったと思うのですけれど、この継続に至った特別な理由というのは、何だったのでしょうか。

二つ目なのですが、資料の 2 ページでお伺いしたいと思うのですが、まくべつ学園は従前から本会議、あるいは委員会も含めて説明をいただいております、令和 8 年の 4 月からスタートするというご説明をいただいておりますよね。今回、そのこと自体は変わらないのですけれども、しかし説明資料の（2）で令和 8 年 8 月、2 学期から 1 年生も 4 年生も入れて、全員が初めて新しい学舎に移るといふことなのなのですが、一つの学校にするといいながら、分かれて授業をやっているわけですよね。教育運営上、職員会議一つ、さまざまな行事一つ、いろんな運営上で分散するリスクというのはあるのではないかと、思うのですけれども、どんなふうにとられて、教育にあられるのか。これも致し方ないことなのではと思うのですが、致し方ない理由というのは何だったのでしょうか。まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 今回の補正におきまして、継続費ということで予算計上しております。

こちらにおきましては、令和7年の工事が始まって、2か年にわたるということで、庁舎の際にも継続費ということで2か年にわたる予算計上としておりました。

2点目なのですが、義務教育学校のスタートとしては令和8年の4月に新たにスタートすることとなります。令和8年の4月にはまず、中等部以上の5年生以上が引っ越しをして、4・3・2制でスタートいたします。現在も一部教科で取り組んでいるのですが、教科担任制ということで中等部から拡大すること、50分の授業ということで検討して進めてございます。初等部は、現在の幕別小学校に残って、令和8年度スタートさせるのですが、授業などには支障なくスタートさせていきます。運動会等につきましては、合同で実施を検討して、特段問題はないかと考えております。教職員の会議などは、一定期間学校間の移動はあるものと想定しております。

理由ですが、昨年7月に地域説明会におきまして、保護者や教職員から意見をいただきました。そちらを反映させた実施設計となっております。実施設計が今回固まったことから、提案説明でもご説明申し上げたとおり、生徒が通学している中での増築と改修の工事となっております。こうしたことから、生徒の学習を始め、学校運営に係る支障を最小限に抑えるために、学校とも協議を重ねた結果、最終的に令和8年9月までの2か年にわたることを回避することができないと判断したところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 一番良かったのは、全生徒が小中一貫校として同じ年度初めから一斉にスタートするというのが、そうすること、一つの学校にするのですから、そうするのが当然のことでしたよね。一体私たちの説明は令和8年4月からスタートするというで聞いておりましたけれども、ここに至るまでの最初から学園を一つにするのだという提案から始まって、いつまでにどうするかというタイムスケジュールをもって、一つひとつ丁寧に必要な会議をやって組み立てて来られていたと思うのですよね。その目標と言うのは令和8年の4月スタートでしたよね。今、課長の説明ですと、遅れた理由は、昨年7月に地域説明会等を行って、意見を集約した結果、初めてそれが実施設計として固まったから、そこから始まっているから来年の3月までには、間に合わないのだということですが、これちょっと説明になっていないと思うのですよね。目標が8年4月というのがあったわけですから、当然その前に必要な会議が行われて、そして設計が固まっていく。設計を固めて、発注するに当たっても、そういう目標値を明確にしながら、実施設計を決めていく。つまり今の説明でしたら、7月に説明をして固めたのでは、もうすでに目標から遅れてしまうということではなかったのでしょうか。私たちは理事者側から議案なり、計画の説明を受けましたら、説明を基にどんな事業になっていくか描くわけですよ。そして、いつからそれが始まるかということも説明をいただきますから、それで描くわけですよ。そしてそれに向かって進んでいると思う。これまでのそういう事業が目標通りにいかないことがありました。そこには特別な事情がやっぱりあったのですよね。今特に、資材が不足するだとかいろんなことありますから、計画通りに物が集まらなくて、結局建設しようと思ったけど、上手くいかないことありましたよ。そういうことは理解できるのですけれども、今の説明ですと、昨年7月に実施設計が固まったから遅れたのだというのは、これはちょっと説明になっていないと思うのですけれども、もう少しここに至ったことわかるようにご説明いただけないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 先ほどお答えさせていただきましたが、学校開校しながらの工事、改修となるので、学習等には支障ないような形で期間を設けているものであります。4月からあくまでも義務教育学校として、4・3・2制でスタートはいたします。5年生以上が、現在の中学校に移動しますので、その中で授業に関しては、問題なく進みますので、授業に関しては問題ないということで、学校とも打ち合わせを進めながらスタートするところでございます。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 説明については課長と同じではあるのですが、基本的にはみなさま方からいただいたご意見として、いろんな人のご意見を伺いながら建設を進めるようにということで、

学校の配置も含めて決めるようにということでしたので、私どもとしては、地域説明会なり、教職員の方たちに説明をしてきたのですけれども、その中でいろんな意見をいただいたのですが、出来るだけいただいた意見を反映した中で、実施設計をどのような形で進められるかということで、業者と協議をしてきたところなのですけれども、実施設計を進めるに当たっては、その内容を盛り込むとなると、一定程度の期間がかかるという話と、あとはかなり保護者の方から言われたのは、安全面に相当配慮してくれと、要はその校舎にしながら工事を始めるわけですから、本当に気を付けてほしいと言われたので、そこも実施設計の中で、業者とどのような形で安全面に配慮したら子どもたちにとって安全な形で工事を進められるか、協議をしてきたのですけれども、その中でちょっと1年では収まらないという結果が出たということなので、ある程度調整しながら進めてきて、その中でなんとか収まるようにという話もしてきたのですけれども、結果的にはこういう形になったということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 新しく建てて、そこに全員が引っ越して一斉にスタートということではありませんから、今ご説明いただいたような、実際には児童生徒さんがいる中で工事が始まっていくということですね、本当に大変な工事だとは思いますが。したがって、思うように進まないという面も、今の説明の中からは伺い知ることできるのですけれども、安全に最大限配慮していただくということと、遅れてでも、保護者や教職員の意見を聞くということも大事なことだと思います。そこは理解したいと思います。ただ、やはり一つになるのが、分かれてやるということになれば1学期の間だけといえども、運動会もあるでしょうし、保健室の対応一つとっても、両方に設けられて、2人の先生がいらっしゃるのかどうか、そういうことも考えれば、やはり問題は生じませんと言いながら、やっぱり負担は、一斉に始めるよりもあると思うのです。そういったところは、現場の先生方ともしっかりと聞いてらっしゃるとは思いますが、やっていただいて、支障が極力少なく進めていただきたいということを申し上げたいと思います。ありましたらお答えください。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 昨年の学校設置条例の改正の中でも、令和8年4月開校という説明で提案をさしあげたと記憶しております。中橋議員おっしゃったとおり、資材費の高騰ですとか、建設業における人手不足、加えて2024年問題と言われる残業規制が建設業界にも適用されるといった状況がありましたので、実施設計を発注したのちに、プランの内容を固めるのと同時にそうした問題が生じることのないように、十分設計の業者さんとも打ち合わせしていただくようお願いしておりました。他の自治体でもありますように、建設に場合によっては、至らなかったですとか、延期になる、もしくは工期が伸びる、建築費が増嵩するといった例がたくさんありましたので、そうしたことにならないように十分留意するよにということ、進めていただいていたということがまずありました。そうした中で、地域での説明会ですとか、学校での説明会でもそうだったのですが、今部長が申し上げたとおり、児童生徒がいながらの改修にどうしてもなるものですから、児童生徒の安全面の配慮という声が強くなりまして、当然のことではありますけれども、そうしたことも含めて最大限、工期を短くしながら、先ほど申し上げた懸念が生じることがないようなかたちで進めた結果、1学期は残念ながら分散した別々の校舎でやらざるを得ないという結論に至ったというものでありますので、そのような経過でありました。その間の学校運営につきましては、先般の一般質問でもお話いたしました、小学校課程については小学校課程の、中学校課程は中学校課程の教職員の配置基準に基づいて、配置をされることになっておりますので、それぞれの校舎に養護教諭も配置をされるということになります。ただ、1年生から4年生に関わる先生方については、今の幕別小学校にしながらということになりますし、職員会議となれば、お互いの先生が行き来しながら会議を行う等々があるとは思いますが。開校に向けた準備委員会、昨年からまくべつ学園で進められていますけれども、3月に第6回の会議を開きまして、こうした状況にあるということをご理解いただいて、それに向けた対応も含めておねがいをしたところでございます。いずれにしましても、こういう形になることによって、学校運営に支障をきたすことがないように留意しながら進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

野原議員。

○9番（野原恵子） 今、教育長から準備委員会などで説明されているとお答えいただいたのですが、保護者にどういう形で、この経過の説明をされているのでしょうか。実は、保護者の方から、どのように進められているのか、説明会があっても働いている人たちは、説明会などは夜になると参加できないとか、昼にされても参加できなくて、状況がよくわからないという声も聞いているのですよね。そういう説明会はどのような形で説明されて、保護者にわかるように伝わっているのか、その確認をしっかりといただきまして、安心できるような体制をしっかりと保護者に知らせていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 今回の実施設計が固まったことから、4月の参観日の際にある懇談会で教育委員会のほうから保護者に対して、スケジュールですとか地域説明会からの変更点を説明する機会を設けて、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） それでは、その4月の参観日にこういうことも説明しますということをつけ加えて、多くの保護者の方がなるべく参加できるようなそういう通知もしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 学校には今回、私たちから説明するということでお話しておりますので、そういった内容を加えてもらうようなことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第46号、令和7年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）および日程第12、議案第47号、令和7年度幕別町下水道事業会計補正予算（第1号）の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第46号、令和7年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第47号、令和7年度幕別町下水道事業会計補正予算（第1号）について、一括してご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の1ページをご覧ください。

二つの補正予算は、一般会計と同様に、本年3月から適用される公共工事設計労務単価の引き上げに伴う経費を追加するものであります。

議案第46号、令和7年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款水道事業費用は、補正予定額274万9,000円を追加し、6億4,688万円に、第2款簡易水道事業費用は、478万7,000円を追加し、3億5,385万8,000円に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費87万6,000円、4目総係費187万3,000円の追加であります。

2 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 385 万 3,000 円、4 目総係費 93 万 4,000 円の追加であります。

以上で、水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 47 号、令和 7 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。

第 2 条は、収益的支出の補正であります。

第 1 款公共下水道事業費用は、1,225 万 4,000 円を追加し、8 億 9,298 万 8,000 円に、第 2 款個別排水処理事業費用は、167 万 4,000 円を追加し、2 億 361 万 3,000 円に、第 3 款農業集落排水事業費用は、575 万 1,000 円を追加し、1 億 2,313 万 3,000 円に改めるものであります。

4 ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1 款公共下水道事業費用、1 項営業費用、1 目管渠費 34 万円、2 目ポンプ場費 161 万円、3 目処理場費 1,030 万 4,000 円、2 款個別排水処理事業費用、1 項営業費用、1 目浄化槽費 167 万 4,000 円、3 款農業集落排水事業費用、1 項営業費用、2 目処理場費 575 万 1,000 円の追加であります。

以上で、議案第 46 号と議案第 47 号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 46 号、令和 7 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 47 号、令和 7 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 25 号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○9 番（野原恵子） 総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

令和 7 年 3 月 4 日、本委員会に付託された議案第 25 号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和 7 年 3 月 4 日、1 日間であります。

審査にあたっては、条例の制定内容について、質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で、原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 13、議案第 25 号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 25 号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 31 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします、民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長荒貴賀議員。

○8 番（荒 貴賀） 民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

令和 7 年 3 月 4 日、本委員会に付託された議案第 31 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和 7 年 3 月 4 日、1 日間であります。

審査にあたっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について、質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で、原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 14、議案第 31 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 31 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本件は委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の規定により表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 17 人、賛成 13 人、反対 4 人。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 35 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長荒貴賀議員。

- 8 番（荒 貴賀） 民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

令和 7 年 3 月 4 日、本委員会に付託された議案第 35 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和 7 年 3 月 4 日、1 日間であります。

審査にあたっては、条例の改正内容について、質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で、原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

- 議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 13、議案第 25 号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 25 号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 43 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

- 町長（飯田晴義） 議案第 43 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 47 ページ、議案説明資料の 105 ページをご覧ください。

地方自治法は、執行機関として法律の定めるところにより市町村に固定資産評価審査委員会を置かなければならない、とし「固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。」と定めております。

これを受け、地方税法第 423 条第 3 項において、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」と定められております。

本議案は、現固定資産評価審査委員会委員であります、渡部尚博氏が、令和 7 年 3 月 23 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和 7 年 3 月 24 日から令和 10 年 3 月 23 日までの 3 年間であります。

同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 105 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 17 人、賛成 17 人、反対ゼロ人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 17、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、および日程第 18、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 議件を一括議題といたします。説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 諮問第 1 号および諮問第 2 号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 48 ページ、議案説明資料の 106 ページをご覧ください。

人権擁護委員法は、「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」と掲げ、「人権擁護委員は、市町村の区域に置くものとする。」と定めております。

同法第 6 条第 1 項において、「人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。」とし、同条第 2 項では、「法務大臣の委嘱は、市町村長が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会および都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。」と定めております。

また、同条第 3 項は、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」と定めております。

本町においては、現在、6 名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、そのうちの 2 名の方々が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、2 名の委員を推薦するため、議会の意見を求めようとするものであります。

はじめに、諮問第 1 号であります。

議案書の 48 ページをご覧ください。

現人権擁護委員であります、赤石裕元氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

49 ページをご覧ください。

諮問第2号であります。

現人権擁護委員であります酒井幸子氏が、今期をもって、ご勇退されますことから、その後任といたしまして、福井直美氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

酒井委員には、平成28年7月から9年間の永きに渡り、多くの機会を通じて、地域住民からのさまざまな人権相談に親身に携わっていただきました。

ここに、深く感謝とお礼を申し上げます。

推薦いたします2氏の任期は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間です。

なお、2氏の経歴につきましては、議案説明資料の106ページ、107ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。
お諮りいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについては、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

[閉会中の継続審査の申出]

○議長（寺林俊幸） 日程第19、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉会]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、令和7年第1回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：19 閉会